

令和2年度

100中小企業の支援

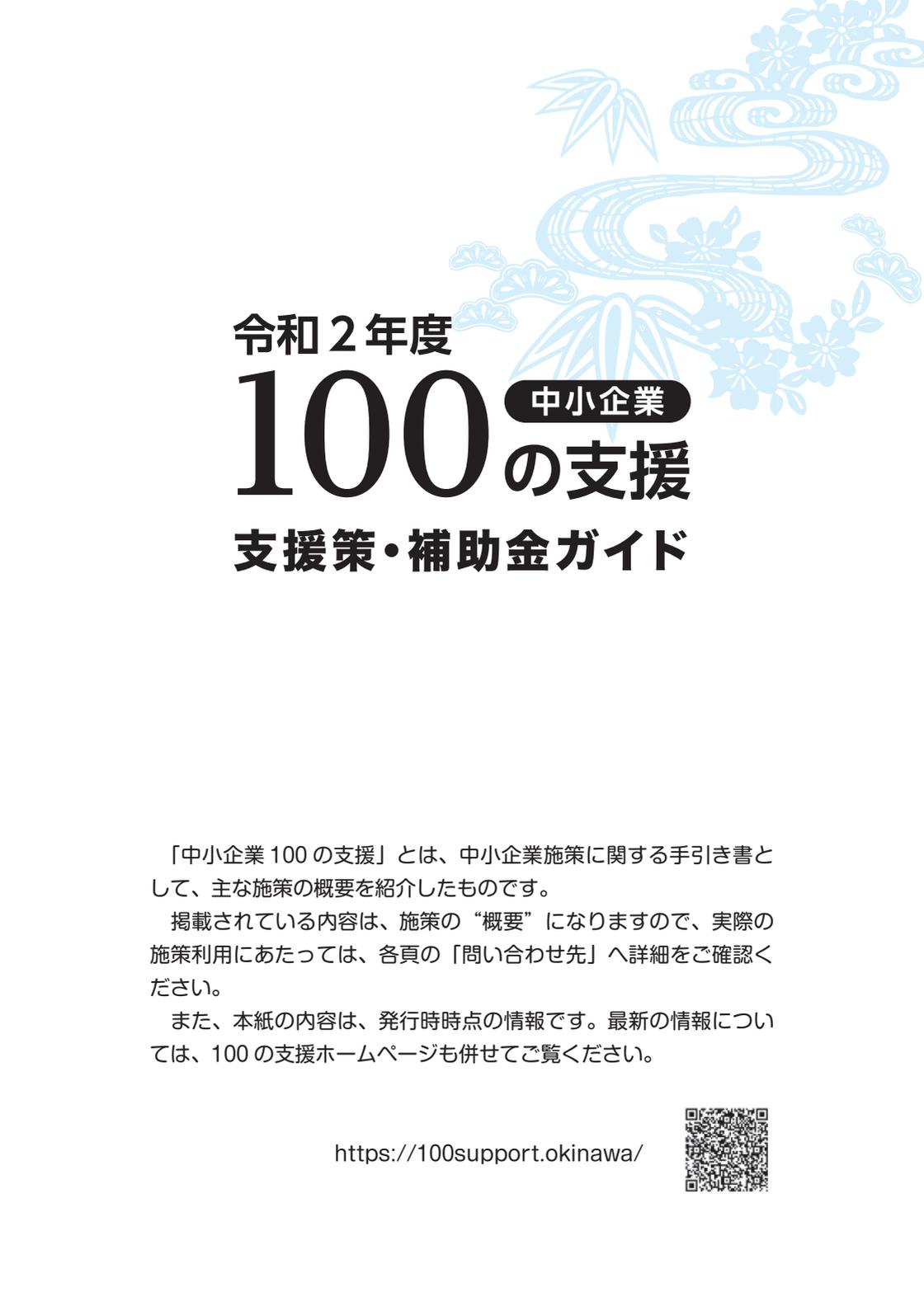
知って
得する!!

支援策・補助金ガイド



事業者必見!

知っておきたい
最新情報満載!



令和2年度 100中小企業の支援 支援策・補助金ガイド

「中小企業100の支援」とは、中小企業施策に関する手引き書として、主な施策の概要を紹介したものです。

掲載されている内容は、施策の“概要”になりますので、実際の施策利用にあたっては、各頁の「問い合わせ先」へ詳細をご確認ください。

また、本紙の内容は、発行時時点の情報です。最新の情報については、100の支援ホームページも併せてご覧ください。

<https://100support.okinawa/>



新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

■ 沖縄県産業振興公社、沖縄県、沖縄県信用保証協会、沖縄振興開発金融公庫、
沖縄労働局、ジェットロ、中小企業基盤整備機構沖縄事務所 沖縄総合事務局 ■

新型コロナウイルス感染症関連相談窓口

相談分類	相談窓口・連絡先	支援内容
経営全般に関する相談	○(公財)沖縄県産業振興公社 中小企業支援センター TEL:098-859-6237	経営全般に関する相談・情報提供を行っています。
	○内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 TEL:098-866-1755	
	○(独)中小企業基盤整備機構 沖縄事務所 TEL:098-859-7566	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける、又はその恐れがある中小企業・小規模企業者を対象として、経営上の相談に対応しています。
融資やご返済に関する相談	○沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 TEL:098-941-1785	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの融資やご返済に関する相談に対応しています。
個別金融相談、保証制度に関する相談	○沖縄県信用保証協会 保証第一課・保証第二課 TEL:098-863-5300	個別金融相談、保証制度に関する相談を行っています。
経営支援、再生支援、保証後のモニタリング等の相談	○沖縄県信用保証協会 経営支援課 TEL:098-863-5310	経営支援、再生支援、保証後のモニタリングに関する相談を行っています。

相談分類	相談窓口・連絡先	支援内容
創業支援、保証後のモニタリング等の相談	<p>○沖縄県信用保証協会 創業支援課 TEL：098-863-5303</p>	<p>創業支援、保証後のモニタリング等の相談を行っています。</p>
海外ビジネス相談	<p>○ジェットロお客様サポート部 貿易投資相談課 TEL：03-3582-5651 平日9時～12時/13時～17時(土日、祝祭日を除く)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等の皆様に対する海外ビジネス相談窓口を設置しています。 また、特設サイトを通じて情報発信を行っています。</p>
雇用に関する相談	<p>○事業主向け雇用支援事業事務局 (グッドジョブ相談ステーション) TEL：098-941-2044</p>	<p>事業主向けの雇用相談・情報提供を行っています。(相談者の状況に最も適した制度等の紹介及び活用の助言、ならびに関係機関等の案内等)</p>
労働に関する相談	<p>○沖縄労働局(雇用環境・均等室) TEL：098-868-6060 ○宮古労働基準監督署 TEL：0980-72-2303 ○宮古公共職業安定所 TEL：0980-72-3329 ○八重山労働基準監督署 TEL：0980-82-2344 ○八重山公共職業安定所 TEL：0980-82-2327</p>	<p>特別労働相談窓口を設置し、労働に関する相談に応じています。</p>

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

■ 沖縄県 ■

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金

目的

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、資金繰りが厳しくなっている中小企業者に経営の安定に必要な資金を融資します。

対象者

令和2年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者、協同組合等で、県内において本店を有し3ヶ月以上継続して同一事業を営むもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号（売上高の減少を要因としないものを除く。）の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定したもの（以下、セーフティーネット保証）
- 2 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、特例中小企業者として市町村長が認定したもの（以下、危機関連保証）

支援内容

融資限度額：3,000万円

融資利率：0.8%（セーフティーネット保証4号、危機関連保証）

1.6%（セーフティーネット保証5号）

※以下の「対象要件」に該当する場合、3年間利子補給

※利子補給の方法は、金融機関によって異なります

保証料率：0.85%（◆経営者保証免除対応を受ける場合+0.2%）

※以下の「対象要件」に該当する場合、保証料ゼロ～1/2

融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）

資金使途：経営の安定に必要な資金（運転資金・設備資金）※借換可

【対象要件】

- ・ 個人事業主（小規模事業者に限る）で売上高5%以上減：3年間実質無利子、保証料ゼロ
- ・ 中小企業者で売上高15%以上減：3年間実質無利子、保証料ゼロ
- ・ 中小企業者で売上高5～15%未満減：保証料1/2

活用のポイント

セーフティネット保証4号・5号又は危機関連保証の市町村認定が必要であるが、当資金では金融機関によるワンストップ手続きが可能となっております。

保証協会の保証付けが必要となります。

担保：無担保

保証人：一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば代表者の連帯保証不要（経営者保証免除対応）

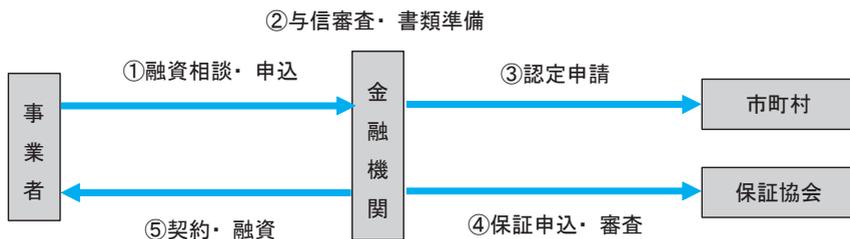
申請時期

令和2年5月～12月（予定）

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661



目次 (分野別)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

新型コロナウイルス感染症関連相談窓口	新型コロナナ 1
沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金	新型コロナナ 3

創業・経営革新

中小企業総合支援事業（窓口相談）	1
中小企業総合支援事業（専門家派遣事業）	2
琉球大学産学官連携相談会	4
中小企業等経営革新強化支援事業	5
製造業県内発注促進事業マッチング支援業務	7
地域ビジネス力育成強化事業	8
小規模事業者等持続化支援事業	10
小規模事業者のための経営改善普及事業	12
沖縄雇用・経営基盤強化事業	13
創業者等支援診断助言事業	14
沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金、生業資金）	16
新創業融資制度（生業資金、生活衛生資金）	17
J-Net21[中小企業ビジネス支援サイト]	18
商店街活性化・観光消費創出事業	20

新商品・新サービスの開発

産学官連携製品開発支援事業	22
沖縄クラウドネットワーク利用促進事業	23
令和2年度アジアITビジネス活性化推進事業（IoT利活用促進）補助対象事業	25
令和2年度IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業	27
令和2年度沖縄アジアITビジネス創出促進事業	29
令和2年度沖縄型オープンイノベーション創出促進事業 （ITスタートアップ補助対象事業）	31
令和2年度沖縄型オープンイノベーション創出促進事業 フューチャーセンター事業	33
令和2年度金融関連ビジネスモデル創出促進事業	35
新企業育成貸付（中小企業資金、生業資金）	37
新事業創出促進出資	39
地域産業資源活用（支援）事業	40
JAPANブランド育成支援事業	42
新連携支援事業	44
農工商等連携(支援)事業	45

経営サポート

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業	47
下請かけこみ寺事業	49
国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区への立地	50
沖縄県産業振興基金事業	52
建設業経営力強化支援事業(ちゅらしま建設業相談窓口)	54
沖縄県よるず支援拠点	55
おきなわ経営サポート会議	56
経営改善サポート保証制度(事業再生計画実施関連保証)	57
借換保証制度	58
中小企業組合制度	60
セーフティネット貸付(中小企業資金、生業資金、生活衛生資金)	62
無担保融資特例制度(生業資金、生活衛生資金)	64
中小機構の専門家派遣制度	65
IT経営簡易診断	67
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)	69
小規模企業共済制度	70
中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業(ミラサポートplus)	71
沖縄総合事務局中小企業相談(中小企業・小規模事業者のための相談事業)	72
商業・サービス競争力強化連携支援事業	73
IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)	74
沖縄県経営改善支援センター	76
沖縄県事業引継ぎ支援センター	77
沖縄県中小企業再生支援協議会	79
プッシュ型事業承継支援高度化事業	81

金融サポート、設備投資

機械類貸与制度(割賦販売)	83
機械類貸与制度(リース)	85
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口	87
地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資)	89
沖縄県企業立地促進助成事業補助金	91
沖縄県中小企業振興資金利子補給金	93
創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)	95
創業者・事業承継支援資金(事業承継支援貸付)	97
ベンチャー支援資金	99
雇用創出促進資金	101
経営振興資金	103
高度化資金(共同施設事業)	105

高度化資金（施設集約化事業）	107
高度化資金（集積区域整備事業）	109
高度化資金（集団化事業）	111
高度化資金（商店街整備等支援事業）	113
高度化資金（設備リース事業）	115
産業振興資金（オキナワ型産業振興貸付）	117
産業振興資金（企業立地推進貸付）	119
資金繰り円滑化借換資金	121
小規模企業対策資金（一般貸付）	123
小規模企業対策資金（特別小口貸付）	125
小口零細企業資金	127
新事業分野進出資金	129
組織強化育成資金（一般貸付）	131
組織強化育成資金（セーフティネット貸付）	133
短期運転資金（一般貸付）	135
短期運転資金（売掛債権担保貸付）	137
中小企業セーフティネット資金	139
中小企業再生支援資金	141
経営安定関連4号（セーフティネット保証4号）	143
経営安定関連5号（セーフティネット保証5号）	145
事業承継特別保証制度	147
危機関連保証制度	149
令和元年度補正・令和二年度補正	
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	151
沖縄特産品振興貸付（中小企業資金、生業資金）	153
沖縄離島・北部過疎地域振興貸付（中小企業資金、生業資金）	155
沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（沖経資金）	157
沖縄観光リゾート産業振興貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）	159
小規模事業者経営改善資金（マル経資金）	161
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）	163
生活衛生資金	165
生業資金（基本資金）	167
赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）制度	169
経営力向上計画	170
事業継続力強化計画	172

人材・雇用・働き方改革関連

グローバル産業人材育成事業	174
生涯現役スキル活用型雇用推進事業	176

認定職業訓練助成事業費補助金	178
おきなわ企業魅力発見事業	180
地域巡回マッチングプログラム事業	182
職場適応訓練事業費	184
事業主向け雇用支援事業	186
正規雇用化サポート事業	188
県内企業雇用環境改善支援事業	190
正社員雇用拡大助成金事業	192
正規雇用化企業応援事業	194
県内企業人材確保支援事業	195
IT人材高度化支援事業	196
沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例	198
働き方改革推進支援資金	199
キャリアアップ助成金	201
人材開発支援助成金	203
人材確保等支援助成金	205
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	207
特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）	209
特定求職者雇用開発助成金（発達障害・難治性疾患患者雇用開発コース）	211
特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）	213
特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）	214
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	216
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	218
トライアル雇用助成金（障害者トライアル・障害者短時間トライアルコース）	220
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	222
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	224

販路拡大・物流

県産品拡大展開総合支援事業	225
物流高度化推進事業	227
情報通信関連企業等誘致・活性化事業	228
国際ビジネスマッチングTTPP:(Trade Tie-up Promotion Program)	229
J-GoodTech（ジエグテック）	231

貿易・海外進出

海外展開支援事業	233
沖縄と海外のビジネス交流サポート「ビジネスコンシェルジュ沖縄」 （アジア・ビジネス・ネットワーク事業）	234
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（渡航・招聘支援）	236

沖縄国際物流ハブ活用推進事業(戦略的輸出拡大支援) ……………	238
沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販売促進支援) ……………	240
沖縄国際物流ハブ活用推進事業(輸出拡大人材育成支援) ……………	242
沖縄国際物流ハブ活用推進事業(商品改良支援) ……………	244
沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓) ……………	246
令和2年度海外セールスコール支援事業 ……………	248
海外におけるEC販売プロジェクト (JAPAN MALL事業) ……………	250
グローバル・アクセラレーション・ハブ……………	252
輸出専門家による支援サービス(農林水産・食品分野) ……………	254
貿易投資相談……………	255
貿易実務オンライン講座……………	256
海外ビジネス・サポートセンター……………	258
ジェットロ・メンバーズ (ジェットロの会員制度) ……………	260
海外ミニ調査サービス……………	262
海外ブリーフィングサービス……………	264
海外の経済・貿易・投資に関する情報提供 (ジェットロ沖縄のご案内) ……………	266
海外コーディネーター(農林水産・食品分野)による輸出相談サービス ……………	267
「新輸出大国コンソーシアム」専門家による個別支援サービス ……………	269
中小企業海外展開現地支援プラットフォーム……………	271
政府開発援助 (ODA) を活用した中小企業・SDGs ビジネス支援事業 ……………	273
海外展開ハンズオン支援……………	275

情報化

先端IT活用促進事業……………	276
サイバーセキュリティ人材創出促進事業……………	277
中央会パソコン教室……………	279
沖縄情報通信産業支援貸付 (産業開発資金、中小企業資金、生業資金) ……………	280
IT活用促進資金 (中小企業資金、生業資金) ……………	282

知的財産

知的財産総合支援事業……………	284
知的財産保護関連サービス……………	285
知財総合支援窓口運営業務……………	287

研究開発・技術革新

新産業事業化促進事業……………	289
沖縄バイオ産業振興センター……………	291
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター……………	293
企業連携共同研究事業……………	295

工業技術支援事業	297
令和2年度産学官連携推進ネットワーク形成事業	299
ものづくり生産性向上支援事業	301
戦略的基盤技術高度化支援事業	303

農林水産関連

農林水産関連事業に関する支援及び相談窓口	305
----------------------	-----

リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ

沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）	307
リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ等に関する支援及び相談窓口	309
沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業	310

目次（支援機関別）

公益財団法人沖縄県産業振興公社

●新型コロナウイルス感染症関連相談窓口	新型コロナ	1
中小企業総合支援事業（窓口相談）		1
中小企業総合支援事業（専門家派遣事業）		2
琉球大学産学官連携相談会		4
中小企業等経営革新強化支援事業		5
製造業県内発注促進事業マッチング支援業務		7
産学官連携製品開発支援事業		22
中小企業基盤強化プロジェクト推進事業		47
下請かけこみ寺事業		49
機械類貸与制度（割賦販売）		83
機械類貸与制度（リース）		85
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口		87
グローバル産業人材育成事業		174
生涯現役スキル活用型雇用推進事業		176
県産品拡大展開総合支援事業		225
物流高度化推進事業		227
海外展開支援事業		233
沖縄と海外のビジネス交流サポート「ビジネスコンシェルジュ沖縄」 （アジア・ビジネス・ネットワーク事業）		234
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（渡航・招聘支援）		236
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（戦略的輸出拡大支援）		238
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（海外販売促進支援）		240
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（輸出拡大人材育成支援）		242
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（商品改良支援）		244
新産業事業化促進事業		289

沖縄県

●新型コロナウイルス感染症関連相談窓口	新型コロナ	1
●沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金	新型コロナ	3
地域ビジネス力育成強化事業		8
小規模事業者等持続化支援事業		10
小規模事業者のための経営改善普及事業		12
沖縄雇用・経営基盤強化事業		13
創業者等支援診断助言事業		14
中小企業等経営革新強化支援事業		5
沖縄クラウドネットワーク利用促進事業		23

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区への立地	50
沖縄県産業振興基金事業	52
建設業経営力強化支援事業(ちゅらしま建設業相談窓口)	54
地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資)	89
沖縄県企業立地促進助成事業補助金	91
沖縄県中小企業振興資金利子補給金	93
創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)	95
創業者・事業承継支援資金(事業承継支援貸付)	97
ベンチャー支援資金	99
雇用創出促進資金	101
経営振興資金	103
高度化資金(共同施設事業)	105
高度化資金(施設集約化事業)	107
高度化資金(集積区域整備事業)	109
高度化資金(集団化事業)	111
高度化資金(商店街整備等支援事業)	113
高度化資金(設備リース事業)	116
産業振興資金(オキナフ型産業振興貸付)	117
産業振興資金(企業立地推進貸付)	119
資金繰り円滑化借換資金	121
小規模企業対策資金(一般貸付)	123
小規模企業対策資金(特別小口貸付)	125
小口零細企業資金	127
新事業分野進出資金	129
組織強化育成資金(一般貸付)	131
組織強化育成資金(セーフティネット貸付)	133
短期運転資金(一般貸付)	135
短期運転資金(売掛債権担保貸付)	137
中小企業セーフティネット資金	139
中小企業再生支援資金	141
認定職業訓練助成事業費補助金	178
おきなわ企業魅力発見事業	180
地域巡回マッチングプログラム事業	182
職場適応訓練事業費	184
事業主向け雇用支援事業	186
正規雇用化サポート事業	188
県内企業雇用環境改善支援事業	190
正社員雇用拡大助成金事業	192
正規雇用化企業応援事業	194

沖縄県信用保証協会

●新型コロナウイルス感染症関連相談窓口	新型コロナナ
おきなわ経営サポート会議	56
経営改善サポート保証制度（事業再生計画実施関連保証）	57
借換保証制度	58
経営安定関連4号（セーフティネット保証4号）	143
経営安定関連5号（セーフティネット保証5号）	145
事業承継特別保証制度	147
危機関連保証制度	149

沖縄県中小企業団体中央会

中小企業組合制度	60
令和元年度補正・令和二年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	151
中央会パソコン教室	279

沖縄振興開発金融公庫

●新型コロナウイルス感染症関連相談窓口	新型コロナナ
沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金、生業資金）	16
新創業融資制度（生業資金、生活衛生資金）	17
新企業育成貸付（中小企業資金、生業資金）	37
新事業創出促進出資	39
セーフティネット貸付（中小企業資金、生業資金、生活衛生資金）	62
無担保融資特例制度（生業資金、生活衛生資金）	64
沖縄特産品振興貸付（中小企業資金、生業資金）	153
沖縄離島・北部過疎地域振興貸付（中小企業資金、生業資金）	155
沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（沖縄資金）	157
沖縄観光リゾート産業振興貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）	159
小規模事業者経営改善資金（マル経資金）	161
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）	163
生活衛生資金	165
生業資金（基本資金）	167
赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）制度	169
沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例	198
働き方改革推進支援資金	199
沖縄情報通信産業支援貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）	280
IT活用促進資金（中小企業資金、生業資金）	282
農林水産関連事業に関する支援及び相談窓口	305
リサイクル・廃棄物処理・新工ネ・省工ネ等に関する支援及び相談窓口	309

株式会社沖縄TLO

令和2年度産学官連携推進ネットワーク形成事業	299
ものづくり生産性向上支援事業	301

厚生労働省沖縄労働局

●新型コロナウイルス感染症関連相談窓口	新型コロナナ	1
キャリアアップ助成金		201
人材開発支援助成金		203
人材確保等支援助成金		205
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）		207
特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）		209
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）		211
特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）		213
特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）		214
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）		216
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）		218
トライアル雇用助成金（障害者トライアル・障害者短時間トライアルコース）		220
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）		222
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）		224

ジェトロ沖縄（日本貿易振興機構）

●新型コロナウイルス感染症関連相談窓口	新型コロナナ	1
国際ビジネスマッチングTTPP:(Trade Tie-up Promotion Program)		229
海外におけるEC販売プロジェクト（JAPAN MALL事業）		250
グローバル・アクセラレーション・ハブ		252
輸出専門家による支援サービス（農林水産・食品分野）		254
貿易投資相談		255
貿易実務オンライン講座		256
海外ビジネス・サポートセンター		258
ジェトロ・メンバーズ（ジェトロの会員制度）		260
海外ミニ調査サービス		262
海外フリーフィングサービス		264
海外の経済・貿易・投資に関する情報提供（ジェトロ沖縄のご案内）		266
海外コーディネーター（農林水産・食品分野）による輸出相談サービス		267
「新輸出大国コンソーシアム」専門家による個別支援サービス		269
中小企業海外展開現地支援プラットフォーム		271
知的財産保護関連サービス		285

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)

知財総合支援窓口運営業務	287
--------------	-----

独立行政法人国際協力機構 沖縄センター

政府開発援助 (ODA) を活用した中小企業・SDGs ビジネス支援事業	273
--------------------------------------	-----

独立行政法人中小企業基盤整備機構 沖縄事務所

●新型コロナウイルス感染症関連相談窓口	新型コロナナ 1
J-Net21[中小企業ビジネス支援サイト]	18
中小機構の専門家派遣制度	65
IT経営簡易診断	67
経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)	69
小規模企業共済制度	70
J-GoodTech (ジエグテック)	231
海外展開ハンズオン支援	275

内閣府沖縄総合事務局

●新型コロナウイルス感染症関連相談窓口	新型コロナナ 1
商店街活性化・観光消費創出事業	20
地域産業資源活用 (支援) 事業	40
JAPANブランド育成支援事業	42
新連携支援事業	44
農工商等連携(支援)事業	45
中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業 (ミラサポplus)	71
沖縄総合事務局中小企業相談(中小企業・小規模事業者のための相談事業)	72
商業・サービス競争力強化連携支援事業	73
IT導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業)	74
経営力向上計画	170
事業継続力強化計画	172
戦略的基盤技術高度化支援事業	303
リサイクル・廃棄物処理・新工ネ・省エネ等に関する支援及び相談窓口	309

那覇商工会議所

沖縄県経営改善支援センター	76
沖縄県事業引継ぎ支援センター	77
沖縄県中小企業再生支援協議会	79
プッシュ型事業承継支援高度化事業	81

■ 沖縄県産業振興公社 ■

中小企業総合支援事業(窓口相談)

目的

中小企業者等が抱える様々な経営課題やニーズに対し、効果的な支援やアドバイス等を実施するため、企業経営や商品開発等に関する知識と経験を有する相談員が、窓口にて相談に応じます。

対象者

創業予定者及び中小企業者等

支援内容

プロジェクトマネージャー及びサブマネージャー、専門相談員等が企業経営に関する情報を提供するとともに、事業計画や経営課題、商品開発等に対してアドバイスをを行います。また、適切な経営支援機関を紹介するなど、総合的な窓口相談を行います。

活用のポイント

来社による窓口相談のほか、電話相談、web会議システムや電子メールを利用した相談にも応じております。是非ご活用下さい。

申請時期

随時受付

問い合わせ先

■ 公益財団法人 沖縄県産業振興公社
中小企業支援センター

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233

E-mail : advisor@okinawa-ric.or.jp

■ 沖縄県産業振興公社 ■

中小企業総合支援事業(専門家派遣事業)

目的

経営・技術・人材・情報化等の問題を抱える中小企業に対し、中小企業診断士等の民間の専門家を派遣し、適切なアドバイスを行うことで、中小企業等の発展・成長を促進します。

対象者

県内の中小企業及び創業者で、以下の要件をみたす方を対象とします。

- ①経営の向上を目指す意欲があること。
- ②経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
- ③専門家の派遣により、支援の効果が期待できること。

支援内容

県内中小企業者の抱える様々な経営課題等に対し、登録された専門家を派遣し、適切なアドバイスを行い、経営課題解決等の取り組みを支援します。
1事業者あたり年間3回まで派遣することができます。

活用のポイント

相談窓口で内容のヒアリングを行い、適切な専門家を選定して派遣します。相談内容に応じて継続的にアドバイスを実施するほか、ご希望の専門家を選定することもできます。

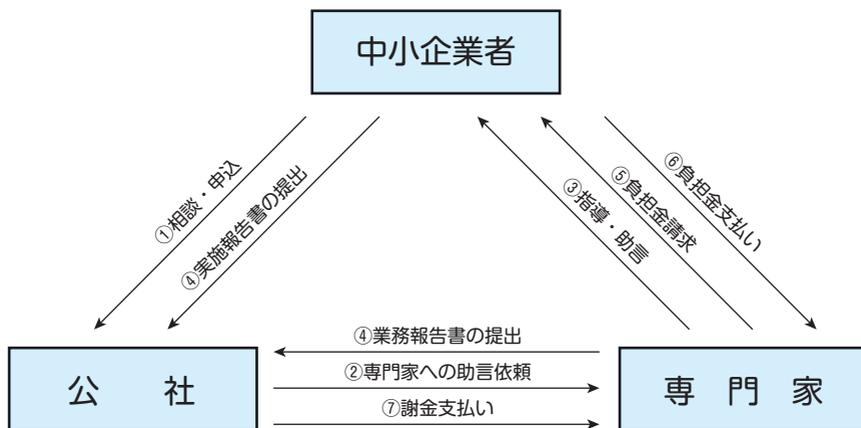
申請時期

随時受付

派遣費用

1回の専門家派遣にかかる費用37,500円(消費税別)のうち3分の2を公社が負担し、残り3分の1は企業負担となります。なお、県外の専門家を活用する場合、別途旅費の企業負担(3分の1)が生じます。

フロー図



問い合わせ先

■ 公益財団法人 沖縄県産業振興公社
 中小企業支援センター

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233

E-mail : advisor@okinawa-ric.or.jp

■ 沖縄県産業振興公社 ■

琉球大学産学官連携相談会

目的

県内中小企業が行う研究開発及び商品開発に関する技術評価や琉球大学で保有している知的財産の活用等について、琉球大学地域連携推進機構から派遣された専門家による相談会を定期的に開催しています。

※事前のご予約が必要です。お電話または窓口にてご予約をお願いいたします。

対象者

県内中小企業者

支援内容

下記のような時にお気軽にご相談ください。

- ・技術相談：商品開発等における技術について悩んでいる
- ・琉球大学の知的財産を利用したい
- ・高度な人材を育成したい

相談日：要相談（日程調整しますので、ご連絡下さい）

相談員：琉球大学地域連携推進機構産学官連携部門より派遣された専門家

予約受付：（公財）沖縄県産業振興公社

（TEL：098－859－6237）

問い合わせ先

公益財団法人 沖縄県産業振興公社 中小企業支援センター
〒901-0152 那覇市小禄1831-1
沖縄産業支援センター401 TEL：098-859-6237

■ 沖縄県・沖縄県産業振興公社 ■

中小企業等経営革新強化支援事業

目的

新商品の開発や新しいサービスの提供、新分野への進出などの経営革新（新たな取組による経営の向上）にチャレンジする中小企業の計画を承認し支援する制度です。

対象者

設立してから1年以上経過した全業種の中小企業者又は組合等。

支援内容

経営革新計画が承認されると以下の支援措置を活用することができます。

- (1) 中小企業経営革新強化支援事業費補助金
- (2) 政府系金融機関による低利融資制度
- (3) 信用保証協会による信用保証の特例
- (4) 高度化事業
- (5) ベンチャー支援資金制度
- (6) 特許関係料金減免制度
- (7) 中小企業投資育成株式会社からの投資

活用のポイント

全ての制度の活用は、沖縄県知事による計画の承認を受けたことが前提ですが、各支援策を利用するためには各支援機関（補助金については県、融資制度については公庫等）による審査を受けることが必要です。

申請時期

随時

申請先

(公財)沖縄県産業振興公社 経営支援課

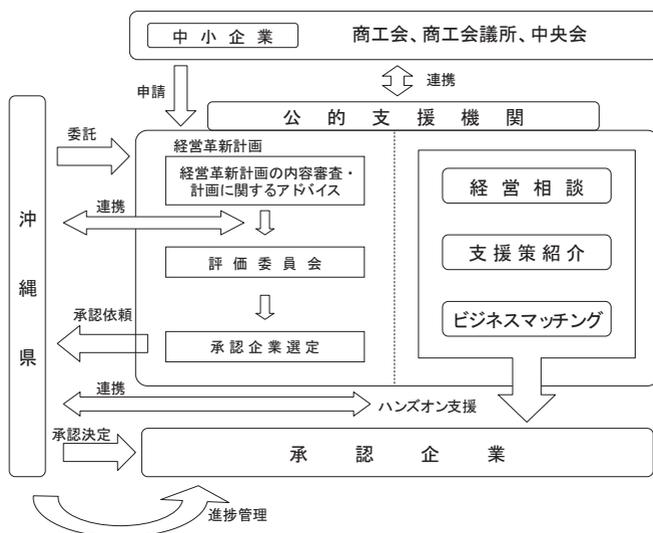
TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233

※申請書は沖縄県商工労働部中小企業支援課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.okinawa.jp>

沖縄県ホームページ→商工労働部中小企業支援課→経営革新強化支援事業

フロー図



※ 申請受付は随時行っております。

※ 評価委員会は不定期に開催されます。(3~4ヶ月間隔)

問い合わせ先

(公財)沖縄県産業振興公社 経営支援課

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233

※申請書は沖縄県商工労働部中小企業支援課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.okinawa.jp>

沖縄県ホームページ→商工労働部中小企業支援課→経営革新強化支援事業

■ 沖縄県産業振興公社 ■

製造業県内発注促進事業マッチング支援業務**目的**

県内製造業の受発注取引を促進するため、県外に発注している取引や新規の取引先を探している加工工程の発注案件等について、県内製造事業者とのマッチングや受発注に向けたフォローアップを行います。

対象者

県内中小製造業者

支援内容**①取引あっせん・マッチング**

発注企業の皆さんからご相談いただいた発注内容について、対応可能な県内製造業事業者をご紹介します。

②フォローアップ

取引の成立に向けて、受注企業側が抱える課題解決のフォローアップ支援を行います。

活用のポイント

- ・発注企業は、身近なパートナーとして県内から新しいお取引先を探すことができますので、製造に係る調整が円滑となり、納期短縮も期待できます。
- ・受注企業は、保有設備や技術を活かして新しい取引先を探すことにより、安定した受注を図ることができます。

申請時期

随時

問い合わせ先**■ (公財)沖縄県産業振興公社 経営支援課**

TEL : 098-851-8760 FAX : 098-859-6233

地域ビジネス力育成強化学業

目的

地域に根差した中小企業支援等に取り組む地域連携体制の構築と、戦略的経営の普及促進による県内小規模事業者の事業推進力向上を図ります。

対象者

「地域ビジネス力強化支援」

中小企業者、地方公共団体、公共的団体等からなる地域連携体

支援内容

「地域ビジネス力強化支援」

地域資源の活用や地域課題の解決を図るビジネスなど、地域に根差した中小企業支援等を行う地域連携体の取組に対し、経費の補助とハンズオン支援を行います。

補助額:2,000万円を上限に継続年数に応じて1/10ずつ補助率を逡減する。
(1年目 10/10、2年目 9/10、3年目 8/10)

補助予定件数：5件程度

活用のポイント

本事業を活用して、地域経済の活性化を成功させるポイント

①地域連携体の各構成員が主体的に協働するスキームを有すること、②明確な目的・目標を設定すること、③地域連携体が自立するための独自予算の必要性

申請時期

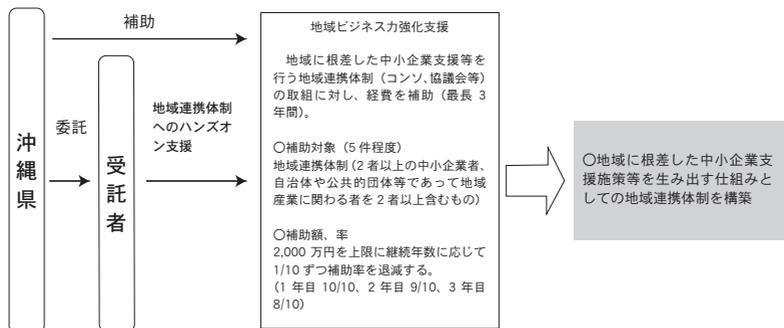
4月～5月頃（令和2年度は新規募集なし）

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課（県庁8F）

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課（県庁8F）

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661

■ 沖縄県 ■

小規模事業者等持続化支援事業

目的

事業承継を促進することによって経営者の若返りや既存の企業価値の維持、発展を図る。

また、創業後に経営を軌道に乗せるための支援を積極的に行い、創業直後の倒産廃業の防止を目指す。

これらにより、全国的にも高い廃業率の改善や、県内の雇用の維持等も目的としている。

対象者

事業承継を検討している小規模事業者等や、創業、事業承継後おおむね5年以内の小規模事業者等。

支援内容

沖縄県商工会連合会、那覇商工会議所にアドバイザーを置き、事業承継前事業者に対する巡回指導を行うとともに、必要に応じて専門家を派遣して事業承継計画策定のサポート等も行う。また、事業承継や創業の直後の事業者に対する支援も行う。

活用のポイント

- 無料で簡単
 - ・県予算による事業のため、ご利用者の自己負担はありません。
 - ・アドバイザーが直接事業所等現地まで巡回して懇切丁寧な指導を行います。
- 県公認の信頼感
 - ・県の事業なので、外部から人を入れる際に個人情報や機密情報に関する不安もなく、安心してご利用できます。
- 事業者に合わせてスタイル
 - ・忙しくてお店を離れられない場合も、アドバイザーと個別に調整し、都合の良い日時・場所の設定が可能です。
 - ・専門家派遣においては、専門分野、課題など、可能な限りご希望にそった専門家を派遣します。

申請時期

令和2年4月～

※予算やマンパワーのある限り対応します。

申請先

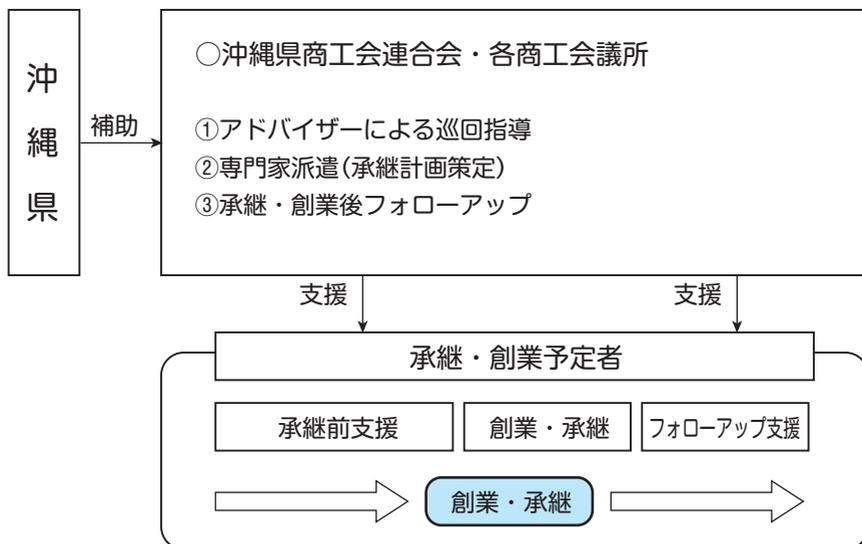
○商工会地区及び宮古島商工会議所地区の方

沖縄県商工会連合会 〒901-0152 沖縄県那覇市小祿 1831 番地 1
 沖縄産業支援センター 6F
 098-859-6150

○本島内商工会議所地区の方

那覇商工会議所 〒900-0033 沖縄県那覇市久米2丁目2番10号
 098-868-3758

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県中小企業支援課支援班

TEL : 098-866-2343

■ 沖縄県 ■

小規模事業者のための経営改善普及事業

目的

経営改善普及事業は、商工会・商工会議所が、小規模事業者の経営及び技術の改善発達を図るため、県の補助を受けて、経営相談サービスや創業に関わる支援を実施いたします。

対象者

小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の商工業者をいいます。）

商工会・商工会議所の会員・非会員を問わず、すべての小規模事業者。

支援内容

・支援事業

商工会・商工会議所の経営指導員が、融資、税務、経理、経営の合理化、その他経営の強化に関するあらゆる相談を、無料でお受けします。また、国や県、市町村等の各種助成制度を紹介します。

・エキスパートバンク事業

小規模事業者が必要とする専門的分野の技術・技能について深い知識を有する専門家（エキスパート）を企業に直接派遣し、具体的かつ実践的な指導・アドバイスをを行います。

指導分野：税務、会計、法律、経営診断、コンピューター、社員教育、労務管理、特許・商標、店舗設計、デザイン、POP 広告、ラッピング他

問い合わせ先

■ 事業所所在地域の商工会、商工会議所

又は沖縄県商工会連合会 TEL：098-859-6150

沖縄県商工労働部中小企業支援課 TEL：098-866-2343

■ 沖縄県 ■

沖縄雇用・経営基盤強化事業

目的

沖縄雇用・経営基盤強化事業は、一定の事業規模を有する者の経営基盤を強化し、沖縄県の雇用環境の改善や、廃業率の低下を図ることを目的とします。

対象者

特定規模事業者（商工会法第2条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が21人以上30人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業は除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については6人以上10人以下（ただし、情報通信業及び老人福祉・介護事業にあつては6人以上15人以下）

商工会・商工会議所の会員・非会員を問わず、すべての特定規模事業者が対象。

支援内容

・経営強化指導事業

商工会・商工会議所の経営指導員が、融資の相談をはじめ、税務、経理、経営の合理化、その他経営の強化に関するあらゆる相談を、無料でお受けします。また、国や県、市町村の各種助成制度を紹介します。

問い合わせ先

■ 事業所所在地域の商工会、商工会議所

又は沖縄県商工会連合会 TEL：098-859-6150

沖縄県商工労働部中小企業支援課 TEL：098-866-2343

創業者等支援診断助言事業

目的

沖縄県融資制度、機械類貸与制度、設備貸与制度の融資効果を存分に発揮させ、県内中小企業者の経営力の向上、廃業の防止を図ります。

対象者

創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）を中心とした沖縄県融資制度、機械類貸与制度、設備貸与制度を利用している中小企業者が対象となります。

支援内容

中小企業経営の専門的知見を有する専門家を3回程度派遣し、現状の把握、課題の整理、解決に向けたアドバイス等を行います。

活用のポイント

- 無料で簡単
 - ・支援にかかる料金は県が全額補助するため、無料で高品質な助言が得られます。
 - ・公的制度でイメージする大量の申請書や書類の準備は必要ありません。紙1枚で簡単にお申込みできます。
 - ・普段の仕事の邪魔をせず、県庁への訪問無しに自宅・事務所等からお申込できます。
- 県公認の信頼感
 - ・県の事業なので、外部から人を入れる際の不安もなく、安心してご利用できます。
 - ・国家資格や豊富な企業支援実績を有した専門家による助言であるため、高い水準のアドバイスを期待することができます。
 - ・公的制度なので、別の公的支援制度への橋渡し等、しっかりバックアップできます。

○事業者に合わせてスタイル

- ・忙しくてお店を離れられなくても、都合の良い日時・場所の設定が可能です。
- ・専門分野、課題、タイプや年齢層などなど、可能な限りご希望にそった専門家を派遣します。
- ・諸事情により急ぎで経営支援をして欲しい場合も、可能な限り配慮します。

申請時期

令和2年6月～

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課(県庁8F)

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

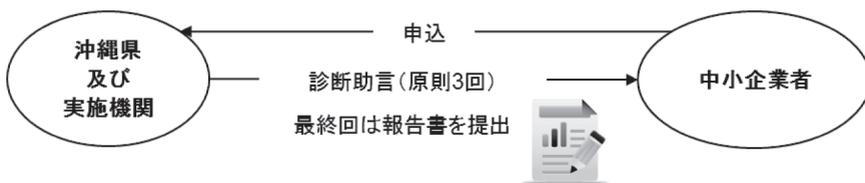
担当：野原、真栄平

※直接お電話いただくか、HPに掲載しております申込書をFAXにて送付いただいても結構です。

※HPは「創業者等支援診断助言事業」で検索できます。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/sougyousyatousiensinndan.html>

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課(県庁8F)

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄創業者等支援貸付 (中小企業資金、生業資金)

目的

県内経済の活性化に寄与し、雇用の受け皿となる創業等を支援するため、新たな事業や新規開業等に必要な資金を融資します。

対象者

下記のいずれかに該当する方で、一定の要件を満たす方
(事業化しておおむね7年以内の方も含む)

- 新技術等を伴う新たな事業を行う方
- 経営多角化を図る方
- 新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行う方
- 雇用の創出を伴う事業を新たに行う方
- 母子家庭の母等又は父子家庭の父であって、事業を新たに行う方

支援内容

ご融資の限度額

- ・中小企業資金 7億2,000万円 (うち運転資金2億5,000万円)
- ・生業資金 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)

ご返済期間

- ・設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内)
- ・運転資金 7年以内 (うち据置期間3年以内)

問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部	中小企業融資第一班	TEL : 098-941-1785
	中小企業融資第二班	TEL : 098-941-1795
	生衛・創業融資班	TEL : 098-941-1830

・中部支店	業務第一課・第二課	TEL : 098-989-6604
・北部支店	業務課	TEL : 0980-52-2338
・宮古支店	業務課	TEL : 0980-72-2446
・八重山支店	業務課	TEL : 0980-82-2701

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

新創業融資制度(生業資金、生活衛生資金)

目的

担保や保証人の提供を希望しない新規開業者を支援します。

対象者

次のすべての要件を満たす方

1. 新規開業者又は開業して税務申告を2期終えていない方
2. 雇用創出、経済活性化、勤務経験、又は修門技能の要件のいずれかを満たす方
3. 新規開業者又は開業後税務申告を終えていない場合は、開業資金総額の10分の1以上の自己資金が確認できる方(ただし、一定の要件に該当する場合は、自己資金要件を満たすものとします。)

支援内容

ご融資の限度額：3,000万円(うち運転資金1,500万円)

ご返済期間：適用した貸付制度のご返済期間以内

活用のポイント

- 無担保・無保証人の融資制度です。
- お近くの公庫本・支店の窓口又は商工会議所、商工会、県商工会連合会、中小企業支援センター、県生活衛生営業指導センターにてご相談が可能です。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

- ・本店
融資第二部 生衛・創業融資班 TEL：098-941-1830
 - ・中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604
 - ・北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338
 - ・宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446
 - ・八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701
- 各商工会議所、各商工会、県商工会連合会、
中小企業支援センター又は県生活衛生営業指導センター

J-Net21[中小企業ビジネス支援サイト]

目的

中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」は、中小・ベンチャー企業の経営者、創業予定者、中小企業支援担当者等に必要な情報を提供するサイトです。

公的機関の支援情報を中心に、経営に役立つ情報や企業事例等を豊富に掲載しています。

J-Net21 で検索してください

<https://j-net21.smrj.go.jp/help/index.html>

支援内容

以下では、テーマごとに分けてページの一部をご紹介します。

下記以外にも様々な情報を法令や社会情勢の変化に合わせて掲載しています。

支援情報（資金・セミナー）を探す

◆最新の施策情報を提供、「支援情報ヘッドライン」

全国の中小企業支援機関による最新の支援情報をピックアップして紹介しています。「支援情報ヘッドライン」は「補助金・助成金」「セミナー・イベント」「公募情報」について、分野別・地域別に検索ができます。

経営課題を解決する

◆ビジネスの様々な場面で生じる疑問について専門家が回答します。キーワードでも検索できる「ビジネスQ&A」

◆人材育成や商品開発・市場開拓など、企業経営に役立つ知識を経営課題ごとに掲載「経営ハンドブック」

◆経営環境の変化に応じた舵取りのヒントを、様々なテーマの「特集・事例」に掲載。

起業をする

◆「起業マニュアル」

起業を思い立ってから開業するまでの『こんな時どうする?』に役立ちます。起業マニュアルは、起業までのステップを8つのパートに分けて解説しています。

自身の状況と照らし合わせながら記事を読むことで、今役に立つ知識を得ることができ、起業の準備をスムーズに進めることができます。

◆「業種別開業ガイド」

300以上の業種・職種について、起業にあたって必要な手続きや留意点、必要資金、ビジネスプラン策定の事例などを紹介しています。例えば、飲食業の中でも居酒屋、ステーキハウス、ラーメン店など業種別、業態別に確認できます。

フロー図

J-Net21の概要

J-Net21は、独立行政法人の中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業とその支援者、創業予定者とその支援者のためのポータルサイトです。様々な経営課題ごとに、知りたい情報を簡単に探すことができます。

全国の中小企業向け施策を毎日更新する「支援情報ヘッドライン」、経営のノウハウが詰まった『経営ハンドブック』、様々なテーマの企業事例や解説が詰まった『特集・事例』・・・など、最新の情報や事例が満載。

- > 支援情報ヘッドライン
補助金・助成金情報など、全国の中小企業向け施策を毎日更新
- > 経営ハンドブック
中小企業経営者の虎の巻
- > ビジネスQ&A
経営者の様々な悩みに専門家が回答
- > 特集・事例
企業事例や様々なテーマの解説記事を掲載
- > 起業マニュアル
起業に必要な情報をステップごとに網羅
- > 業種別開業ガイド
300件以上の業種ごとの開業準備手引書

様々な方面から、皆様の経営を全面的にサポートするサイト。J-Net21は、そんなサイトを目指してサービスの向上に努めています。

問い合わせ先

■ (独) 中小企業基盤整備機構 沖縄事務所
TEL : 098-859-7566 FAX : 098-859-5770

商店街活性化・観光消費創出事業

目的

近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等といった、地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援することにより、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、消費の喚起につなげることを目的としております。

対象者

商店街組織（商店街振興組合等）と民間事業者の連携体又は商店街組織

支援内容

（１）消費創出事業

インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。なお、（２）専門家派遣事業は必須です。

補助対象経費の2／3以内

上限：2億円※（２）専門家派遣事業との合計額

下限：200万円

（２）専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。

定額補助（10／10）とし、200万円を上限

活用のポイント

連携体を構成する商店街組織と民間事業者は、それぞれ複数であっても構いません。その場合は連名にて申請を行うことになります。なお、経費の負担や事業の役割分担等、実体の伴った連携体である必要があります。本事業は公募を行い、外部有識者等による審査会での審査結果を踏まえて事業の選定を行い、補助金交付先を決定します。

申請時期

募集開始日：令和2年1月31日（金）

締切日：

- ・一次締切：令和2年2月28日（金）
- ・二次締切：未定
- ・三次締切：未定

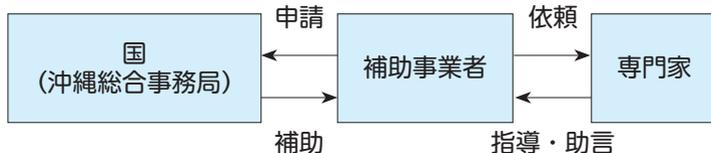
※締切は、沖縄総合事務局宛て当日消印有効です。

※二次締切又は三次締切までの間に予算額に達した場合には、予告なく募集を打ち切らせていただくことがあります。募集を打ち切る際には、中小企業庁等のホームページにおいてお知らせします。

申請先

内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

フロー図



問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9F

T E L : 098-866-1731 F A X : 098-860-3710

■ 沖縄県産業振興公社 ■

産学官連携製品開発支援事業

目的

沖縄県内に製造、研究開発の拠点を有する企業を開発主体とする製品開発共同体〔産学官連携、産産連携〕がお互いの有する技術、研究シーズを使用し、本県の地理的優位性や地域資源等の特性を活用した高付加価値な製品開発を支援することにより、競争力のあるものづくり産業の振興を図ることを目的としています。

対象者

沖縄県内に本社、又は事業所を有する民間企業等が管理法人となり、民間企業、大学、公設試等の構成員からなる製品開発共同体。（産学官共同体又は産産共同体）

支援内容

- 製品開発プロジェクトに対する補助
 - ①補助額：1,500万円以内
 - ②補助率：事業費（補助対象経費）の3/4以内
 - ③補助期間：最長 9ヵ月（6月～翌年2月末を予定）
- 製品開発プロジェクトに対するハンズオン支援

対象要件

- ・主に県外海外をターゲットにした新製品、又は移輸入品の代替となる新製品の開発であること。
- ・本県の地理的優位性や地域資源等の特性を活用した新製品（原材料などの中間財を含む）の開発であること。
- ・製品開発の主要な工程を県内で実施すること。
- ・事業終了後、製品開発成果を活用した事業展開を県内で実施すること
- ・事業化により本県の経済振興及び雇用の創出が期待できること。

申請時期

令和2年度は終了しました。

（参考：令和2年3月23日（月）～令和2年4月22日（木））

申請先

公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 産業振興課

TEL：098-859-6239 FAX：098-859-6233

問い合わせ先

■ 公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 産業振興課

TEL：098-859-6239 FAX：098-859-6233

■ 沖縄県 ■

沖縄クラウドネットワーク利用促進事業

目的

沖縄クラウドネットワークの利用を促進し、県内データセンター間の通信やインターネット接続通信等の通信量（トラフィック）を集約することで、通信コストの低減化（ボリュームディスカウント）を推進し、県内情報通信関連産業の振興・活性化を図ることを目的とします。

対象者

沖縄クラウドネットワークを活用して、県内、県外又はアジア向けにビジネスを展開する事業者であって、以下のいずれかの要件を満たす者が対象となります。

<対象事業者>

- ① 沖縄クラウドネットワークを 1Gbps 以上の帯域で活用し県内、県外又はアジア向けにビジネスを展開する県内事業者であって、事業実施後は、正社員含む 3 名以上の県内新規雇用が見込めること。
- ② 沖縄クラウドネットワークを 10Gbps 以上の帯域で活用し県内、県外又はアジア向けにビジネスを展開する情報通信関連分野における ISP、IX、データセンター等の事業者であって、事業実施後は県内情報通信関連産業の振興・集積が見込めること。

支援内容

対象者に以下の支援（補助）を行います。

・ 補助対象経費

移設費（情報通信機器購入費及びリース料、機器設置費等）、システム構築費（ソフトウェア購入費、ソフトウェア開発費等）、ハウジング費（免震構造施設への機器設置費）、回線工事費

・ 補助率

対象経費の1/2以内

・ 補助上限額

補助対象事業者①は500万円/1社、②は1,000万円/1社

活用のポイント

県内データセンターを活用してビジネスを展開したい事業者向けの支援事業です。

申請時期

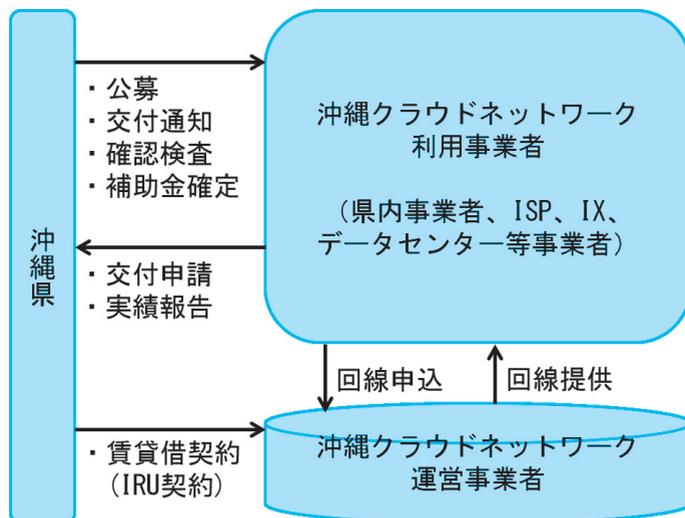
随時

※交付申請額が予算額に到達次第受付を終了します。

申請先

沖縄県商工労働部情報産業振興課

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部情報産業振興課

TEL : 098-866-2503

URL : <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/>

令和2年度 アジアITビジネス活性化推進事業 (IoT利活用促進) 補助対象事業

目的

本事業は、沖縄県内（以下「県内」という。）の様々な団体及び事業者が、IoT（Internet of Things）技術を提供するSI事業者等との連携による、センサー機器・ネットワーク・分析・リアクションシステム等を活用したビジネスモデルを構築し、産業振興や経済活動効率化につながるかの有効性について検証する事業を行う。

沖縄県は、その事業に必要な経費の一部を補助し、県内企業のIoT利活用推進とIoT技術の活用による新サービスの創出を図ることを目的とする。

対象者

県内に事業所を有する情報通信関連産業及び製造、農林水産、観光等の他産業における事業者

支援内容

- ① 補助金の交付
 - ア 補助対象：IoT サービス構築費用等
 - イ 補助率：補助対象経費の2分の1以内
 - ウ 補助額：補助限度額 5,000 千円
- ② IoT プラットフォームの提供
- ③ マッチング支援
- ④ ハンズオン支援等

活用のポイント

沖縄県が提供する、IoT プラットフォームを活用して、実証環境構築を検討している事業者向けの支援事業です。

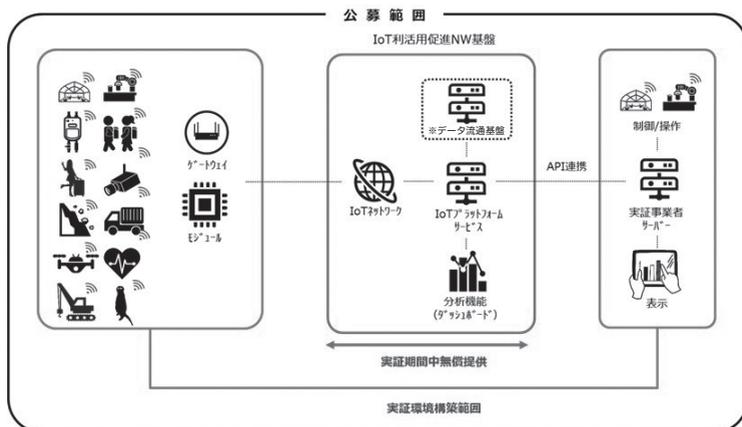
申請時期

5月頃

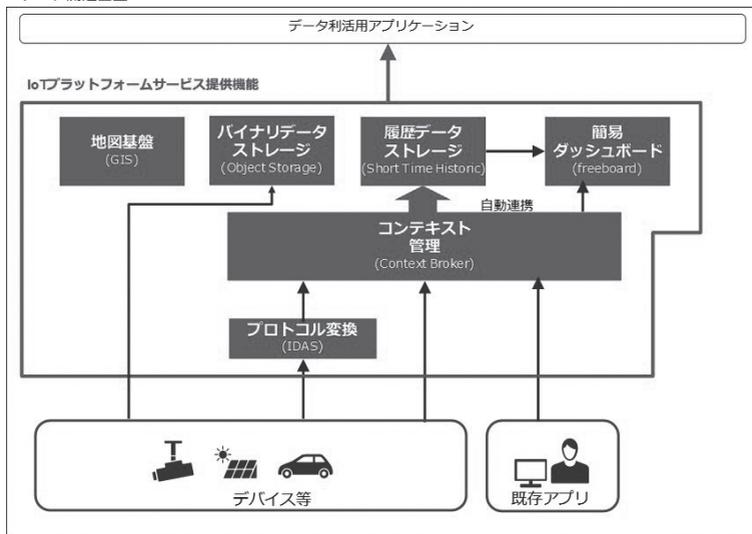
申請先

(一財) 沖縄 IT イノベーション戦略センター

フロー図



※データ流通基盤



問い合わせ先

- (一財) 沖縄ITイノベーション戦略センター
リゾテック推進セクション アジアIT活性化事業チーム
TEL : 098-953-8154
E-MAIL : asia-info@isc-okinawa.org
- 沖縄県商工労働部 情報産業振興課
TEL : 098-866-2503

令和2年度 IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業

目的

産業ニーズを踏まえた、ITを活用した商品、サービス、アプリケーション等の開発、製造及び改修によって、県内の各産業と連携して実施する、ITソリューションの機能や効果等を検証するための実証活動や、当該活動を通じた有用性、収益性、継続性等の分析・評価の実施を目的とします。

対象者

情報通信関連企業、県内経済活動等における様々な団体、事業者コンソーシアムで応募を行う場合は、本事業で構築するビジネスモデルの対象となる産業の法人格を持つ団体とコンソーシアムを組むことが望ましい。

支援内容

対象者に以下の支援（補助）を行います。

- ・補助対象経費：人件費、システム構築費等
- ・他産業とのマッチング、ハンズオン支援
- ・補助率及び補助限度額：補助率 2/3 以内、補助限度額 10,000 千円

活用のポイント

沖縄県内において、県内の各産業が抱える課題や市場ニーズに沿った新たなビジネスを創出するため、情報通信関連企業と県内各産業が連携しながら、IT技術を活用した新たなビジネスモデルを検証する取組やその実現に向けての実証活動を実施する事業者向けの支援事業です。

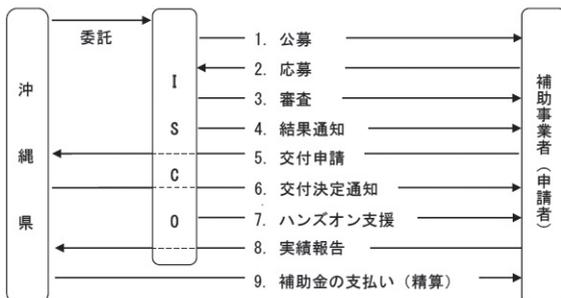
申請時期

5月頃

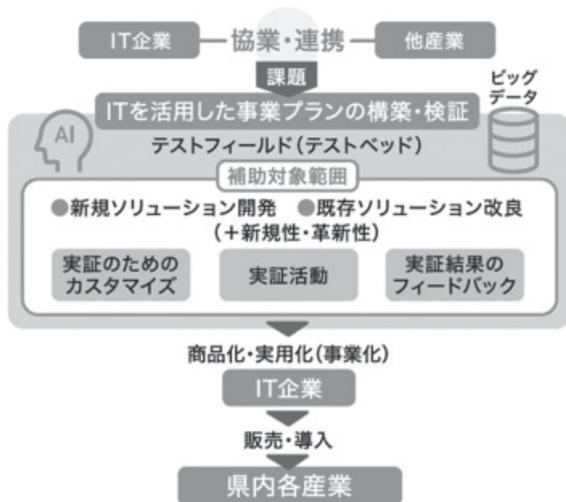
申請先

(一財) 沖縄 IT イノベーション戦略センター

フロー図



1. ISCOは、本事業の目的に沿ったプロジェクト（補助対象事業）を公募します。
2. 補助を希望する事業者は、ISCOに補助金申請に係る事業計画書（第1号様式）を提出します。
3. ISCOは、評価検討委員会の審査結果を踏まえて採択、又は不採択を決定します。
4. その結果をISCOより通知します。
5. 採択された事業者は、県に補助金交付申請を行います。
6. 補助金交付申請書が受理されましたら、県から交付決定通知書が届きます。
7. ISCOは、支援期間中、プロジェクトの進捗を確認するとともに助言等のハンズオン支援を実施します。
8. 事業終了後は県にその実績報告を行います。
9. 補助金の交付は、原則として、7の実績報告に基づき精算払いにて行います。



問い合わせ先

- (一財) 沖縄ITイノベーション戦略センター
リゾテック推進セクション アジアIT活性化事業チーム
TEL : 098-953-8154
E-MAIL : asia-info@isc-okinawa.org
- 沖縄県商工労働部 情報産業振興課
TEL : 098-866-2503

令和2年度 沖縄アジアITビジネス創出促進事業

目的

県内情報通信関連企業のアジア地域を始めとする海外展開や国内・アジア等のIT企業と連携・協業する取組に加え、県内の観光産業などの他産業と連携・協業する取組を支援することにより、県内情報通信関連産業の高度化・多様化を図るとともに、本県経済の競争力強化に資することを目的としています。

対象者

以下に示す「アジアITビジネスモデル部門」又は、「他産業連携クラウド環境促進部門」のいずれかの要件を満たす者が対象となります。

<アジアITビジネスモデル部門>

- ・県内情報通信関連企業の『アジア地域をはじめとする海外展開』や『国内・アジア等のIT企業と県内情報通信関連企業との連携・協業による国内外への双方向ビジネスの創出』を促進するため、ソフトウェアなどの製品開発であって、事業実施後はアジア展開を含めた県内情報通信関連産業の振興・集積が見込めること。
- ・対象国の法人格を持つ団体等とコンソーシアムを組むことが望ましい。

<他産業連携クラウド環境促進部門>

情報通信関連企業が県内のデータセンターを活用し、かつ、AI、IoT、ビッグデータの技術を用いて、県内の観光産業や農林水産業等の他産業と連携・協業するクラウドサービスの創出であって、事業実施後は県内の観光産業や農林水産業等の他産業の振興・集積が見込めること。

- ・対象国の法人格を持つ団体等とコンソーシアムを組むことが望ましい。

支援内容

対象者に以下の支援（補助）を行います。

- ・補助対象経費：人件費、システム構築費等
- ・他産業とのマッチング、ハンズオン支援
- ・補助率及び補助限度額：補助率 2/3 以内、補助限度額 10,000 千円

活用のポイント

県内の各産業が抱える課題や市場ニーズに沿った新たなビジネスを創出するため、情報通信関連企業と県内の各産業が連携しながら、IT技術を活用した新たなビジネスモデルを検証・開発する取組や、その実現に向けての実証活動を実施する事業者向けの支援事業です。

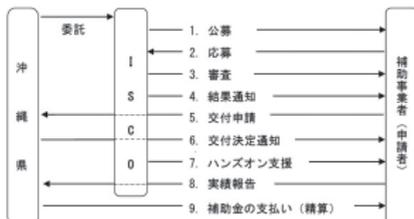
申請時期

5月頃

申請先

(一財) 沖縄 IT イノベーション戦略センター

フロー図



- ISOO は、本事業の目的に沿ったプロジェクト（補助対象事業）を公募します。
- 補助を希望する事業者は、ISOO に補助金申請に係る事業計画書（第1号様式）を提出します。
- ISOO は、評価検討委員会の審査結果を踏まえて採択、又は不採択を決定します。
- その結果を ISOO より通知します。
- 採択された事業者は、県に補助金交付申請を行います。
- 補助金交付申請書が受理されましたら、県から交付決定通知書が届きます。
- ISOO は、支援期間中、プロジェクトの進捗を確認するとともに助言等のハンズオン支援を実施します。
- 事業終了後は県にその実績報告を行います。
- 補助金の交付は、原則として、7の実績報告に基づき精算払いにて行います。

●アジアITビジネスモデル部門



●他産業連携クラウド環境促進部門



問い合わせ先

- (一財) 沖縄ITイノベーション戦略センター
リゾテック推進セクション アジアIT活性化事業チーム
TEL : 098-953-8154
E-MAIL : asia-info@isc-okinawa.org
- 沖縄県商工労働部 情報産業振興課
TEL : 098-866-2503

令和2年度 沖縄型オープンイノベーション 創出促進事業 (ITスタートアップ補助対象事業)

目的

本事業は、沖縄県内において IT を活用するビジネスプランの実現化に向けて、必要最小限の機能を有するプロトタイプを作成し、トライアルを通じた初期顧客の獲得や、市場・顧客の反応を踏まえたプロトタイプの改良等の活動を実施する事業の経費に対して補助し、本県における IT の利活用や産業連携を促進し、県内産業の高度化・高付加価値化を図ることを目的としています。

対象者

沖縄県内に本社若しくは事業所を置く創業後3年以内の法人、若しくは個人事業主、又は沖縄県内で創業しようとする者。

支援内容

- 本事業の実施に直接的に関わる人件費(従業員のみ)、事業費の補助
 - ・補助限度額：2,000千円(消費税及び地方消費税は含まない)
 - ・補助率：補助対象事業費の10分の8以内
 - ・補助期間：交付決定の日から令和3年1月31日まで
- メンターによるメンタリング支援
- 資本政策等の専門セミナー
- スタートアップイベント

活用のポイント

- ・実証により得られた知見や成果を活用し、実証から3年以内(補助対象事業完了後3年以内)の事業化を目指す内容が対象となります。
- ・観光立県沖縄における課題解決や、新型コロナウイルス影響下における社会課題解決、県内各産業の課題解決、高度化につながりうる実証内容を重点テーマとします。

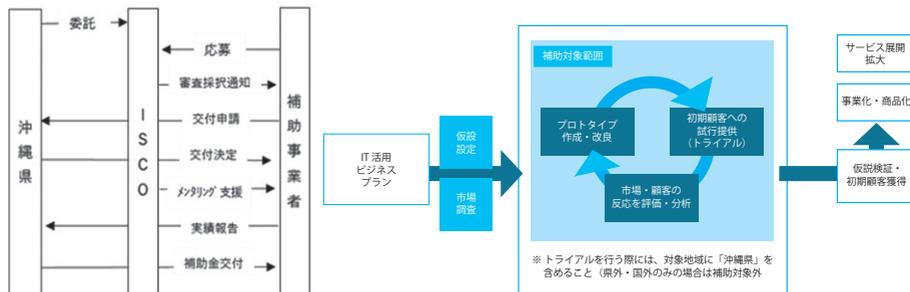
申請時期

令和2年5月15日（金）～6月30日（火）17時

申請先

一般財団法人 沖縄 IT イノベーション戦略センター

フロー図



問い合わせ先

■ 一般財団法人 沖縄 IT イノベーション戦略センター
 アクセラレーションセクション
 沖縄型オープンイノベーション創出促進事業事務局
 TEL:098-953-8154
 E-mail:startup@isc-okinawa.org

令和2年度 沖縄型オープンイノベーション 創出促進事業 フューチャーセンター事業

目的

IT産業と他産業との連携・起業の起点となり、社会課題の解決に向けた新たなアイデアや協力関係を生み出すためのトークセッションやワークショップ等の活動（フューチャーセンター）を定期的を実施します。

※今年度はコロナウイルスの感染拡大予防のため、オンラインでのワークショップ実施を中心としています。

対象者

全業種の方

支援内容

以下のセミナーを開催いたします。

1. フューチャーセッション開催

- ・各課題の解決に向けて未来志向で対話し新たな解決策を生みだします。
年10回予定

2. オンラインワークショップ、イベント、社内会議の支援

- ・オンラインで開催するための企画から運営の支援（ファシリテーターも派遣可能）
- ・オンラインでの会議に関する課題解決支援（コミュニケーションの円滑化など）

活用のポイント

ITを活用した新たなビジネスの創出などで、課題の解決をしたい方
また、ファシリテータースキルを身に着けたい方など、お気軽にご参加ください。

また今年度はコロナウイルスの影響によりオンラインでのワークショップやイベント運営、社内会議が急増している中、オンラインでの実施方法などについてお困りの場合も支援が可能ですので、お気軽にご相談ください。

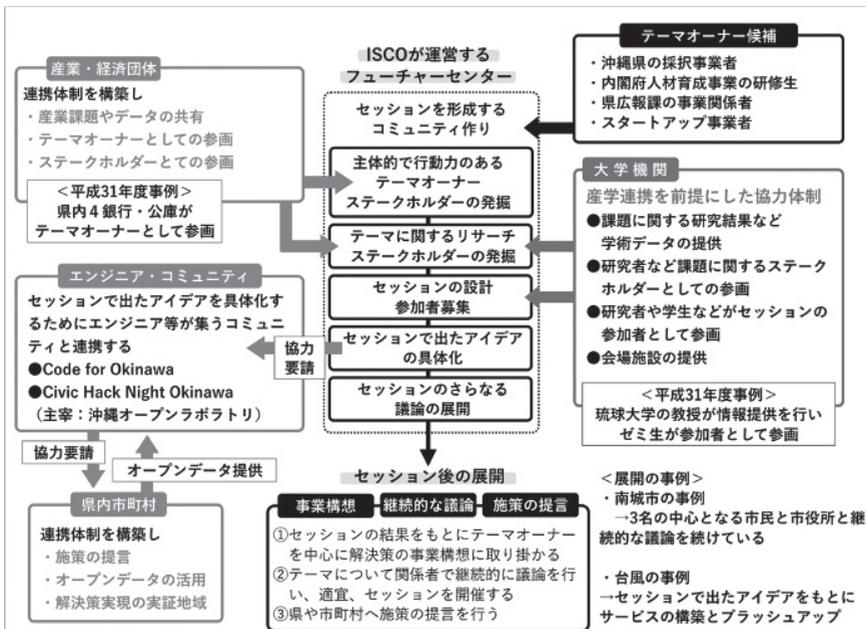
申請時期

ISCOのホームページにて、随時、開催のご案内をいたします。

申請先

一般財団法人 沖縄 IT イノベーション戦略センター

フロー図



問い合わせ先

一般財団法人 沖縄 | Tイノベーション戦略センター
 アクセラレートセクション フューチャーセンター事務局
 TEL:098-953-8154
 E-mail:future-center@isc-okinawa.org

令和2年度 金融関連ビジネスモデル創出促進事業

目的

キャッシュレス決済、仮想通貨、トランザクションレンディング、情報銀行等をはじめとした、独自性・優位性のある金融関連ビジネスモデルの創出に対する取組を支援することにより、経済金融活性化特別地区内への金融関連事業者及び金融関連ビジネスの集積促進を目的とする。

対象者

- ・ 沖縄県内に本社若しくは登記された支店を有する情報通信関連企業・金融関連事業者
- ・ 経済金融活性化特別地区への進出を予定している企業（県内・県外）

支援内容

対象者に以下の支援（補助）を行います。

- ・ 補助対象経費：人件費、システム構築費等
- ・ 他産業とのマッチング、ハンズオン支援
- ・ 補助率：補助率 2/3 以内
- ・ 補助限度額：初年度（令和2年度）9,000 千円、2 年目（令和3年度）9,000 千円

活用のポイント

独自性・優位性のある金融関連ビジネスモデルの創出、及び経済金融活性化特別地区内への金融関連事業者及び金融関連ビジネスを実施する事業者の進出にかかる支援事業です。

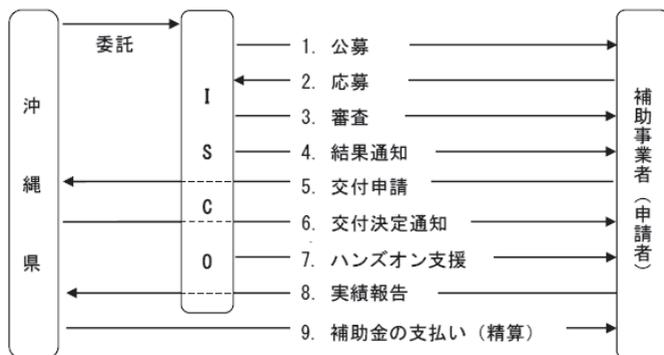
申請時期

5 月頃

申請先

（一財）沖縄 IT イノベーション戦略センター

フロー図



1. ISCOは、本事業の目的に沿ったプロジェクト（補助対象事業）を公募します。
2. 補助を希望する事業者は、ISCOに補助金申請に係る事業計画書（第1号様式）を提出します。
3. ISCOは、評価検討委員会の審査結果を踏まえて採択、又は不採択を決定します。
4. その結果をISCOより通知します。
5. 採択された事業者は、県に補助金交付申請を行います。
6. 補助金交付申請書が受理されましたら、県から交付決定通知書が届きます。
7. ISCOは、支援期間中、プロジェクトの進捗を確認するとともに助言等のハンズオン支援を実施します。
8. 事業終了後は県にその実績報告を行います。
9. 補助金の交付は、原則として、7の実績報告に基づき精算払いにて行います。

問い合わせ先

- （一財）沖縄ITイノベーション戦略センター
リゾテック推進セクション アジアIT活性化事業チーム
TEL：098-953-8154
E-MAIL：asia-info@isc-okinawa.org
- 沖縄県商工労働部 情報産業振興課
TEL：098-866-2503

新企業育成貸付（中小企業資金、生業資金）

目的

新たな事業（又は事業活動）を始める方、女性・若年者・高齢者の方等の起業を支援します。

対象者

1. 新事業育成資金（中小企業資金）
高い成長性が見込まれる新たな事業を始めて5年以内の方で、一定の要件を満たす方
2. 新規開業支援資金（生業資金）
新たに開業する方又は開業後概ね7年以内の方
3. 女性、若者／シニア起業家支援資金（中小企業資金、生業資金）
女性、若年者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）の方で、新規開業して概ね7年以内の方
4. 新事業活動促進資金（中小企業資金）
「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」又は「農工商連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）を図る方、第二創業後概ね5年以内の方など
5. 再挑戦支援資金（中小企業資金、生業資金）
廃業歴等を有する方で、一定の要件に該当する方
6. 中小企業経営力強化資金（中小企業資金、生業資金）
 - ・新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の指導や助言を受けている方
 - ・「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用している方

支援内容

1. 新事業育成資金（中小企業資金）
 - ご融資の限度額：6億円
 - ご返済期間：設備資金20年以内（うち据置期間 5年以内）
運転資金7年以内（うち据置期間 2年以内）

2. 新規開業支援資金（生業資金）

ご融資の限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間：設備資金 20年以内（うち据置期間 2年以内）

運転資金 7年以内（うち据置期間 2年以内）

3. 女性、若者／シニア起業家支援資金（中小企業資金、生業資金）

ご融資の限度額：中小企業資金7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

生業資金7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間：設備資金 20年以内（うち据置期間 2年以内）

運転資金 7年以内（うち据置期間 2年以内）

4. 新事業活動促進資金（中小企業資金）

ご融資の限度額：中小企業資金7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

ご返済期間：設備資金 20年以内（うち据置期間 2年以内）

運転資金 7年以内（うち据置期間 2年以内）

5. 再挑戦支援資金（中小企業資金、生業資金）

ご融資の限度額：中小企業資金7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

生業資金7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間：設備資金 20年以内（うち据置期間 2年以内）

運転資金 7年以内（うち据置期間 2年以内）

6. 中小企業経営力強化資金（中小企業資金、生業資金）

ご融資の限度額：中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

生業資金 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）

ご返済期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

活用のポイント

- 個人、法人企業を問わず対象となります。
- 上記2、3、5、6までの資金（生業資金）をご利用の方は、「新創業融資制度」がご利用いただけます。詳しい制度の内容は、『新創業融資制度』のページをご参照下さい。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL：098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL：098-941-1795

生衛・創業融資班 TEL：098-941-1830

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

新事業創出促進出資

目的

新事業創出促進出資業務は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、公庫業務の特例として設けられたものです。

対象者

次の要件を満たす方

1 企業の要件

沖縄県内で

- 新たに事業を開始しようとする方
- 事業を開始してから5年を経過していない方
- 既に別事業を行っており新たに事業分野の開拓を行う方

2 事業の要件

- 沖縄における新事業の創出を促進し、沖縄の産業の振興に寄与するものであること
- 事業内容（技術、商品、サービス等）に新規性があること
- 県外や海外への事業展開を予定していること

支援内容

出資の限度額は、新事業に必要な資本の額の5割以内です。

活用のポイント

- 出資後のフォローとして、出資先企業の財務等について専門的な観点から助言・指導を行い、立ち上がり期の経営安定化に向けた支援策を積極的に講じていきます。

地域産業資源活用(支援)事業

目的

地域の農林水産物や鉱工業品、生産技術、観光資源等の地域産業資源を活用して新商品・新サービスの開発・販路開拓を行い、地域の強みを活かした産業を形成・強化していくことを目的とします。

対象者

- ①地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行う中小企業者等であって、「中小企業地域資源活用促進法」に基づき地域産業資源活用事業計画を作成し、国の認定を受けた者。
- ②地域産業資源活用事業に対して助言や提案、販路開拓の支援を行う小売業者や一般社団法人等であって、「中小企業地域資源活用促進法」に基づき地域産業資源活用支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者。

支援内容

(1)マーケティング等の専門家による支援

事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

(2)政府系金融機関による融資制度等

設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

(3)信用保証の特例

保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

(4)食品流通構造改善促進機構による債務保証等

食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し、債務保証等を受けられます。

(5) 中小企業投資育成株式会社の特例

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

(6) 地域団体商標登録料の軽減

組合等が事業計画に基づき、地域団体商標の登録を受ける際の登録料、手数料の軽減措置が受けられます。

問い合わせ先

- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1
那覇第2 地方合同庁舎 2号館 9F
TEL：098-866-1755
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所
〒901-0152 沖縄県那覇市小祿 1831-1
沖縄産業支援センター 3 F
TEL：098-859-7566
- 沖縄県商工労働部中小企業支援課
〒900-8574 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
TEL：098-866-2343
- 中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp>

■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

JAPANブランド育成支援等事業

目的

全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、中小企業者等が行う新商品・サービス開発、販路開拓やブランディング等の取組に対して補助を行います。また、民間支援事業者や地域の支援機関等による、複数の中小企業者を対象とした全国展開や海外展開、インバウンド対応への支援に対する補助を行う。

対象者

商工会、商工会議所、組合、NPO法人、中小企業・小規模事業者等。

支援内容

①全国・海外展開等事業

国内海外市場で通用する商品力・ブランド力を確立するための、市場調査、専門家招聘、新商品・デザイン開発及び評価、展示会出展等を実施。

■補助金額：500万円以内 ※複数者による連携対での共同申請の場合は、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となる

■補助率：1、2年目補助対象経費の3分の2以内

3年目補助対象経費の2分の1以内

②全国・海外展開等サポート事業

民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対し全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得を支援する取組。

■補助金額：2,000万円以内

■補助率：1、2年目補助対象経費の3分の2以内

3年目補助対象経費の2分の1以内

下記申請時期②、③の申請につきましては以下の支援が受けられます。

- ・新しい商法（クラウドファンディング、ECやオンライン商談会など）の活用に対し、アドバイス等のサポートをします。
- ・事業終了後の自立自走を見据え、事業プロセスや成果を広く周知PRします。

申請時期

- ①令和2年2月25日（火）～令和2年3月25日（水）【終了】
 - ②令和2年6月8日（月）～令和2年6月29日（月）
 - ③令和2年6月30日（火）～令和2年7月22日（水）
- ※②、③の申請にあたっては事前連絡が必要です。

申請先

- ①内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課
- ②、③株式会社ジェイアール東日本企画 ソーシャルビジネス開発局

問い合わせ先

- ①内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課
〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館9F
TEL：098-866-1755 FAX：098-860-3710
- ②、③株式会社ジェイアール東日本企画
ソーシャルビジネス開発局
〒150-8508 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5

■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

新連携支援事業

目的

異なる分野の中小企業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源)を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ること。

対象者

新たな事業活動に取り組もうとする異分野の中小企業者(2者以上)であって、「中小企業新事業活動促進法」に基づく異分野連携新事業分野開拓計画を作成し、国の認定を受けた者。

支援内容

(1) マーケティング等の専門家による支援

事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

(2) 政府系金融機関による融資制度等

設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

(3) 信用保証の特例

信用保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

(4) 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

(5) 特許料の軽減措置

研究開発を行う中小企業者を対象として、審査請求料及び特許料(第1～10年分)が半額軽減されます。

問い合わせ先

■ 内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9F

TEL：098-866-1755

■ 独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所

〒901-0152

沖縄県那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター3F

TEL：098-859-7566

■ 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp>

農工商等連携(支援)事業

目的

中小企業者と農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用し有機的に連携して行う事業を総合的に支援することで中小企業者の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図ること。

対象者

- ①農工商等連携により新たな事業活動を展開しようとする農林漁業者と中小企業者であって、「農工商等連携促進法」に基づき農工商等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者。
- ②中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農工商連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、「農工商等連携促進法」に基づき農工商等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者。

支援内容

- ①中小企業者と農林漁業者が、連携して新商品・新サービスの開発等を行う事業計画を作成し、認定を受けた場合
 - (1) マーケティング等の専門家による支援
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
 - (2) 政府系金融機関による融資制度等
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。
 - (3) 信用保証の特例
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
 - (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し、債務保証等を受けられます。

(5) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します。

②一般社団・財団法人やNPO法人が中小企業者と農林漁業者との連携を支援する計画を作成し、認定を受けた場合。

(1)信用保証の特例

信用保証協会の対象となります。

問い合わせ先

■内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館 9F
TEL：098-866-1755

■独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所
〒901-0152

沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 3F
TEL：098-859-7566

■中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業

目的

県内中小企業等においては、自社の強みを活かした、新たな事業展開や企業間連携などのプロジェクトが各社にあるものの、経営基盤の脆弱さや人材不足などから実行レベルで成果が上げられないという経営課題を有していることから、プロジェクトのブラッシュアップやプロジェクトの円滑な推進、実効性の向上を支援する必要があります。

そこで、成長可能性の高い県内中小企業の課題解決のためのプロジェクトや企業の枠を越えた連携体の有望プロジェクト（事業企画）を公募し、下記の2つのメニューによりプロジェクトの取り組みを支援します。

対象者

①「課題解決プロジェクト」

対象：成長可能性の高いプロジェクトを有している県内に本社を置く中小企業者

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条に定める「中小企業者」であること。

※株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社の法人又は個人事業主（青色申告を行う者に限る）で原則として、創業して3年を経過している必要があります。

②「企業連携プロジェクト」

対象：県内に本社を有する2社以上の中小企業者による企業連携体

ただし、その直接又は間接の構成員たる企業者の3分の2以上が、上記①（課題解決プロジェクト推進事業における中小企業者）の要件を満たし、かつ、その要件を満たした中小企業者が連携体の代表となり、取りまとめて申請すること。

支援内容

①「課題解決プロジェクト」

補助額上限：450万円 / 件

補助率：9/10(1年目) 8/10(2年目) 7/10(3年目)

②「企業連携プロジェクト」

補助額上限：1,700万円 / 件

補助率：9/10(1年目) 8/10(2年目) 7/10(3年目)

※年度毎の継続審査を受け、最長3年まで継続できる可能性があります。

・ 公社専門コーディネーター等の配置

補助金の交付決定を受けたプロジェクトを共に推進するため、公社内に専門コーディネーター等を配置し、プロジェクトに対するコンサルティング、他企業とのマッチング、コーディネート、進捗管理等を実施します。

・ 補助対象期間

令和2年6月下旬（交付決定日）～令和3年2月28日

活用のポイント

当事業は、県内の中小企業者が抱える経営課題を解決するための事業です。業種を問わず多くの中小企業者が対象であり、プロジェクトの推進に必要な経費が補助対象となっております。

申請時期

令和2年度の受付は終了しました。

ただし、次年度申請(4月初旬)に向けた相談は随時受け付けています。

問い合わせ先

■ 公益財団法人沖縄県産業振興公社

経営支援部 事業支援課

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業担当

TEL：098-859-6236 FAX：098-859-6233

E-mail：Kadai@okinawa-ric.or.jp

下請かけこみ寺事業

目的

中小企業者や個人事業主からの企業間取引に関するトラブル等について、業種を問わず相談に対応いたします。

企業間のトラブルについて、ADR（裁判外紛争解決）手続により解決を図ります。

対象者

県内の中小企業者（個人事業主を含む）

支援内容

1. 相談窓口（下請かけこみ寺）

企業間取引に関する様々なトラブル等に、下請法（下請代金支払遅延等防止法）や中小企業の取引問題に知見を有する専門相談員が親身になって対応し、適切なアドバイスを行います。

また、必要な場合等、弁護士による無料相談を受けることが出来ます。

2. ADR（裁判外紛争解決）

中小企業が抱える企業間取引に関するトラブル等について、迅速かつ簡便に解決するため、ADR（裁判外紛争解決）手続を用いて、（公財）全国中小企業振興機関協会登録の弁護士が中小企業の身近なところで調停手続を行います。

活用のポイント

来訪、電話等にて相談を受け付けます。相談は無料です。ご相談いただいた方の秘密は厳守します。専門家の意見が聞きたい、裁判は時間とお金がかかる、早期に解決したい、下請適正取引ガイドラインを上手に活用したいなどの場合に有効です。

問い合わせ先

- （公財）沖縄県産業振興公社内 下請かけこみ寺 相談員
下請かけこみ寺 フリーダイヤル 0120-418-618
TEL：098-859-6237 FAX：098-859-6233
（公財）全国中小企業振興機関協会 下請かけこみ寺本部
TEL：03-5541-6655

■ 沖縄県 ■

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区への立地

目的

概要

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区には、保税地域許可手数料の軽減や関税の選択課税制度等の優遇措置と、法人税に関する40%所得税控除制度を始めとする税制優遇措置に加え、沖縄振興開発金融公庫の融資制度が用意されています。

立地形態

- 賃貸工場
- 分譲用地

対象者

対象業種

製造業、こん包業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、機械等修理業、無店舗小売業、不動産賃貸業、航空機整備業
※賃貸工場は製造業のみ対象

主な資格要件

- 法人であることを要し、原則として貿易又はこれに関連する事業を行うこと
- 事業計画が遂行可能な資金計画を有していること

支援内容

国際物流拠点産業集積地域（特区地域制度）に基づく優遇措置

- ①法人税や地方税の優遇措置
- ②保税制度の活用
 - ・保税蔵置場や保税工場等に係る許可手数料が半減されます。
- ③関税の選択課税制度
 - ・許可保税地域で加工・製造された一定の外国貨物（製品）を国内に引き取る際には、原料若しくは製品に課される関税のうち安い方を選択することができます。
- ④沖縄振興開発金融公庫の低利融資制度

申請時期

令和2年4月1日から対象業種等の取扱いが変更となったことに伴い、4月1日から6月30日までを対象業種等に関する周知期間としております。

令和2年度の用地購入または賃貸工場入居に関する申込書の受付等は、7月1日より取り扱います。

立地手続きの流れ

賃貸工場への入居または用地分譲を希望される場合には、事前に窓口までご連絡ください。

※事業内容等を確認させていただいたうえで、申込手続きを行っていただきます。

申請先

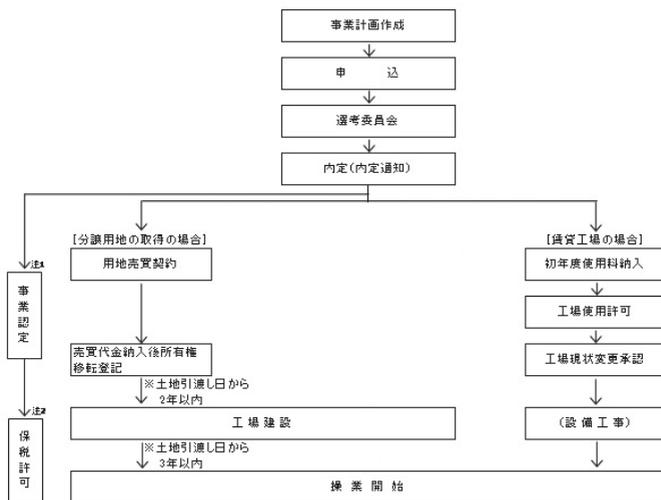
立地申込：沖縄県商工労働部企業立地推進課

TEL：098-866-2770 FAX：098-866-2846

ホームページ <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/kigyoritchi/>
メールアドレス indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

フロー図

立地までの基本的なフロー



注1: 税制上及び金融上の優遇措置を受けるためには、国の事業認定等を受ける必要があります。

注2: 保税許可とは、関税法の規定により、沖縄地区税関長から受ける保税蔵置等の許可を指します。

問い合わせ先

沖縄県商工労働部企業立地推進課

TEL：098-866-2770 FAX：098-866-2846

■ 沖縄県 ■

沖縄県産業振興基金事業

目的

本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって、産業振興を図るため、市町村、事業者団体等が別途規定する事業を行う場合に補助金を交付する。また、産業振興基金事業補助事業者の事業計画の実行性を高めるため、事業の各段階において専門コーディネーターによる経営知識・ノウハウの提供、提案・アドバイス、意思決定サポート等の支援を行う。

対象者

市町村、事業者団体等

支援内容

- ① 戦略的産業育成支援事業
本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（情報通信・観光リゾート・国際物流機能を活用した臨空・臨港型産業等）の育成・支援
補助率 3/4以内。▼県出資法人は10/10以内
- ② エネルギー基盤安定整備事業
本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減及びエネルギー基盤安定化に資する事業
補助率 2/3以内(上限3千万円)
- ③ 地域産業連携支援事業
産業分類の異なる複数の事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化・高度化に寄与すると認められる研究開発事業
補助率 3/4以内。
- ④ 地域産業支援事業
地域特性を生かした地域産業の活性化・高度化に大きく寄与すると認められる新技術、新製品の研究開発事業・調査研究事業・地域産業育成支援事業等
補助率 2/3以内。▼県出資法人は10/10以内

支援内容

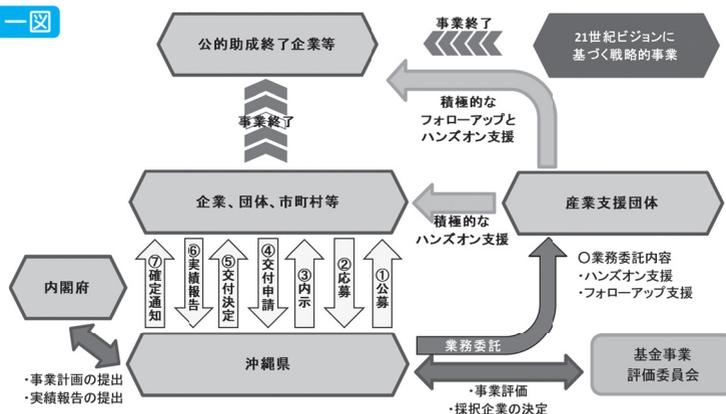
- ⑤ 技術基盤整備事業
技術の集積化、他産業との連携による高度化・高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等を推進し、沖縄県全体への波及効果が期待されるものづくり・生産技術の基盤整備事業
補助率 1/2以内（上限1千万円）
- ⑥ 人材育成事業
マネジメント人材、研究者及び技術者に対して専門的知識を習得させるため、国公設試験研究機関、先進企業等への派遣研修事業、海外派遣研修事業等の人材育成事業
補助率 3/4以内。▼県出資法人は10/10以内
- ⑦ 北部地域産業振興事業
北部地域(名護市、国頭郡、伊平屋村及び伊是名村)における産業振興に資する事業
補助率10/10以内 ▼※現在3/4で運用

申請時期

令和2年度の受付は終了しました。

補助事業の対象企業・団体等については、毎年2月中旬頃に公募予定です。

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部 産業政策課
産業振興企画班 沖縄県産業振興基金事業担当
TEL : 098-866-2330
FAX : 098-866-2440

■ 沖縄県 ■

建設業経営力強化支援事業 (ちゅらしま建設業相談窓口)

目的

厳しい経営環境にある県内建設業者の経営改善や経営革新等の取り組みを支援するため、専任の建設業相談員による各種相談への対応、情報提供、アドバイス等を行うとともに各種セミナーを開催し、建設業者の自立や活性化を促進します。

対象者

建設業者及び建設関連業者等で、個人及び法人を問いません。

支援内容

経営基盤の強化（運転資金調達等）、新事業分野進出（ビジネスプラン作成、資金調達、商品開発、販路等）、企業合併・連携、助成制度、公的融資、人材育成、ビジネスマッチング及び雇用対策等、建設業者の抱える諸問題に対応するための指導助言、情報提供、関連機関の紹介等を行います。

また、建設業者を対象とした、専門的な指導助言を受けるための「専門家派遣事業」(*)のご利用も可能です。

※ 1回の専門家派遣にかかる 37,500 円（税抜）全額を協会が負担します。

計 2 回程度

活用のポイント

相談は無料で受けることができ、電話及びメール等でも受け付けています。また、移動・出張相談にも対応可能です。なお、相談に関する秘密は厳守されます。

申請時期

随時

申請先

(一社) 沖縄県中小企業診断士協会 ちゅらしま建設業相談窓口

問い合わせ先

■ (一社) 沖縄県中小企業診断士協会
ちゅらしま建設業相談窓口
TEL050-3628-8590 FAX098-917-0022
jsmeca47@oki-shindan.or.jp

■ 沖縄県商工会連合会 ■

沖縄県よろず支援拠点

目的

中小企業庁は、中小企業・小規模事業者に対する経営支援を強化するため、①「総合的・先進的経営アドバイス」、②「チーム編成を通じた支援」、③「的確な支援機関の紹介」等の機能を有する「よろず支援拠点」を設置し、経営上の様々な相談に対応します。

対象者

中小企業・小規模事業者等

支援内容

コーディネーター及び専門家がチームとなり、他の支援機関と連携を図りつつ、売上拡大や経営改善などの支援を行います。

【相談窓口】

沖縄県那覇市小祿 1831-1 沖縄産業支援センター 4F 414 号室

受付：月～金 9:00～19:00 土日・祝 9:00～17:00

【出張窓口】

宮古島サテライト：毎週（金）9:00～17:00 於：宮古島ミライヘセンター2F

石垣島サテライト：毎週（金）9:00～17:00 於：石垣市商工会館1F

名護市サテライト：毎週（水）9:00～17:00 於：名護市産業支援センター3F

宜野湾市：毎月第4（火）13:00～17:00 於：宜野湾市商工会

北谷町：毎月第1（水）13:00～17:00 於：北谷町商工会1F

沖縄市： 於：コザ信用金庫本店2F

沖縄市創業支援拠点： 於：Startup Lab Lagoon 1F

沖縄県立図書館：毎月第4（金）13:00～17:00 於：沖縄県立図書館4階

活用のポイント

経営改善や売上拡大、事業再生など、どのような経営相談でも承ります。

申請時期

随時対応

費用

無料

問い合わせ先

■ 沖縄県商工会連合会 沖縄県よろず支援拠点
沖縄県那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター4F 414号室
TEL:098-851-8460 FAX:098-851-3084
E-MAIL: contact@yorozu.okinawa

■ 沖縄県信用保証協会 ■

おきなわ経営サポート会議

目的

中小企業の経営改善・経営強化のため、関係金融機関が一堂に集まり、意見交換することにより、迅速かつ効果的な支援に繋げることを目的とします。

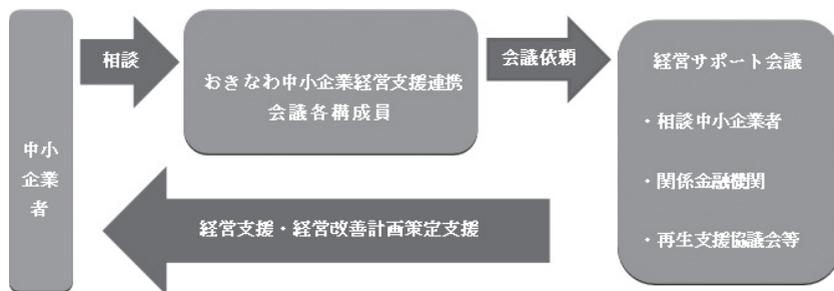
対象者

経営改善・事業再生・創業に意欲のある中小企業者。
(原則として、信用保証協会のご利用のある方)

支援内容

- ・金融機関とのワンストップでの経営相談
- ・経営改善計画の策定支援
- ・経営改善計画に対する金融機関からアドバイス
- ・外部専門家等からの経営支援
- ・各金融機関による方針決定（条件変更・追加融資等）

フロー図



問い合わせ先

■ おきなわ経営サポート会議 事務局
沖縄県信用保証協会 経営支援部 経営支援課
TEL : 098-863-5310 FAX : 098-863-5316

■ 沖縄県信用保証協会 ■

経営改善サポート保証制度 (事業再生計画実施関連保証)

目的

中小企業再生支援協議会等の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的としています。

対象者

一定の計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業者の方

支援内容

保証限度額 2億8000万円

普通保険にかかる保証 2億円以内

無担保保険にかかる保証 8000万円以内

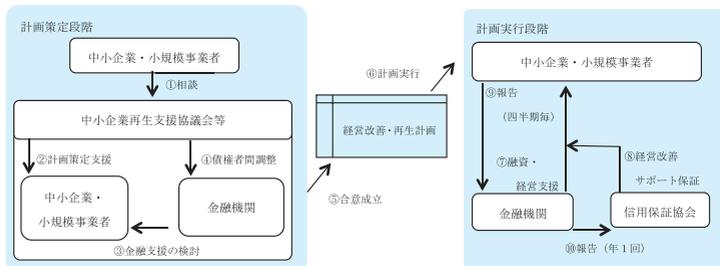
※上記金額は一般保証の別枠

活用のポイント

「中小企業再生支援協議会」等の支援により作成した事業再生計画に基づき、事業再生計画の実行に必要な資金を、信用保証協会の保証付融資で支援し、中小企業者の事業再生の取り組みを後押しします。中小企業者には、四半期毎に事業再生計画の実施状況を金融機関に報告して頂きます。

フロー図

制度のしくみ



問い合わせ先

■ 沖縄県信用保証協会 経営支援部 経営支援課

TEL : 098-863-5310 FAX : 098-863-5316

■ 沖縄県信用保証協会 ■

借換保証制度

目的

- I. 中小企業者の保証付の既往借入金の借換及び当該借換に伴う新たな事業資金に対する保証を促進することにより、中小企業者の月々の返済額の軽減及び資金調達の円滑化等を推進することを目的としています。
- II. 条件変更による返済条件の緩和を行ったことにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者が、経営改善の見込まれる事業計画を策定することを前提に、既往借入金を借換る場合を目的としています。

対象者

信用保証協会の資格要件のほか、次の要件を満たす必要があります。

I.【借換保証制度】

- ①保証申込時において、保証付借入金の残高があること。
 - ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること。
 - ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第2条第5項各号の市町村認定書を有すること。
- ※ 8割保証の借入金は、8割保証にて借換する必要があります。

II.【条件変更改善型借換保証】

- ①保証申込時において、保証付借入金の残高があること。
- ②①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること。
- ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

支援内容

保証限度額 2億8000万円

普通保険にかかる保証 2億円以内

無担保保険にかかる保証 8000万円以内

中小企業者が組合等の場合は、4億8000万円以内

※経営安定関連保証を利用の場合は別枠となります。

【保証期間】

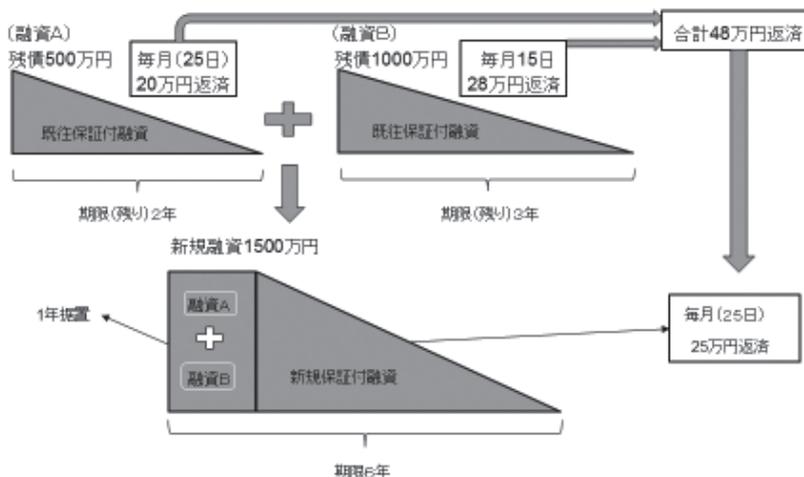
I.10年以内（据置期間1年以内）

II.15年以内（据置期間1年以内）

活用のポイント

- ① 複数債務を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済額を軽減できます。(条件変更と同じ効果)
- ② 新たに据置期間を設けることもできます。(返済猶予と同じ効果)
- ③ 保証審査によっては真水（ニューマネー）の追加もできます。(新規保証と同じ効果)
- ④ 中小企業の条件変更のニーズも満たします。
- ⑤ 返済緩和の条件変更により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者が、経営改善の見込まれる事業計画を策定することを前提に借換ができます。

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県信用保証協会

業務部 保証第一課・保証第二課

TEL : 098-863-5300 FAX : 098-868-7320

経営支援部 経営支援課

TEL : 098-863-5310 FAX : 098-863-5316

■ 沖縄県中小企業団体中央会 ■

中小企業組合制度

目的

経営資源の限られた中小企業者は近代化・合理化への遅れや取引面において不利な立場に立たされることなど、経営上多くの制約があり、個々の企業努力だけでさまざまな課題を解決することは困難です。

中小企業者が個々では対応できない課題に対して、相互扶助の精神に基づき中小企業組合を設立して事業を行うことにより、経営上の諸問題を解決し、経営の近代化・合理化や経済的地位の改善・向上を図ることを目的とします。

対象者

県内の中小企業者等

支援内容

組合を設立したいと希望する中小企業者に対し、中央会の指導員が設立認可申請書の作成方法、設立手続き等について無料で相談対応します。

活用のポイント

組合を設立すると、中央会の指導員が組合の支援、指導にあたります。

組合・団体等が対象になっている支援措置を活用することができます。

(例) 専門家による組合の問題指導、講習会への参加、組合等の情報化推進研修事業などが活用できます。

申請時期

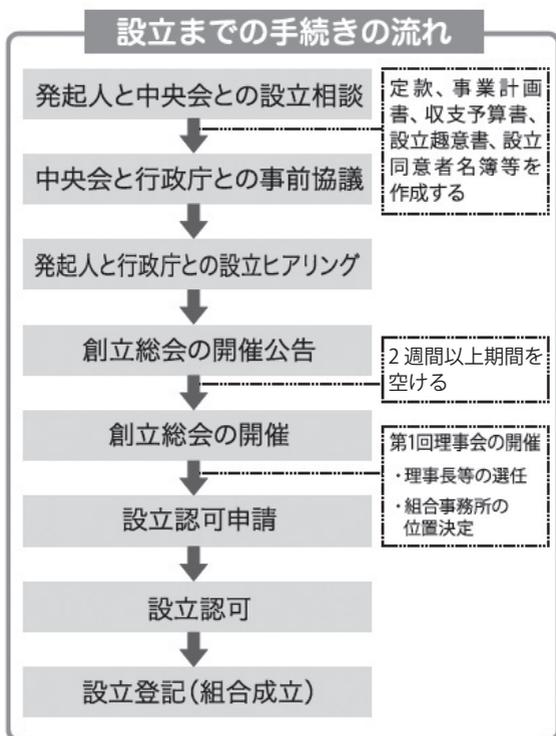
随時

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課(所管行政庁)

※県に申請するための手続き・書類作成等を中央会が支援します。

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県中小企業団体中央会
組織支援部組織課

TEL : 098-860-2525 FAX : 098-862-2526

セーフティネット貸付 (中小企業資金、生業資金、生活衛生資金)

目的

一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方、及び取引企業等の倒産により資金繰りに影響が出ている方等の経営基盤の強化と経営の安定化を支援します。

対象者

1. 経営環境変化対応資金

一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など

2. 金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化している方

3. 取引企業倒産対応資金

取引企業等の倒産により、資金繰りに影響が出ている方など

支援内容

1. 経営環境変化対応資金（中小企業資金、生業資金、生活衛生資金※）

ご融資の限度額：中小企業資金 7億2,000万円

生業資金 4,800万円

（令和3年3月31日までは、別枠で4,800万円）

生活衛生資金 5,700万円

（令和3年3月31日までは、別枠で5,700万円）

ご返済期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

2. 金融環境変化対応資金（中小企業資金、生業資金、生活衛生資金※）

ご融資の限度額：中小企業資金（別枠） 3億円

生業資金（別枠） 4,000万円

生活衛生資金（別枠） 4,000万円

ご返済期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

※生活衛生資金でのご利用にあつては、運転資金のみとなります。

3. 取引企業倒産対応資金（中小企業資金、生業資金）

ご融資の限度額：中小企業資金（別枠） 1億5,000万円

生業資金（別枠） 3,000万円

ご返済期間：運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL：098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL：098-941-1795

生衛・創業融資班 TEL：098-941-1830

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

無担保融資特例制度(生業資金、生活衛生資金)**目的**

担保提供を希望しない中小企業者の方を支援します。

対象者

次の全ての要件を満たす方

- 1 税務申告を2期以上終えている方(別掲『新創業融資制度』の対象とならない方)
- 2 原則として、所得税等を完納している方

支援内容

ご融資の限度額：4,800万円

ご返済期間：適用した貸付制度のご返済期間

活用のポイント

- 担保を提供することを希望しない方に、原則として、法人の方は無担保・代表者保証、個人の方は無担保・無保証人で融資する制度です。

問い合わせ先**沖縄振興開発金融公庫**

・本店

融資第二部	中小企業融資第一班	TEL：098-941-1785
	中小企業融資第二班	TEL：098-941-1795
	生衛・創業融資班	TEL：098-941-1830

・中部支店

業務第一課・第二課	TEL：098-989-6604
-----------	------------------

・北部支店

業務課	TEL：0980-52-2338
-----	------------------

・宮古支店

業務課	TEL：0980-72-2446
-----	------------------

・八重山支店

業務課	TEL：0980-82-2701
-----	------------------

中小機構の専門家派遣制度

目的

経営課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の方々を対象に豊富な経験と実績をもつ専門家を派遣し、アドバイスを実施します。中小企業者の方々に主体的に取り組んでいただくことで、支援終了後も自立的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートします。

対象者

中小企業者

支援内容

(1) 専門家継続派遣事業

売上拡大・生産性向上等の目標達成、様々な経営課題の解決を目指し、専門家を一定期間継続して派遣します。企業の発展段階に応じてタイムリーで適切なアドバイスを行い、その成長・発展のサポートします。

派遣期間は数月から10ヶ月（20回程度）です。

(2) 経営実務支援事業

企業の抱える特定の課題（技術・経営・マーケティング等）について、経営実務の経験が豊富なアドバイザーを派遣し、課題解決や社内人材の育成を支援します。

派遣期間は5ヶ月以内、最大10回以内です。

(3) 戦略的C I O（最高情報責任者）育成支援事業

I Tを活用した課題解決やI T導入の検討、実際のI T導入・運用などに対してアドバイスを行うと共に、企業内のC I O（最高情報責任者）候補者の育成を支援します。

派遣期間は数月から10ヶ月程度です。

(4) 販路開拓コーディネート事業

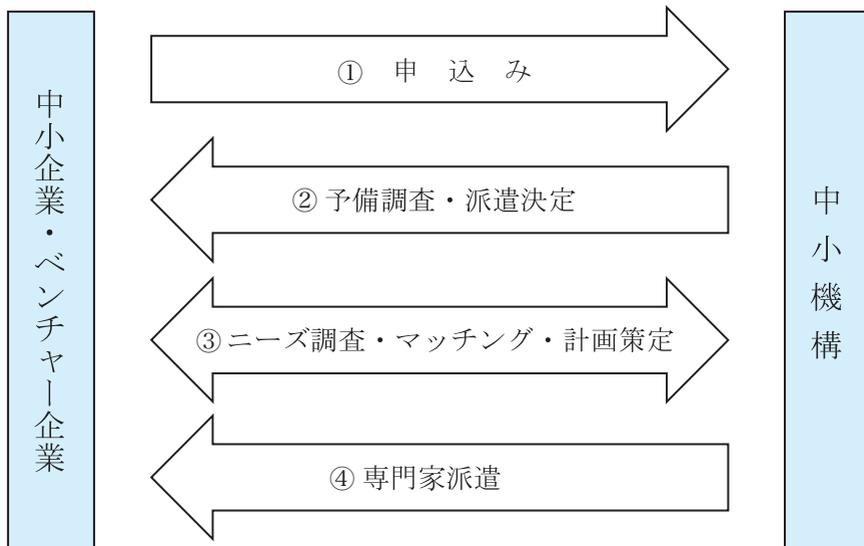
新商品・新技術・新サービスについて、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓力の向上を目指します。

派遣期間は数月から5ヶ月程度です。

募集時期

随時募集しています。

フロー図等



(1) 専門家継続派遣事業

..... 専門家1人・1日あたり 17,500円 (税込)

(2) 経営実務支援事業

..... 専門家1人・1日あたり 8,400円 (税込)

(3) 戦略的CIO育成支援事業

..... 専門家1人・1日あたり 17,500円 (税込)

(4) 販路開拓コーディネート事業

..... 専門家1人・1同行あたり 4,200円 (税込)

..... 専門家1人・1日あたり 8,400円 (税込)

問い合わせ先

■ (独) 中小企業基盤整備機構 沖縄事務所

TEL : 098-859-7566 FAX : 098-859-5770

IT経営簡易診断

目的

ITに精通する専門家との3回の面談を通して経営課題・業務課題を全体最適の視点から整理・見える化し、生産性向上を図ることを目的とします。

対象者

中小企業者

支援内容

顧客対応、営業支援業務（フロント業務）や総務、会計、人事、労務、在庫、物流等の間接業務（バックオフィス業務）に課題のある中小企業者へ専門家を全3回、無料で派遣しIT経営診断を行います。（第1回：ヒアリング、第2回：ディスカッション、第3回：提案、情報提供）

活用のポイント

主に、小売、サービス、卸を営む事業に適したメニューです。

但し、本事業ではミドルオフィス業務である生産管理や物流管理等の基幹システムに関する提案、情報提供は行いません。

申請時期

第1回公募：2020年4月1日～2020年9月30日

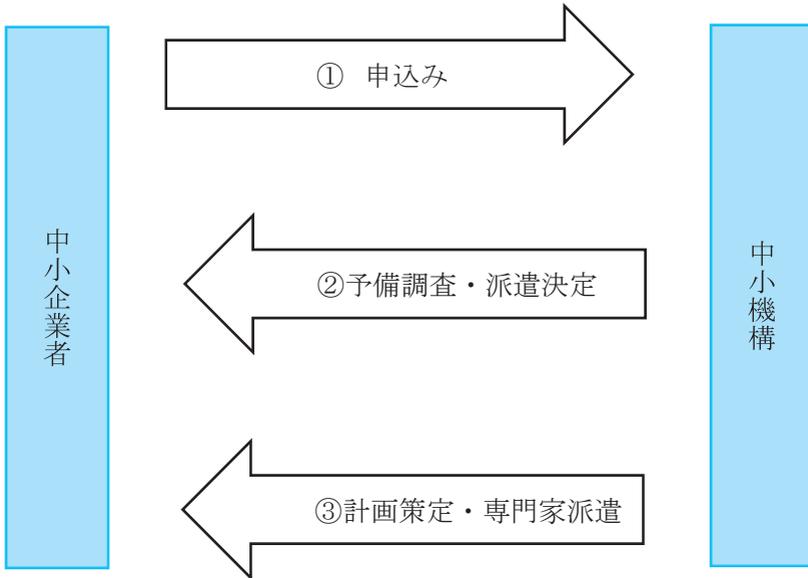
第2回公募：2020年12月1日～（予定）

申請先

<https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/diagnosis/index.html>

フロー図

経営サポート



問い合わせ先

■ (独) 中小企業基盤整備機構 沖縄事務所
TEL : 098-859-7566 FAX : 098-859-5770

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

目的

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として、当面の資金繰りをバックアップします。

本制度は法律（中小企業倒産防止共済法）に基づく制度で、全国で約 48 万社（平成31年3月末現在）が加入しています。

加入対象者

継続して1年以上事業を行っている中小企業者、個人事業主

加入のメリット

- ◆掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業主）に算入できます。
- ◆掛金月額は5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。
- ◆加入後も掛金月額は増額・減額できます。（減額には一定の要件が必要です）
- ◆掛金は総額が800万円になるまで積み立てられますが、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。

共済金の貸付と償還について

- ◆取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となったとき、貸付が受けられます。
- ◆貸付金額は「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。
- ◆貸付条件は「無担保・無保証人」「無利子」です。
ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- ◆貸付金の償還は、貸付金額に応じて5～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

加入申込み

いつでもお申し込みいただけます。

加入のお申し込みは、県内の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、金融機関の本支店などで受け付けています。

問い合わせ先

県内の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、
金融機関の本支店または

■ 共済相談室 TEL：050-5541-7171

小規模企業共済制度

目的

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を予め準備しておく共済制度です。

本制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく「経営者の退職金制度」で、全国で約142万人（平成31年3月末現在）が加入しています。

加入対象者

- ◆常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社の役員
- ◆事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- ◆常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- ◆常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- ◆小規模企業者たる個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

加入のメリット

- ◆掛金月額は1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。
- ◆加入後でも掛金月額は増額減額ができます。また、払い込み方法は月払い、半年払い、年払いからお選びいただけます。
- ◆掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

加入申込み

いつでもお申し込みいただけます。

加入のお申し込みは、県内の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会、金融機関の本支店などで受け付けています。

問い合わせ先

県内の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、
青色申告会、金融機関の本支店または

■ 共済相談室 TEL：050-5541-7171

中小企業・小規模事業者情報 プラットフォーム活用支援事業（ミラサポPlus）

目的

中小企業・小規模事業者が施策情報や先輩経営者・専門家とのコミュニティに一元的にアクセスできるサイト「ミラサポPlus」(<https://mirasapo-plus.go.jp/>)の運営を行います。

対象者

中小企業・小規模事業者。

支援内容

①施策情報提供

国や公的機関の施策情報を一元的に提供し（施策マップ）、公募情報やイベント情報などをメールマガジンで配信。

②情報交換ができる場の提供（コミュニティ）

中小企業者等が先輩経営者や専門家との情報交換ができる場を提供。自らの課題に応じた、新たなコミュニティを作ることできます。

③専門家派遣依頼

創業や海外展開支援等の分野ごとに専門家を類型化し、その中から利用者が自らの課題に応じた専門家を選んで派遣を依頼できます（3回まで無料）。

問い合わせ先

■内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課
〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1
那覇第2地方合同庁舎 2号館 9F
TEL：098-866-1755 FAX：098-860-3710

■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

沖縄総合事務局中小企業相談 (中小企業・小規模事業者のための相談事業)

目的

中小企業・小規模事業者の持つ悩みに対し、親身に相談に応じるとともに、中小企業・小規模事業者の生の声をくみ取り、的確に行政に反映させることを目的としています。

対象者

原則として、中小企業・小規模事業者を対象としていますが、必ずしも中小企業・小規模事業者の定義にこだわることなく、相談者に対して広く窓口を開いています。

支援内容

- ① 中小企業・小規模事業者の来訪、文書、電話等によって行われる相談・苦情等へ対応します。
- ② 中小企業・小規模事業者からの具体的な経営に関する相談等について、必要に応じ関係支援機関へあっせんを行います。
- ③ 中小企業・小規模事業者からの政策への提言・苦情、要望等の受理及び処理を行います。
- ④ 地域に赴き地方公共団体、商工会議所又は商工会の指導員とともに地域の実態の把握、対処すべき問題点を整理し、問題の解決にあたります。

問い合わせ先

■ 内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1
那覇第2 地方合同庁舎 2 号館 9F
TEL : 098-866-1755 FAX : 098-860-3710

■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

商業・サービス競争力強化連携支援事業**目的**

地域経済を面的に底上げするため、中小企業者が行う新しいサービスモデルの開発等を支援する。

対象者

中小企業者が、産学官で連携し、また異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者。

支援内容

サービスモデルの開発等に係る経費（機械装置費、人件費、マーケティング調査費等）を補助する。

■補助金額：初年度3,000万円

■補助率：IoT、AI、ブロックチェーン等先端次述活用型 2/3以内
一般型 1/2以内

■事業期間：2年度

申請時期

令和2年2月18日（火）～令和2年4月21日（火）【終了】

申請先

内閣府沖縄総合事務局 中小企業課

問い合わせ先

■ 沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館9F
TEL：098-866-1755 FAX：098-860-3710

■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

IT導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業)

目的

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等）に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的としています。

対象者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

支援内容

中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

	類型	補助金申請額	補助率	プロセス数 ※1	ツール要件（目的） ※2	賃上げ目標 ※3	補助対象	
							ソフトウェア費 導入関連費等	ハードウェア レンタル費用
通常特	A類型	30万～150万未満	1/2	1		加 points	○	×
	B類型	150万～450万以内		4		必須		
特別特	C類型-1	30万～150万未満	2/3	1	「甲：サプライチェーンの 毀損への対応」のみ導入 「乙：非対面型ビジネスモ デルへの転換」、「丙：テ レワーク環境の設備」の どちらか一つ以上導入	加 points	○	○
		150万～450万以内				必須		
	C類型-2	30万～300万未満	3/4			加 points		
		300万～450万以内				必須		

※併用はできません。

※1：「プロセス」とは、業務工程や業務種別のことです。

※2：ツール要件（目的）について、詳しくはHPをご確認ください。

※3：賃上げ目標について、詳しくはHPをご確認ください。

上記は大まかな相違点の抜粋のため、交付申請にあたってはHPをご確認ください。

活用のポイント

IT 導入補助金（サービス等生産性向上 IT 導入支援事業）では、新型コロナウイルス感染症の事業者への影響を鑑み、補助率の引き上げ（1/2 → 2/3 または 3/4）、補助対象の拡充（キャッシュレス端末、PC、WIFI ルーター等ハードウェアのレンタル等）、遡及申請（交付決定前に契約した IT ツールも対象となる）といった補助内容の拡充により、中小企業・小規模事業者等の生産性向上をバックアップします。

申請時期

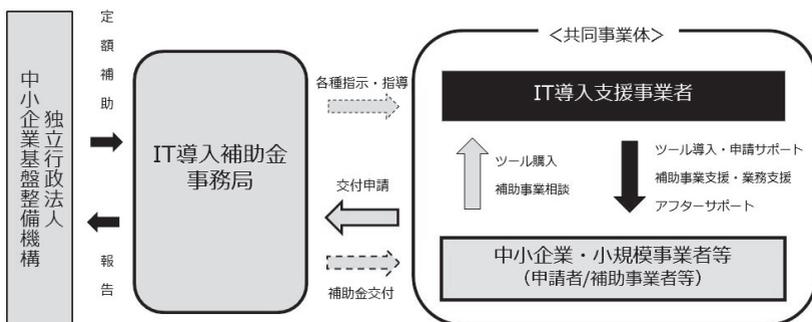
令和 2 年 5 月 1 日～令和 2 年 1 2 月下旬まで（予定）

申請先

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局

URL : <https://www.it-hojo.jp/>

フロー図



問い合わせ先

■内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1
那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 9 階
TEL : 098-866-1731 (直通)

Email : okisyoumu-service@meti.go.jp

■サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター
お問い合わせ時間：9：30～17：30/月曜～金曜
(土・日・祝日除く)

ナビダイヤル：0570-666-424 (通話料がかかります)
IP 電話等からのお問い合わせ：042-303-9749

■サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局ポータルサイト
URL : <https://www.it-hojo.jp/>

沖縄県経営改善支援センター

目的

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者は、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況にある。こうした中小企業・小規模事業者を対象として、「認定支援機関（士業等専門家）」が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進する。

対象者

1、経営改善計画策定支援事業

財務上の問題を抱えており、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者。

2、早期経営改善計画策定支援事業

資金繰りや採算管理などの経営改善の取組を必要とする事業者で、認定支援機関の専門家による支援を受けることにより、今後の自己の経営について見直す意思を有する者。ただし、申請日時点で1、の経営改善計画策定支援事業を利用し、経営改善計画等を策定している者及び過去に本事業を活用した者を除く。

支援内容

1、経営改善計画策定支援事業（405 事業）

認定支援機関の助力を得て経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定に要する専門家に対する支払費用について、総額の2/3（事業者の規模等に応じ上限200万円）まで支援します。（モニタリング費用を含む）

2、早期経営改善計画策定支援事業（プレ405事業）

認定支援機関の支援を受けて資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図等早期の経営計画書を策定する場合、専門家に対する支払費用の 2/3（上限 20 万円）まで支援します。（うちモニタリング費用に係る補助金上限額 5 万円を含む）

問い合わせ先

那覇商工会議所

沖縄県経営改善支援センター

那覇市久米 2-2-10 那覇商工会議所 1F

TEL：098-867-6760 FAX：098-867-6773

沖縄県事業引継ぎ支援センター

目的

沖縄県の中小企業者・小規模事業者は、代表者の高齢化により後継者問題や事業の先行きの不安等によりスムーズな事業承継が行われておりません。事業承継を先送りし、特段の対策を行わないまま経営を続けた結果、廃業・雇用喪失が発生しています。当センターは、事業承継に悩みを抱える中小企業者・小規模事業者に対して、常勤専門家が事業者の実情に合った事業承継手法を協議検討し支援いたします。

対象者

事業承継をお考えの中小企業者・小規模事業者
(法人・個人事業・事業規模は問いません)

支援内容

例えば下記のような相談に対応します。

「後継者に継がせることになったが、どのような手続きをすればいいの？」

「後継者がいない、従業員の雇用を守りたいが？」

「会社を他の企業に譲渡したいけど、どのように進めたらいい？」

「他の企業・事業を譲り受けたいがどのように進めたらいい？」

ご相談内容に応じて、当センターに登録している支援機関、士業等の専門家とともに、支援を行います。

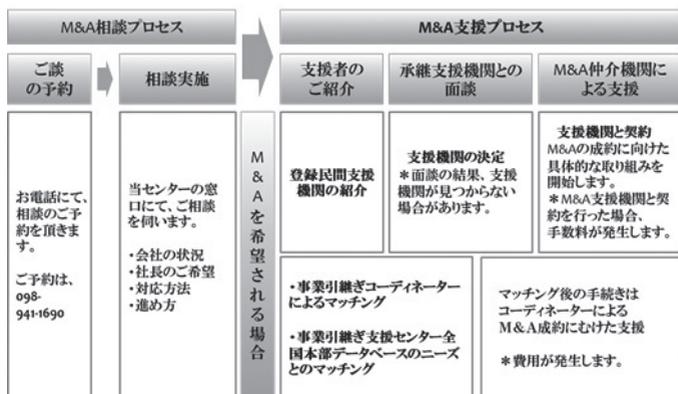
活用のポイント

事業承継は時間がかかるテーマで、中長期の視点で計画的に実行していく必要があります。当センターは無料で相談に対応しています。

今は漠然とした問題認識という方でもお気軽にご相談ください。

フロー図

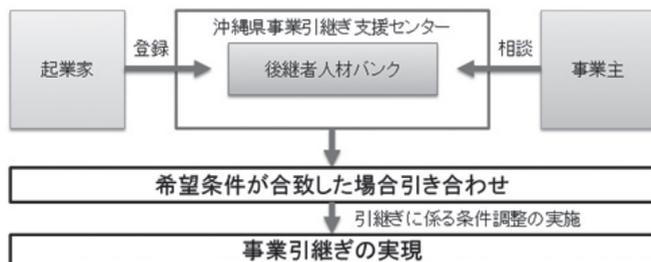
M&Aによる事業承継の相談並びに支援プロセスは下記の通りです



後継者人材バンク

創業・起業希望者についても譲受候補者として登録し、譲渡希望企業とマッチングする仕組み「後継者人材バンク」を設置しております。「後継者人材バンク」では、独立・起業希望の方で、例えば「経営の経験を積んでから独立したい」、「Uターンや移住に合わせて、沖縄で独立する方法を探したい」という方へ後継者不在の事業主の方をマッチングしています。

現在の事業主から、既存の取引先や店舗、経営ノウハウ、知名度などを引き継いで、開業のコストを抑えながら、小さなリスクで創業したいという方は、お気軽に相談ください。



問い合わせ先

月～金（祝日除く）8時30分～17時00分

■ 沖縄県事業引継ぎ支援センター

那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所ビル1階

TEL : 098 (941) 1690 FAX : 098 (941) 1691

沖縄県中小企業再生支援協議会

目的

中小企業再生支援協議会とは、中小企業の再生支援を進めるために、産業競争力強化法に基づき各都道府県に設置されている公的機関です。

事業の収益性や将来性はあるが、財務上の問題等を抱えている中小企業者を対象に常駐の専門家が再生に向けた相談、助言や再生計画の策定をお手伝いします。

対象者

- ・ 過剰債務、過剰設備といった財務上の問題を抱え、借入金の計画的な返済が困難となっている中小企業者
- ・ 事業に収益性や将来性があり、金融機関等の支援により再生の可能性が認められる中小企業者

支援内容

- ・ 無料の窓口相談（第一次対応）と再生計画策定支援（第二次対応）を行っています。

窓口相談の結果、事業の収益性や将来性が認められ、再生計画の策定が可能と判断される場合には、個別支援チームを立上げて再生計画策定を支援し、金融機関等との調整を行います。この個別支援チームには、必要に応じて外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）も参加します。

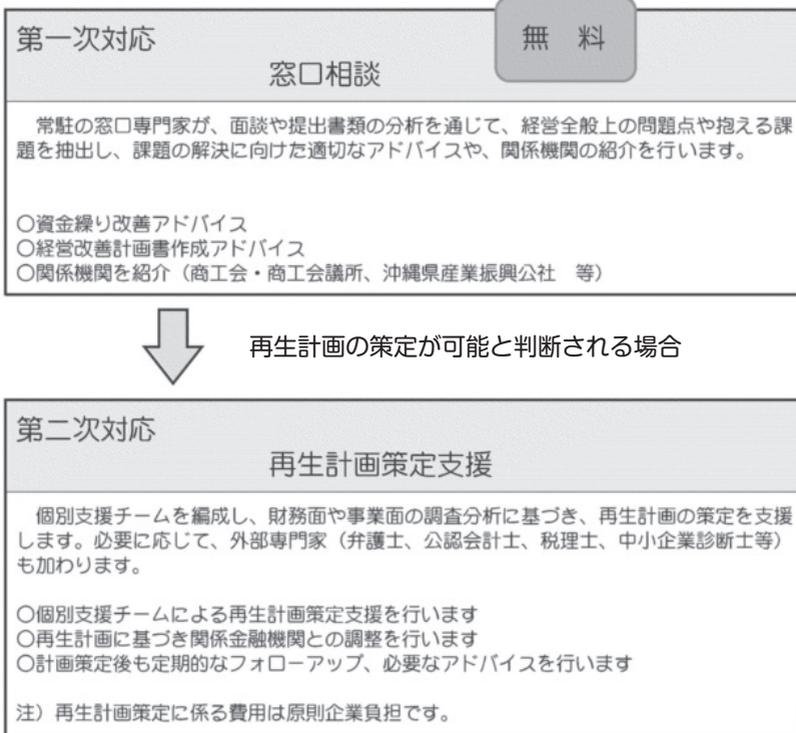
なお、これまでの協議会事業に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きい中小企業者への一層の資金繰り支援を講じるため、「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール」の計画策定支援も実施することになりました。

- ・ 再生計画の策定に伴い、必要に応じて「経営者保証ガイドライン」に基づき、経営者の保証債務の整理を支援します。
- ・ 事業再生が困難な中小企業者に対して債務整理に向けた助言を行うとともに、早期の事業撤退に伴う経営者の保証債務の整理を支援（再チャレンジ支援）します。

活用のポイント

常駐の窓口専門家が再生に係る相談にきめ細かく応じていますので、まずはお気軽にお電話でご予約ください。

フロー図



問い合わせ先

沖縄県中小企業再生支援協議会

那覇市久米2丁目2番10号(那覇商工会議所4F)

TEL : 098-868-3760

<http://www.nahacci.or.jp/saisei/>

ブッシュ型事業承継支援高度化事業

目的

全国的に後継者未定の企業が増加傾向にあり、沖縄県においても代表者の高齢化に伴う後継者確保の問題に直面しております。

当事務局は早期・計画的な事業承継準備に対する経営者の「気付き」を促すため事業承継診断を実施し、課題に対してきめ細かな支援を実施します。さらに必要に応じて、地域の支援機関（商工会議所、商工会、金融機関等）や専門家と連携してより踏み込んだ事業承継支援を実施します。

令和2年4月からは、経営者保証解除に向けた専門家による新たな支援がスタートしております。

対象者

事業承継を考えている中小企業者・小規模事業者(事業規模は問いません)

支援内容

事業承継に関する様々なご相談（円滑な承継、経営改善、後継者育成等）に対応しております。

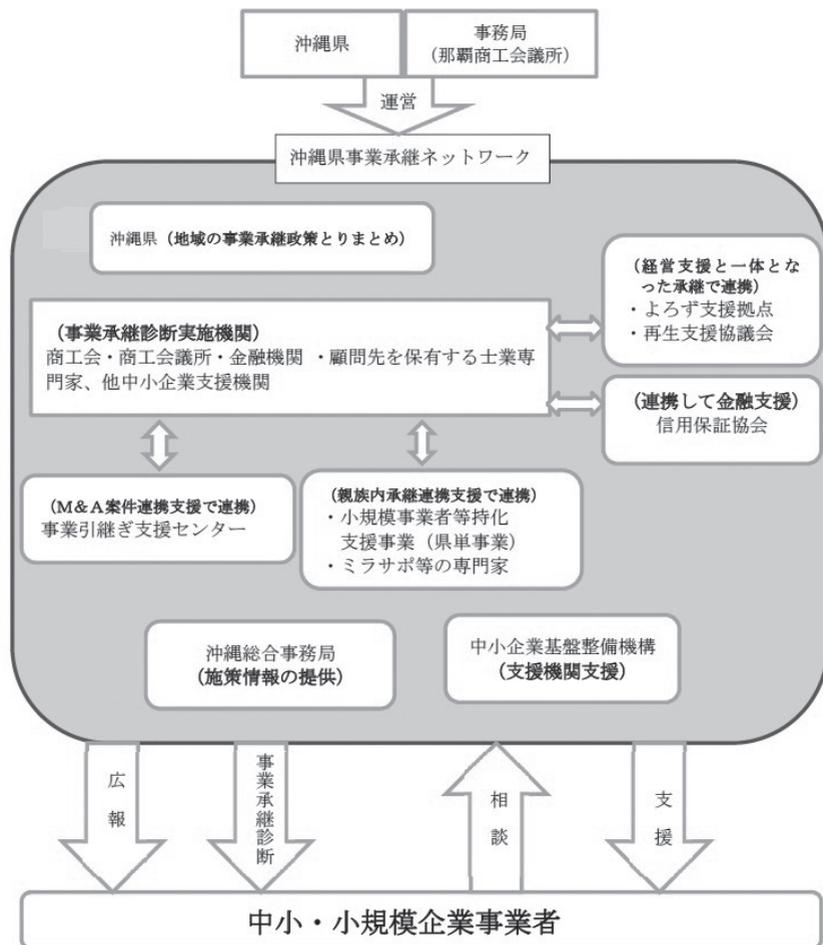
経験豊富なコーディネーターが各支援機関、専門家と連携しながら、きめ細かな支援を行います。

令和2年4月より、事業承継時における後継者の経営者保証解除を後押しすることを目的に、経営者保証コーディネーターが保証解除に向けた準備や手続き等のお手伝いも行っております。

活用のポイント

事業承継は、後継者を育成する期間も考えると、5年から10年はかかると言われています。当ネットワーク事務局は、事業者の承継の課題に合わせて、各支援機関、専門家と連携して、無料でご相談に対応しております。経営者の高齢化が進んでいる現状を踏まえて、早めにご相談下さい。

フロー図



問い合わせ先

月～金(祝祭日を除く) 8時30分～17時00分

■ 沖縄県事業承継ネットワーク事務局

那覇市久米 2-2-10 那覇商工会議所ビル 1階

TEL : 098(860)0251 FAX : 098(860)0252

URL : <https://okinawa-shokei.com/>

機械類貸与制度（割賦販売）

目的

県内中小企業の事業に必要な機械設備を購入し、お客様に対し、割賦販売にて機械設備を貸与します。

対象者

- 県内中小企業で原則1年以上業歴を有すること
 - ・中小企業基本法で定める中小企業者
 - ・中小企業団体の組織に関する法律で定める協同組合

支援内容

- ・貸与期間：10年以内
(申込機械の耐用年数に応じて期間が短くなる場合があります)
- ・据置期間：1年以内（1年・6ヶ月・据置なし）
※元金支払いは、設備導入より1年後からスタートできます。
- ・貸与額：300万円～8,000万円（特認制度により1億円まで増額可能）
- ・固定金利：1.7%～2.1%（財務状況等により適用金利が異なります）

<注意事項>

- ・対象設備は、新品設備のみとなります。（中古は対象外となります）
- ・保証人は、原則1名以上必要となります。
- ・契約時に5%の預り保証金が必要となります。（最終年の元金と利息に充当します）
- ・許認可が必要な場合は、申込時点で得られていることが状況となります。
- ・契約期間中の損害保険又は共済保険の付保を義務付けております。
- ・返済期間中、設備の所有権は公社に留保されますので転売は不可となります。

活用のポイント

- ・原則無担保で機械設備を導入することができます。
(信用保証協会の保証も不要です)
- ・申込企業の資金繰り状況に合わせて据置期間を選択することができます。
- ・貸与限度額の範囲内であれば、同一年度内で何度でもご利用できます。
また、毎年度に限度額の範囲内でご利用することができます。

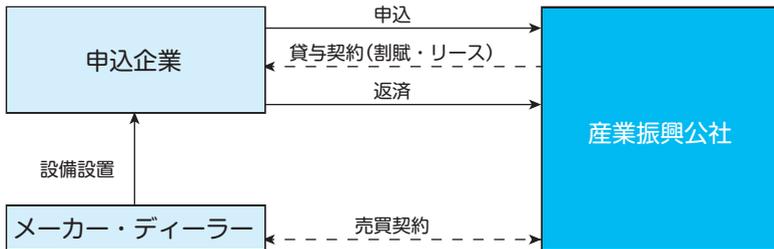
申請時期

随時

申請先

(公財)沖縄県産業振興公社 経営支援課

フロー図



問い合わせ先

(公財)沖縄県産業振興公社 経営支援課

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233

機械類貸与制度（リース）

目的

県内中小企業の事業に必要な機械設備を購入し、お客様に対し、リースにて機械設備を貸与します。

対象者

- 県内中小企業で原則1年以上業歴を有すること
- ・ 中小企業基本法で定める中小企業者
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律で定める協同組合

支援内容

- ・ リース期間：3年～10年
(申込設備の耐用年数に応じて期間が短出する場合があります)
- ・ リース額：300万円～8,000万円（特認制度により1億円まで増額可能）
- ・ 月額リース料率：財務状況と期間に応じて異なりますので、別途お問い合わせください

活用のポイント

- ・ 原則無担保で機械設備を導入することができます。（信用保証協会の保証も不要です）
- ・ 貸与限度額の範囲内であれば、同一年度内で何度でもご利用できます。また、毎年度に限度額の範囲内でご利用することができます。

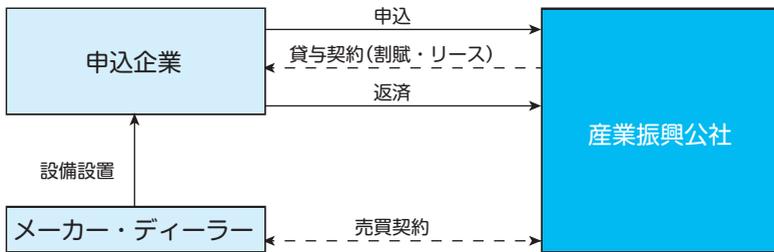
申請時期

随時

申請先

(公財)沖縄県産業振興公社 経営支援課

フロー図



問い合わせ先

(公財)沖縄県産業振興公社 経営支援課

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

目的

沖縄県には、沖縄振興特別措置法に基づく6つの特区・地域制度があり、他県には類のない高率の法人所得控除や投資税額控除が特徴です。沖縄県産業振興公社では、「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」を設置し、各制度の相談対応や実施計画の申請書作成（産業イノベーション制度に限る）を支援します。

支援内容

○窓口相談・申請支援

1. 観光地形成促進地域（沖縄県内全域）

- ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設、
④集会施設、⑤販売施設（県知事指定）

※新設・増設に限ります。

※宿泊施設は税の優遇対象とはなりません。ただし、宿泊施設に付属する上記①～⑤に該当する施設は優遇措置を受けることができる場合があります。

2. 産業高度化・事業革新促進地域（産業イノベーション制度）

（沖縄県内全域）

- ①製造業、②道路貨物運送業、③倉庫業、④卸売業、⑤電気業（一定要件あり）、⑥自然科学研究所、⑦商品検査業、⑧計量証明業など

3. 情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区

（1）情報通信産業振興地域（沖縄県内22市町村及び宮古島市、石垣市）

- ①ソフトウェア業、②情報処理・提供サービス業、③インターネット付随サービス業など

（2）情報通信産業特別地区

（那覇市・浦添市全域、名護市・宜野座村全域、うるま市全域）

- ①データセンター（iDC）、②インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）、③インターネット・エクスチェンジ（IX）など

4. 国際物流拠点産業集積地域（那覇市・浦添市・豊見城市・宜野湾市・糸満市の全域、うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区））

- ①製造業、②特定の機械等修理業、③こん包業、④特定の無店舗小売業、⑤倉庫業、⑥道路貨物運送業、⑦卸売業など

5. 経済金融活性化特別地区（名護市全域）

- ①金融関連産業、②情報通信関連産業、③観光関連産業、④農業、⑤水産養殖業、⑥製造業、⑦自然科学研究所など

6. 離島の旅館業に係る特例措置（沖縄県内有人離島）

- ①旅館業の用に供する施設
※新設・増設に限ります。

○配置税理士による相談対応

毎週金曜日の13時から17時に、当会社にて税理士による当制度の税務相談等の対応を行います。

○その他

希望する企業・団体等に対しては、制度説明会を実施します。

活用のポイント

制度によっては、県知事の事業認定を受けることで、設備投資をしなくても税の優遇措置等が受けられる場合もあります。なお、産業イノベーション制度については受付期日がございますので、お早めにお問い合わせください。
※制度の特徴や該当条件、また、関係機関ホームページへのリンク等をまとめた「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」のホームページを開設していますので、下記からご覧ください。

問い合わせ先

公益財団法人沖縄県産業振興公社
経営支援部 事業支援課
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
TEL:098-894-6377
Email:okitoku@okinawa-ric.or.jp
URL: <https://www.zei-tokku.okinawa/>



■ 沖縄県 ■

地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資)

目的

金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援することにより、活力と魅力ある地域づくりを推進します。

対象者

地域振興に資する事業活動を行う民間事業者等（法人格を有する団体）が施設・設備整備事業を行う場合

支援内容

- 貸付額：貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の35%が上限
（事業地が過疎地域等については45%）
県案件52.5億円、市町村案件13.1億円が限度額
（事業地が過疎地域等については県案件67.5億円、市町村案件16.8億円が限度額）
- 貸付利率：無利子
- 償還期間：5年以上15年以内(5年以内の据置期間を含む)
- 償還方法：元金均等半年賦償還
- 担保：民間金融機関の連帯保証が必要（保証料が別途必要）

活用のポイント

- 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から事業を実施する必要があります。
- 県案件で10人以上、市町村案件で1人以上の新たな雇用の確保が見込まれる必要があります。
- 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1千万円以上である必要があります。
- 融資は事業完了後に実施されます。
- 風俗関連営業の用に供される施設は対象外です。
- 採算性等の審査は、（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）が行います。

- （一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）の調査委員会は年に3回開催されます。（同財団の審査の結果に基づいて融資を行います）
- 審査等に相当の日数を要することから、計画段階から十分調整をする必要があります。

申請時期

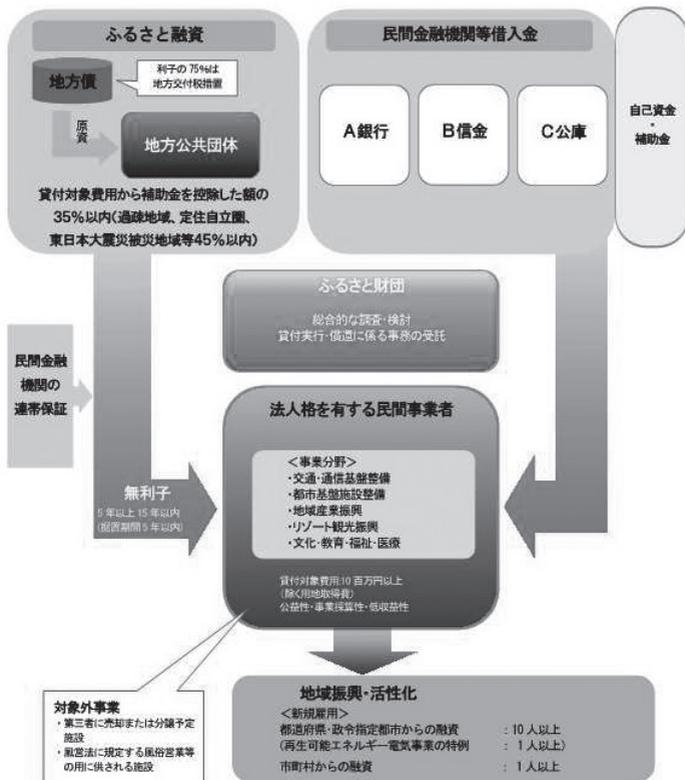
県案件の場合、予算措置上の都合により、工事着手予定の前年度の9月頃までに関係書類を提出する必要があります。

申請先

沖縄県企画部地域・離島課地域振興班
 TEL：098-866-2370 FAX：098-866-2068

フロー図

ふるさと融資概念図



問い合わせ先

沖縄県企画部地域・離島課地域振興班

TEL：098-866-2370 FAX：098-866-2068

■ 沖縄県 ■

沖縄県企業立地促進助成事業補助金

目的

企業の立地を促進することにより、産業の振興と雇用の増大を図ります。

対象者

工場適地、旧特別自由貿易地域、情報通信産業、那覇空港地域内にて工場等を設置し事業を営む者。

支援内容

対象経費及び助成要件	助成内容															
<p>①製造業等に係る投下固定資産取得費に対する助成</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地（土地については、下記②において助成を受ける場合、重複は不可）、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置 <p>○対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場適地等 <p>○助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000㎡以上の用地取得（借地を含む）。ただし、デザイン業及び自然科学研究所にあっては2,500㎡以上の用地取得 ・2億5千万円以上の投下固定資産（用地を除く）を取得すること ・用地の取得から3年以内の操業又は営業の開始 ・操業または営業開始後2年以内に10名以上（うち県内居住者1/2以上含む）の新規雇用 ・令和4年3月31日までに用地の取得及び助成対象予定者としての指定を受けること <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、特定の不動産賃貸業、デザイン業又は自然科学研究所 	<p>投下固定資産取得費に対する助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規雇用数</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上</td> <td>25%</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>35～49人</td> <td>20%</td> <td>8億円</td> </tr> <tr> <td>20～34人</td> <td>15%</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>10%</td> <td>4億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※限度額の対象について、②の助成金を受ける場合は、当該助成額と用地取得費に対する助成額の合計を限度額の対象とする。）</p> <p>※予算の範囲内で</p>	新規雇用数	助成率	限度額	50人以上	25%	10億円	35～49人	20%	8億円	20～34人	15%	6億円	10～19人	10%	4億円
新規雇用数	助成率	限度額														
50人以上	25%	10億円														
35～49人	20%	8億円														
20～34人	15%	6億円														
10～19人	10%	4億円														
<p>②製造業等に係る旧特別自由貿易地域内の用地取得費に対する助成</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 <p>○対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧特別自由貿易地域 <p>○助成要件</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)令和4年3月31日までに旧特別自由貿易地域内に、3,000㎡以上の用地を取得及び助成対象予定者としての指定を受けること (2)用地の取得後3年以内に操業又は営業の開始 (3)操業又は営業の開始後2年以内に沖縄振興特別措置法第44条の認定取得 <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、特定の不動産賃貸業、航空機整備業に付随する事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 助成要件(1)(2)を満たした場合、用地取得費×25% 2. 助成要件(1)(2)及び(3)を満たした場合、更に用地取得費×25%を1に加える <p>※予算の範囲内で</p>															

対象経費及び助成要件	助成内容												
<p>③情報通信産業等に係る投下固定資産取得費に対する助成</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及びその附属設備・構築物 <p>○対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域 <p>○助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上（コールセンター等は2,000㎡以上）の床面積を有する建物の取得 ・建物延べ床面積の1/2以上を自己の事業所として使用する ・20名以上（コールセンター等は200名以上）の新規雇用者（県内居住者） ・用地の取得から2年以内の営業 <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等 	<p>1. 投下固定資産に対する助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規雇用数</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上</td> <td>5%</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>35～49人</td> <td>5%</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>20～34人</td> <td>5%</td> <td>2億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予算の範囲内で</p>	新規雇用数	助成率	限度額	50人以上	5%	10億円	35～49人	5%	6億円	20～34人	5%	2億円
新規雇用数	助成率	限度額											
50人以上	5%	10億円											
35～49人	5%	6億円											
20～34人	5%	2億円											
<p>④国際航空運送事業等に係る投下固定資産取得費に対する助成</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物賃借料及びその附属設備、構築物、機械及び装置 <p>○対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇空港地域内 <p>○助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000㎡以上の特定工場等の賃借 ・20名以上の新規雇用（県内居住者） ・特定工場等の賃借から2年以内の操業又は営業 <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際航空運送業等 	<p>1. 投下固定資産に対する助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規雇用数</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上</td> <td>10%</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>35～49人</td> <td>7.5%</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>20～34人</td> <td>5%</td> <td>2億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 新規雇用者に対する助成 新規雇用者数 × 40万円</p> <p>3. 建物賃借料助成 知事が定める額</p> <p>1+2+3=助成額</p> <p>※予算の範囲内で</p>	新規雇用数	助成率	限度額	50人以上	10%	10億円	35～49人	7.5%	6億円	20～34人	5%	2億円
新規雇用数	助成率	限度額											
50人以上	10%	10億円											
35～49人	7.5%	6億円											
20～34人	5%	2億円											

活用のポイント

①②③の助成対象者は、用地を取得しようとする30日前まで、④国際航空運送事業等においては、建物を賃借しようとする30日前までに、所定の様式において申請する。

※対象となる経費は、土地の取得から操業又は営業の開始までに取得した資産となります。

申請時期

随時

申請先

沖縄県商工労働部企業立地推進課

TEL：098-866-2770 FAX：098-866-2846

問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部企業立地推進課

TEL：098-866-2770 FAX：098-866-2846

■ 沖縄県 ■

沖縄県中小企業振興資金利子補給金

目的

中小企業の経営基盤の安定・強化、雇用の拡大、経営革新・事業多角化を促進するため、県融資制度（雇用創出促進資金、新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金及び創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）の運転・設備資金）にかかる利子補給金を交付します。

なお、令和2年度に融資を受けた中小企業者、協同組合等は雇用創出促進資金及びベンチャー支援資金のみが対象となります。

対象者

雇用創出促進資金、新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金及び創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）の貸し付けを受けた日から3年を経過していないもの。ただし、利子補給金の交付を受けることのできる資金の限度額は2,000万円とする。

なお、令和2年度に融資を受けた中小企業者、協同組合等は雇用創出促進資金及びベンチャー支援資金のみが対象となります。

支援内容

(1) 利子補給率

雇用創出促進資金：以下、①及び②は1.00%、③～⑦は1.50%

- ① 1名新規雇用（非正規雇用）する場合
- ② 非正規雇用から正規雇用等に1名転換する場合
- ③ 1名新規雇用（正規雇用等）する場合
- ④ 2名以上新規雇用（非正規雇用）する場合
- ⑤ 非正規雇用から正規雇用等に2名以上転換する場合
- ⑥ 法定雇用障がい者数を超えて障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けた場合
- ⑦ 以下、(ア)～(カ)の認定・承認を受ける場合
 - (ア) えるぼし認定
 - (イ) くるみん認定
 - (ウ) ユースエール認定制度
 - (エ) 沖縄県人材育成企業認証制度に基づく認証
 - (オ) 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証
 - (カ) その他上記(ア)～(オ)と同等と認められる事業等に基づく認定・認証

新事業分野進出資金：1.00%

ベンチャー支援資金：1.00%

創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）：1.00%

(2) 利子補給金の額

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間において、貸付けを受けた資金のうち2,000万円までの部分について、毎月次の算定により計算した金額の当該期間の合計とする。

利子支払方法	利子補給金の額の算式
前払い	$\text{利子補給金の額} = \text{利子補給計算月の月末融資残高} \times \text{利子補給率} \div 365 \text{日} \times \text{利子日割日数}$ <small>※初回返済月において、利子補給計算月の月末融資残高を融資実績と読み替える。</small>
後払い	$\text{利子補給金の額} = \text{利子補給計算月の前月末融資残高} \times \text{利子補給率} \div 365 \text{日} \times \text{利子日割日数}$ <small>※初回返済月において、利子補給計算月の前月末融資残高を融資金額と読み替える。</small>

注1 利子日割日数は、償還年月日間の経過日数とする。

注2 うるう年においては、365日を366日と読み替える。

ただし、返済の条件変更等により貸付返済予定明細に変更があった場合の利子補給金の額は、融資残高が変更前の額を超える場合は変更前の融資残高により算定し、融資残高が変更前の額よりも少なくなる場合は当該変更後の融資残高により算定した額とする。

申請時期

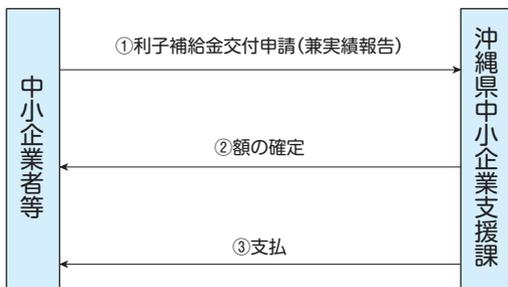
令和3年1月1日～令和3年1月31日

※持参の場合は平日9:00～17:00にお越しく下さい。※当日消印有効
(12:00～13:00除く)

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）

目的

独立・開業を行うもの又は開業後5年未満の事業者等へ創業に必要な資金を融資します。

対象者

県内に居住し、県内で事業を開始しようとするもの又は事業開始後一定期間を経過していないもの

1 創業前の者で、要件に該当するもの

※要件については、申請先にお問い合わせください。

2 創業後1年未満の者で、要件に該当するもの

※要件については、申請先にお問い合わせください。

3 創業後1年以上5年未満のもので、要件に該当するもの

※要件については、申請先にお問い合わせください。

4 「創業計画策定力向上支援事業」により策定した創業計画を有するもので、所要資金の20%以上を自己資金で賄えるもの

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：原則無担保です。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

支援内容

融資限度額：1企業当たり2,000万円以内

融資利率：1.70%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：運転資金、設備資金ともに10年以内（据置期間1年以内）

保証料：0.60%

申請時期

随時受付

申請先

融資対象 1、2

沖縄県産業振興公社、沖縄県商工会連合会、各商工会、各商工会議所

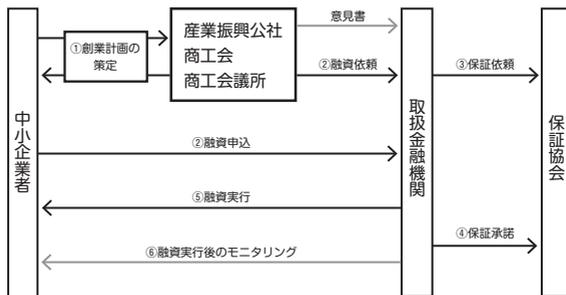
融資対象 3、4

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫

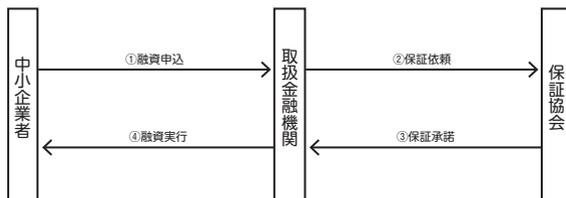
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図

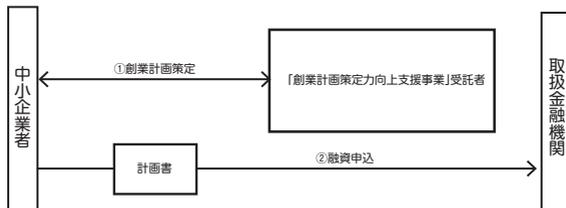
●手続フロー図(融資対象 1 又は 2)



●手続フロー図(融資対象 3)



●手続フロー図(融資対象 4)



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

創業者・事業承継支援資金（事業承継支援貸付）

目的

事業承継を行う事業者へ事業承継に必要な資金を融資します。

対象者

対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当するもの

- 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けた中小企業者又はその代表者
- 2 認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うもの

支援内容

融資限度額：1企業あたり8,000万円以内

融資利率：年1.70%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：運転資金10年以内（据置期間1年以内）

設備資金15年以内（据置期間1年以内）

保証料：0.35～0.75%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請時期

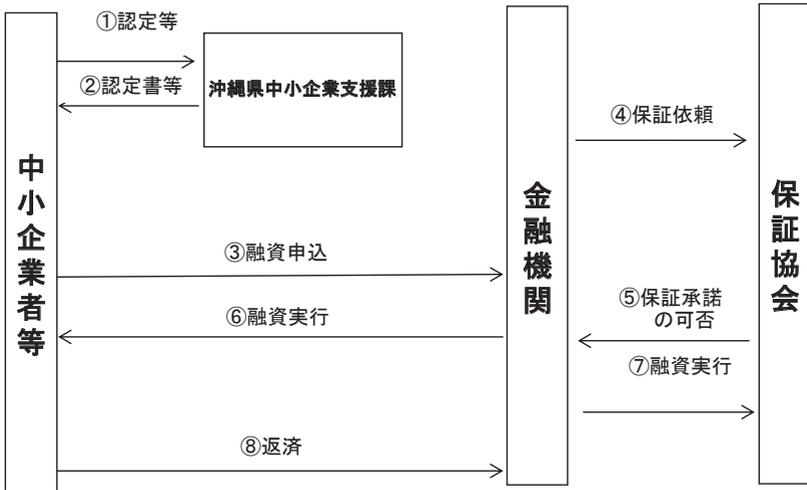
随時受付

申請先

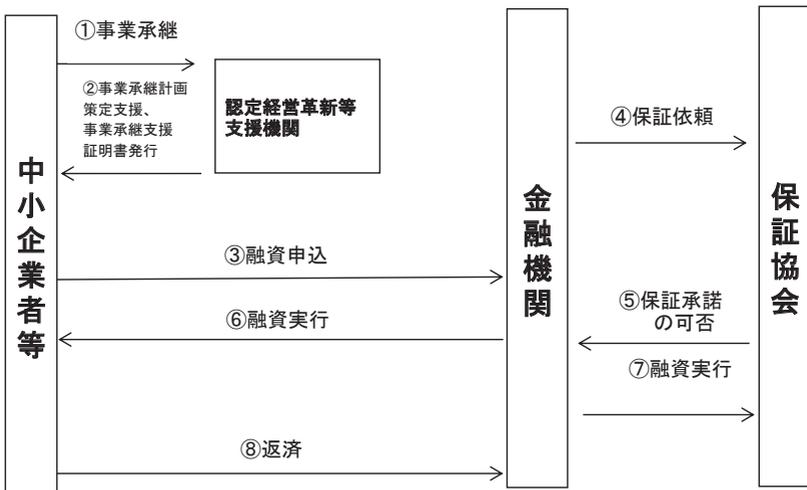
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図

● 融資対象1



● 融資対象2



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

ベンチャー支援資金

目的

ベンチャービジネスを展開する中小企業者、協同組合等へ資金を融資します。
※経営革新の承認を受けた中小企業も対象となります。

対象者

対象業種に属し、ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの

- 1 中小企業新事業活動促進法に基づき、知事の承認を受けたもの
- 2 沖縄県が実施する新製品・新サービス開発に関する事業の採択又は補助金の交付を受けたもので、既に新製品・新サービスの開発を終了し、事業化の見通しのあるもの

【沖縄県が実施する事業の例】

新産業事業化促進事業（県産業政策課）

ベンチャー企業スタートアップ支援事業（県産業政策課）

ものづくり基盤技術強化支援事業（県ものづくり振興課）

産学官連携製品開発支援事業（県ものづくり振興課）

沖縄アジア IT ビジネス創出促進事業（県情報産業振興課）

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業（県産業政策課）

地域ビジネス力育成強化事業（県中小企業支援課）

その他、沖縄県が実施する事業のうち、上事業と同等と認められる事業

- 3 新製品、新技術等を自主開発し、沖縄県工業技術センター所長の認定を受けたもの
- 4 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けたもの

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり3,000万円以内

融資利率：年1.50%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）

設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料：0.35～0.75%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。
保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。
- ・経営革新承認書や、融資対象2に該当する事業の採択決定通知書又は補助金交付決定通知書を直接受けているものについては、その写し及び必要書類を直接金融機関に提出することで、本資金の融資申込みができます。
- ・利子補給制度あり。(詳しくは、「沖縄県中小企業振興資金利子補給金」を参照。)

申請時期

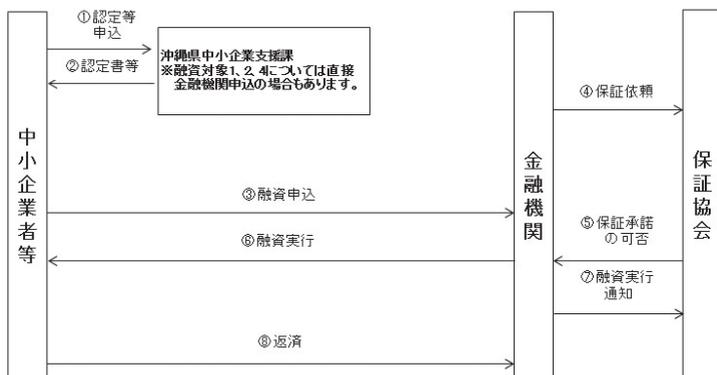
随時受付

申請先

県中小企業支援課

※融資対象2の該当事業に係る採択決定通知書又は補助金交付決定通知書を直接受けているものは、直接取扱金融機関(琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、みずほ銀行、鹿児島銀行)へ申し込む

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661

■ 沖縄県 ■

雇用創出促進資金

目的

事業拡大や多角化の計画に伴い常用雇用者を1名以上雇い入れる事業者、非正規雇用から正規雇用への転換を図る事業者又は働き方改革に取り組む事業者へ資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに従業員を雇い入れ、又は働き方改革に取り組むもので、次のいずれかに該当するもの

- 1 新たに常時使用する従業員を1名雇い入れようとするもの
- 2 有期雇用の従業員を正規雇用（無期雇用含む）に転換しようとするもの
- 3 法定雇用障がい者数を超えて障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けたもの
- 4 次のいずれかの認定・認証を受けたもの
 - (1) えるぼし認定
 - (2) くるみん認定
 - (3) ユースエール認定制度
 - (4) 沖縄県人材育成企業認証制度に基づく認証
 - (5) 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証
 - (6) その他上記(1)～(5)と同等と認められる事業等に基づく認定・認証

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり8,000万円以内

融資利率：年1.50%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）

設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料：0.35～0.75%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

- ・利子補給制度あり。（詳しくは、「沖縄県中小企業振興資金利子補給金」を参照。）

申請時期

随時受付

申請先

● 融資対象 1、2

商工会又は商工会議所

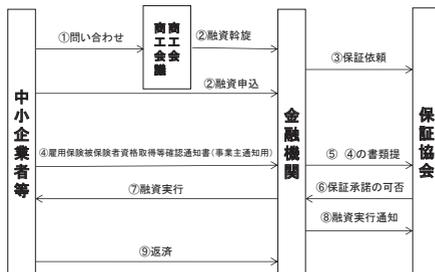
● 融資対象 3

沖縄県商工労働部中小企業支援課

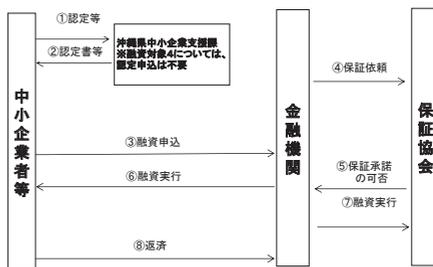
● 融資対象 4

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
 沖縄県農業協同組合（JA おきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

● 融資対象1, 2



● 融資対象3, 4



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

経営振興資金

目的

事業資金を必要とする中小企業者、協同組合等へ資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等。

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり8,000万円以内

融資利率：年2.15%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）
設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料：0.45～1.00%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。
保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

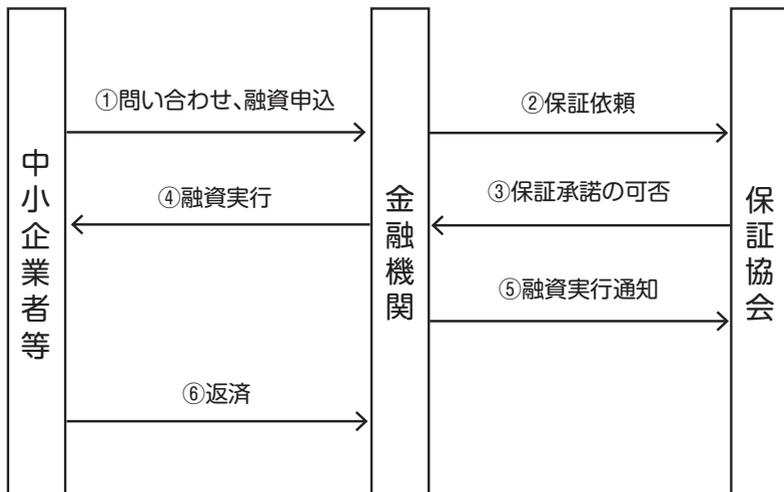
申請時期

随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

高度化資金（共同施設事業）

目的

中小企業者が、例えば、生産性の向上を図るために大型新鋭機を設置しようとしたりする場合に、単独で取得するには困難であるが、組合を設立し、共同で取得し稼働させれば合理的であり、かつ、効果が上がる共同施設を整備しようとするときに長期の資金を融資します。

対象者

- (1) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、協業組合、企業組合等
- (2) 参加組合員の数が4人以上（アーケード等商店街の環境整備に係る事業は10人以上）
- (3) 組合員の2/3以上が特定中小事業者等

支援内容

融資（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設: 土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付条件

- ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内
- ② 償還期限 20年以内（据置期間を含む）
- ③ 据置期間 3年以内
- ④ 金利 0.45%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

- ・ 事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。
- ・ 組合理事全員が連帯保証人となります。

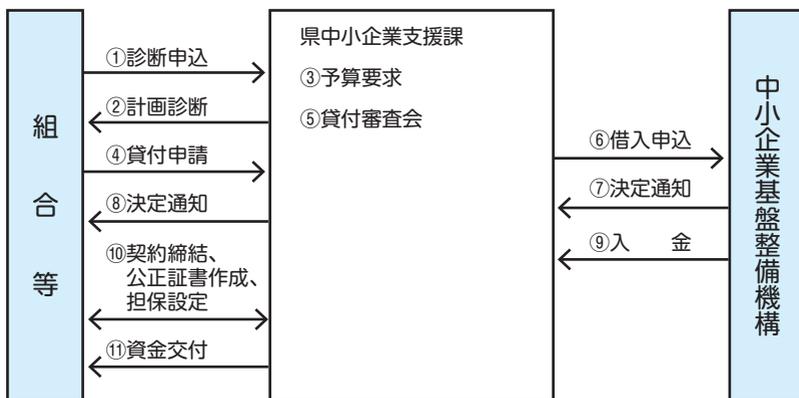
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

高度化資金（施設集約化事業）

目的

大型店との競合、公害問題、作業効率の低下など個々の企業では解決が難しい課題や問題を抱える中小企業者が、組合や会社を設立し、共同店舗、共同工場、共同事業場など一の建物を整備し、消費者に魅力ある店舗づくり、あるいは適正な生産規模に見合う生産設備又は近代的な生産方式の導入など事業の共同化、協業化を図る中小企業組合に対し長期低利の資金を融資します。

対象者

- (1) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、合併会社又は出資会社
- (2) 組合員の数が4人以上で、かつ2/3以上が特定中小事業者等であること

支援内容

融資（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設:土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付条件
 - ①貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内
 - ②償還期限 20年以内（据置期間を含む）
 - ③据置期間 3年以内
 - ④金利 0.45%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

- ・事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。
- ・組合理事全員が連帯保証人となります。

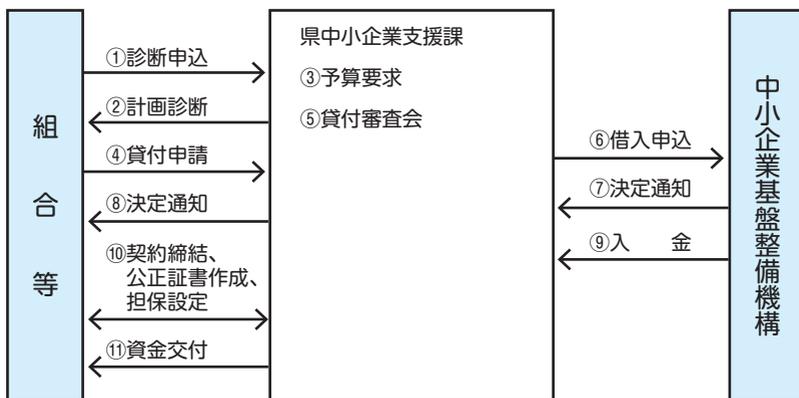
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

高度化資金（集積区域整備事業）

目的

工場、店舗、事業場などが集まる区域で、事業環境の改善のため、同施設の改造、新たな施設の建設、道路拡幅、植栽、アーケード・カラー舗装、共同配送センター、共同駐車場などの共同施設の整備を行うことにより、当該区域の再整備を行う事業です。

対象者

- (1) 事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等
 - (2) 参加組合員の数が原則、10人以上（一定要件を満たす場合は5人以上）
 - (3) 組合員の2／3以上が特定中小事業者等
- * 組合員が使用する施設の敷地面積が集積区域の1／2以上である場合に実施される事業

支援内容

融資（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付条件

- ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内（小規模事業者が専有して利用する施設は90%以内）
- ② 償還期限 20年以内（据置期間を含む）
- ③ 据置期間 3年以内
- ④ 金利 0.45%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

- ・ 事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。
- ・ 組合理事全員が連帯保証人となります。

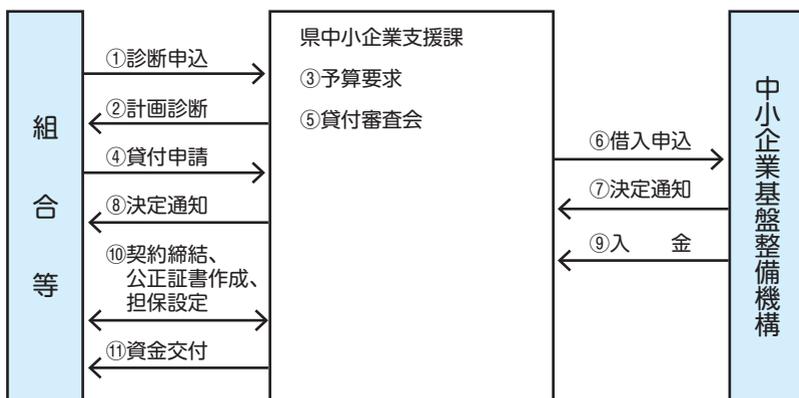
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

高度化資金（集団化事業）

目的

市街地に密集あるいは散在している中小企業者が事業協同組合などを設立し、集団で立地環境の良い区域に移転し、すべての組合員が一の団地又は建物の内部に店舗、倉庫、事務所、工場等の施設を整備するとともに、適切な共同事業を実施することによって、経営基盤の強化を図る事業です。

対象者

- (1) 事業協同組合、協同組合連合会、特定中小事業者、企業組合、協業組合
- (2) 特定中小事業者等の数が原則、10人以上（一定要件を満たす場合は5人以上）
- (3) 組合員の2/3以上が原則、当該団地又は建物に特定施設の全部又は一部を移転

支援内容

融資（限度額、利率等）

(1) 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備

(2) 貸付条件

- ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内（小規模事業者が専有して利用する施設は90%以内）
- ② 償還期限 20年以内（据置期間を含む）
- ③ 据置期間 3年以内
- ④ 金利 0.45%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

- ・ 事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。
- ・ 組合理事全員が連帯保証人になります。

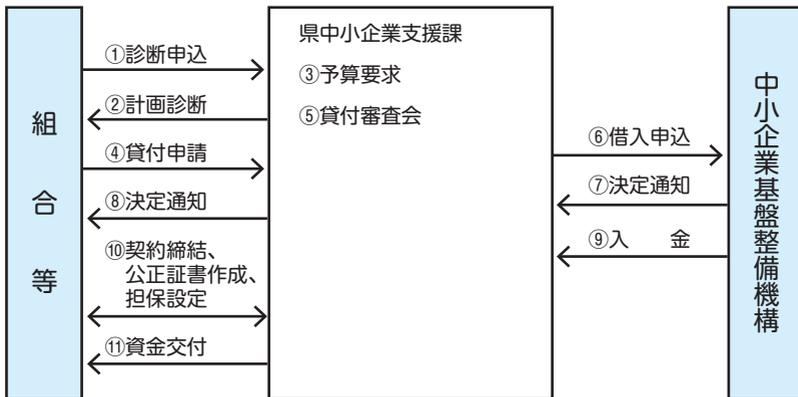
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

高度化資金（商店街整備等支援事業）

目的

地域の第三セクター（街づくり財団又は街づくり会社）や商工会などが実施主体となって、多目的ホール、イベント広場、駐車場などのコミュニティ施設を整備し、又はこれらの施設と併せて商業店舗を整備し、運営する事業です。

対象者

- (1) 第三セクター（株式会社・公益法人）又は商工会、商工会議所等
- (2) 計画区域における特定中小小売商業者等の数が20人以上であること
- (3) その他第三セクターの出資構成、テナントの業種構成等について要件が定められている

支援内容

融資（事業費の一部について出資も可能）

（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付条件
 - ①貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内
 - ②償還期限 20年以内（据置期間を含む）
 - ③据置期間 3年以内
 - ④金利 無利子（中小小売商業振興法等の認定が必要）

活用のポイント

- ・事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。
- ・第三セクター役員全員が連帯保証人となります。

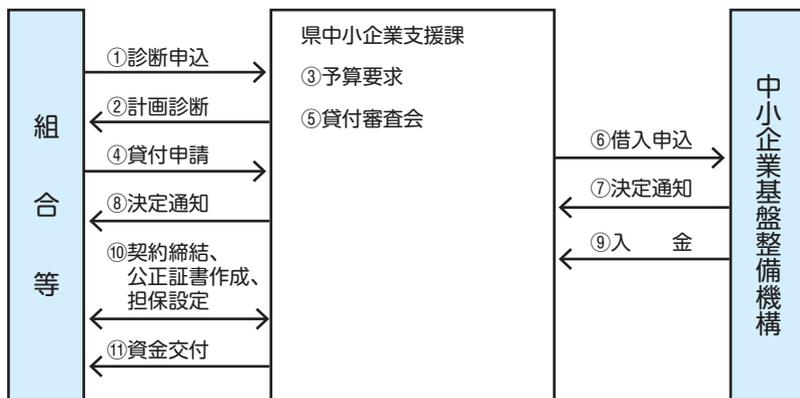
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

高度化資金（設備リース事業）

目的

事業協同組合などが組合員の生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括して取得し、組合員に買取予約付で賃貸（設備リース）する事業です。

対象者

- (1) 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会等
- (2) 参加組合員の数が4人以上
- (3) 組合員の2/3以上が特定中小事業者等

※組合又は連合会とリースを受ける組合員との間で、「買取予約付賃貸借契約」を締結

支援内容

融資（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設：資産計上されるリース設備
- (2) 貸付条件

- ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内
- ② 償還期限 20年以内（据置期間を含む）
- ③ 据置期間 3年以内
- ④ 金利 0.45%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

- ・事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。
- ・組合理事全員が連帯保証人となります。

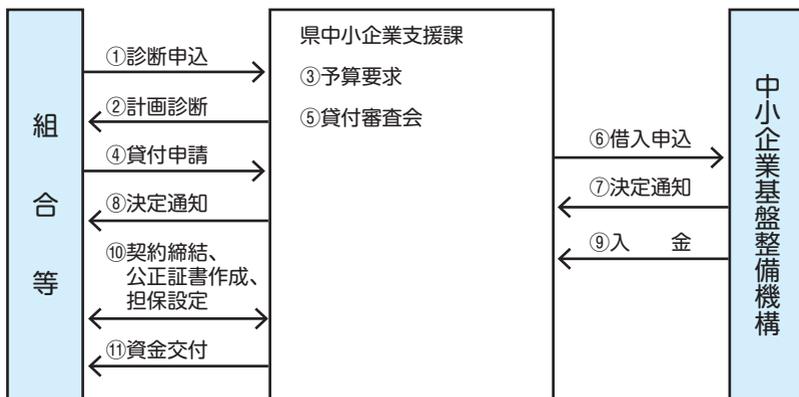
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

産業振興資金（オキナワ型産業振興貸付）**目的**

地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等へ資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上本県の地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの。

- 1 健康食品産業
- 2 バイオ関連産業
- 3 健康サービス産業
- 4 泡盛産業
- 5 工芸産業
- 6 環境関連産業
- 7 観光産業
- 8 情報通信関連産業
- 9 沖縄国際物流ハブ活用事業者

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり1億円以内

融資利率：年1.65%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）
設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料：0.40～0.80%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請時期

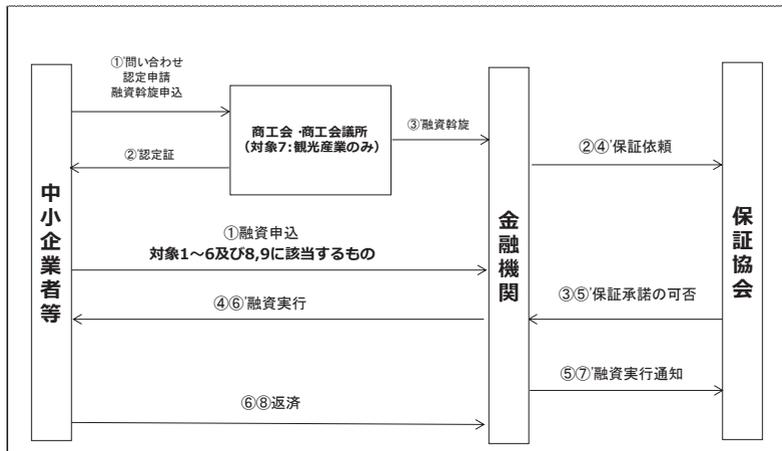
随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、みずほ銀行、鹿児島銀行

※対象7 観光産業は、商工会、商工会議所

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

産業振興資金（企業立地推進貸付）

目的

国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特別地区等において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等へ資金を融資します。

対象者

保証協会の保証業種に属し、次のいずれかの地域等において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業支援課長より認定を受けたもの

- 1 国際物流拠点産業集積地域
- 2 産業高度化・事業革新促進地域における工業等団地、工場適地
- 3 情報通信産業特別地区又は情報通信産業振興地域

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり1億5千万円以内

融資利率：年1.70%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：運転資金10年以内（据置期間1年以内）
設備資金15年以内（据置期間3年以内）

保証料：0.25%～0.70%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

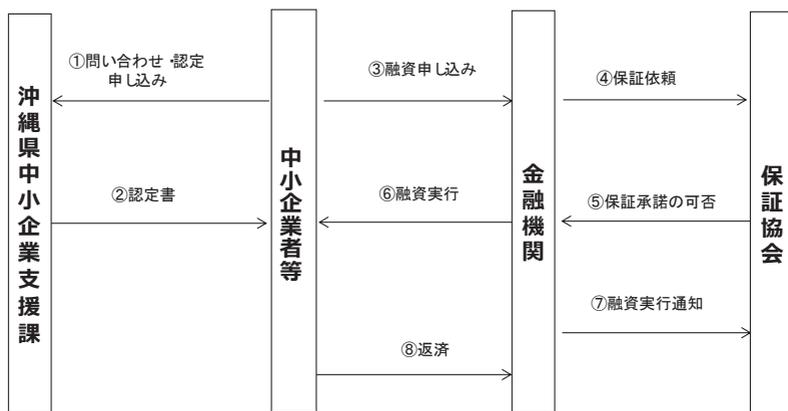
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343

FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

資金繰り円滑化借換資金

目的

売上の減少等に対応し、複数債務の一本化、月々の返済額の軽減等を推進し、中小企業の資金繰りの円滑化を図るための資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの

- 1 沖縄県信用保証協会の保証付き融資を借り換えるもの
(複数責務の場合は合算で算定)
- 2 借換事業計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られるもので、かつ中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号又は第5号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定したものの
※一部借換の対象とならない資金等があります。

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり5,000万円以内

融資利率：年2.35%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：10年以内（据置期間6ヶ月以内）

保証料：融資対象1の場合は、0.45～1.00%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）融資対象2の場合は、0.60%

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

借換対象借入金の借換のほか、融資審査が通れば、新たに必要とする事業資金も併せて融資対象とすることができます。

担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請時期

随時受付

申請先

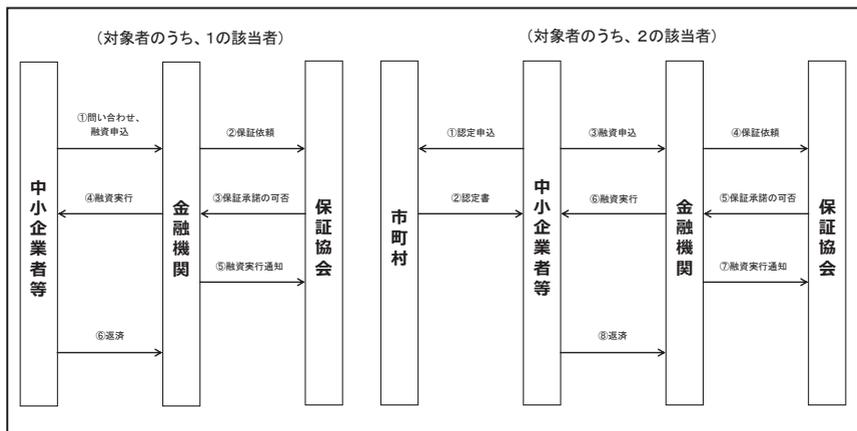
●融資対象 1 の該当者

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

●融資対象 2 の該当者

市町村商工担当課

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

小規模企業対策資金（一般貸付）

目的

従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 名以下）の小規模企業者へ運転資金、設備資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において原則として 1 年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者

支援内容

融資限度額：1 企業当たり 2,000 万円以内

融資利率：年 1.80%（令和 2 年 4 月 1 日現在の利率です。）

年 1.60%（令和 2 年 4 月 1 日現在の利率です。）

※商工会、商工会議所の経営指導を 3 ヶ月以上実施した場合、通常金利よりも 0.2% 低い優遇金利の適用も可能です。

融資期間：運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）

設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）

保証料：0.40～0.80%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担保：原則無担保です。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

平成 29 年度より、直接取扱金融機関への申込みも可能となりました。（従来通り商工会等への斡旋申込みも可能です。）

申請時期

随時受付

申請先

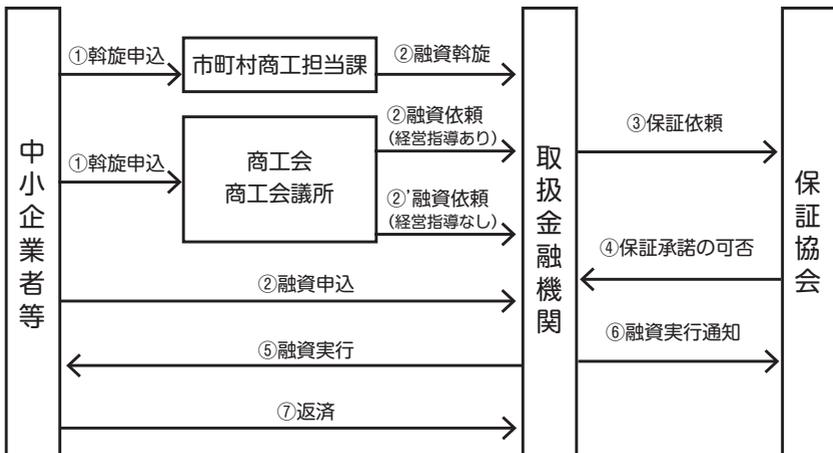
●融資斡旋申込の場合

商工会、商工会議所、市町村商工担当課

●直接、取扱金融機関申込の場合

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、鹿児島銀行

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

小規模企業対策資金（特別小口貸付）

目的

従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 名以下）の小規模企業者へ無担保無保証人により運転資金・設備資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において原則として 1 年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者（個人事業主）で、次の各号の要件を備えるもの

- (1) 源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかについて、保証協会の保証委託申込みの日以前の 1 年間に納期がきている税額を完納しているもの
- (2) 当貸付に係る保証以外に保証協会から保証を受けていないもの

支援内容

融資限度額：1 企業当たり 2,000 万円以内

融資利率：年 1.70%（令和 2 年 4 月 1 日現在の利率です。）

年 1.50%（令和 2 年 4 月 1 日現在の利率です。）

※商工会、商工会議所の経営指導を 3 ヶ月以上実施した場合、通常金利よりも 0.2% 低い優遇金利の適用も可能です。

融資期間：運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）

設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）

保証料：0.60%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担保：原則無担保です。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

平成 29 年度より、直接取扱金融機関への申込みも可能となりました。（従来通り商工会等への斡旋申込みも可能です。）

申請時期

随時受付

申請先

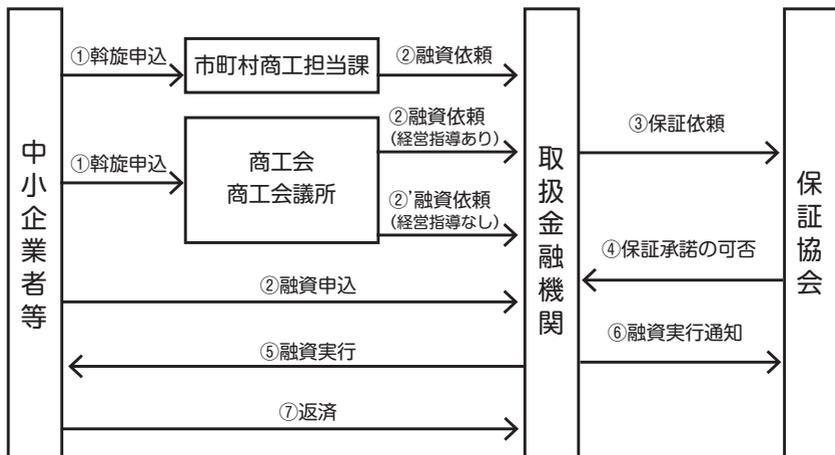
●融資斡旋申込の場合

商工会、商工会議所、市町村商工担当課

●直接、取扱金融機関申込の場合

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、鹿児島銀行

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

小口零細企業資金

目的

小規模企業者へ既存の保証付融資残高と併せて 2,000 万円以下となる資金を融資します。

対象者

- 保証協会の保証対象業種に属し、県内において原則として 1 年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者で次の各号の要件を備えるもの。
 - (1) 従業員 20 人以下の会社及び個人(商業・サービス業は 5 人以下)
 - (2) この融資の保証を含め、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)と併せて 2,000 万円以下であること。

支援内容

融資限度額：1 企業当たり 2,000 万円以内。ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計額で 2,000 万円の範囲内となる新規の保証に限る。

融資利率：年 1.70%（令和 2 年 4 月 1 日現在の利率です。）

融資期間：運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）
設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）

保証料：0.45～1.00%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担保：原則無担保です。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

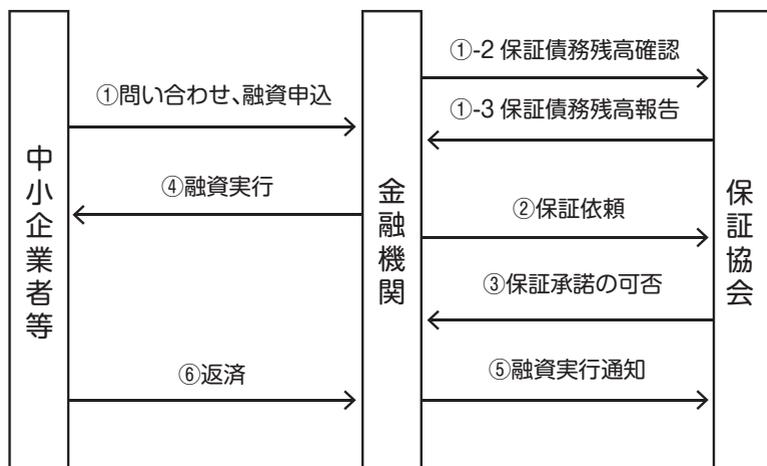
申請時期

随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
 沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、鹿児島銀行

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

新事業分野進出資金

目的

事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者等へ資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において3年以上(多角化を目的とする場合は、1年以上)引き続き同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し、新事業分野進出事業計画書に基づき新事業分野進出(事業転換・多角化)を行うもの

- 1 現在の事業を縮小(廃止を含む)し、事業転換を目的として新たな事業を開始する場合(事業開始後6ヵ月を経過していない者も含む。)において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/2以上を占めることが見込まれるもの
- 2 多角化を目的として新たな事業を開始する場合(事業開始後6ヵ月を経過していない者を含む。)において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/4以上を占めることが見込まれるもの

支援内容

融資限度額：融資対象1の場合、1企業、1組合当たり1億円以内

融資対象2の場合、1企業、1組合当たり7,000万円以内

融資利率：年1.50%(令和2年4月1日現在の利率です。)

融資期間：運転資金7年以内(据置期間1年以内)

設備資金10年以内(据置期間1年以内)

保証料：0.35～0.75%(保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定)

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
担保：必要に応じて求めます。
保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

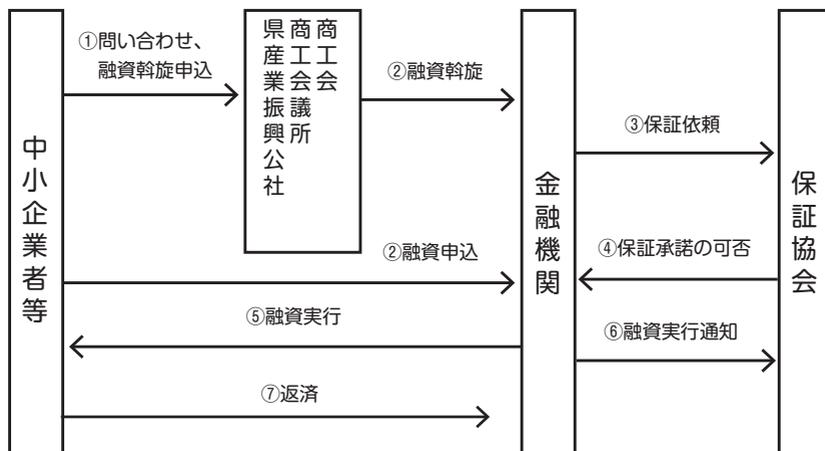
申請時期

随時受付

申請先

県産業振興公社、商工会、商工会議所

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

組織強化育成資金(一般貸付)

目的

商工業関係組合や構成企業の経営安定のために必要な資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員

支援内容

融資限度額：1組合当たり、

- ・ 共同事業資金5,000万円以内
- ・ 転貸資金3億円以内（1転貸先3,000万円以内）
- ・ 1組合員当たり3,000万円以内

融資利率：年1.30%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）
設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料：0.40～0.80%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

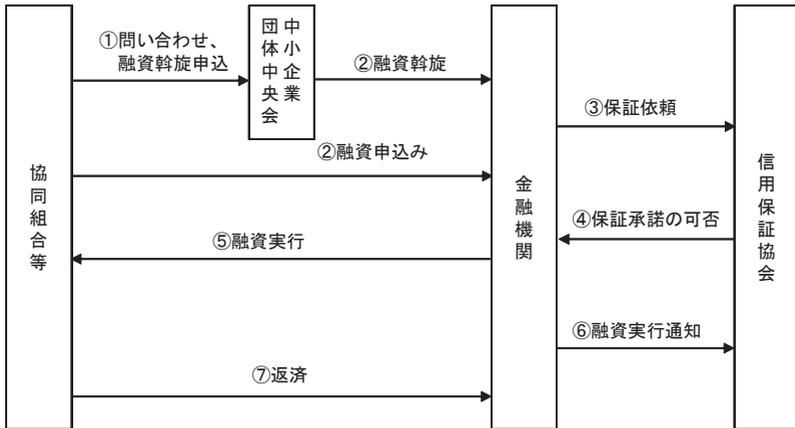
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県中小企業団体中央会

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

組織強化育成資金(セーフティネット貸付)

目的

売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている商工業関係組合や構成企業の経営安定のために必要な資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定したもの

支援内容

融資限度額：1組合当たり、共同事業資金5,000万円以内
1組合員当たり3,000万円以内

融資利率：年1.30%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）、
設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料：0.60%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります

担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

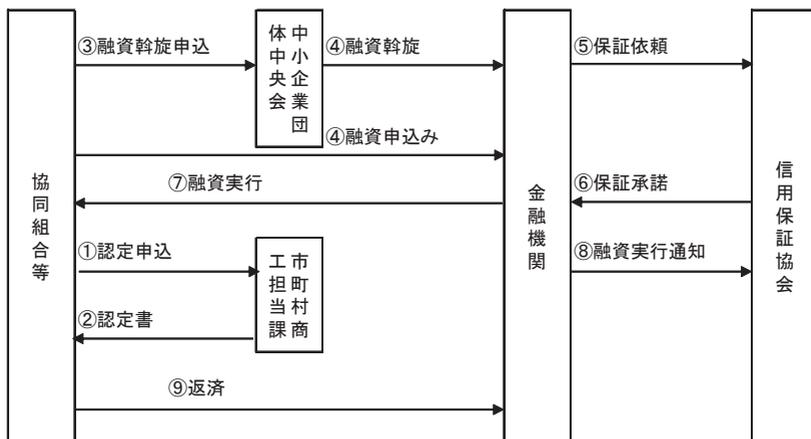
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県中小企業団体中央会

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

短期運転資金（一般貸付）

目的

中小企業者へ短期的な運転資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者

支援内容

融資限度額：1企業当たり5,000万円以内

融資利率：年2.05%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：1年以内（据置期間6ヶ月以内）

保証料：0.45～1.00%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

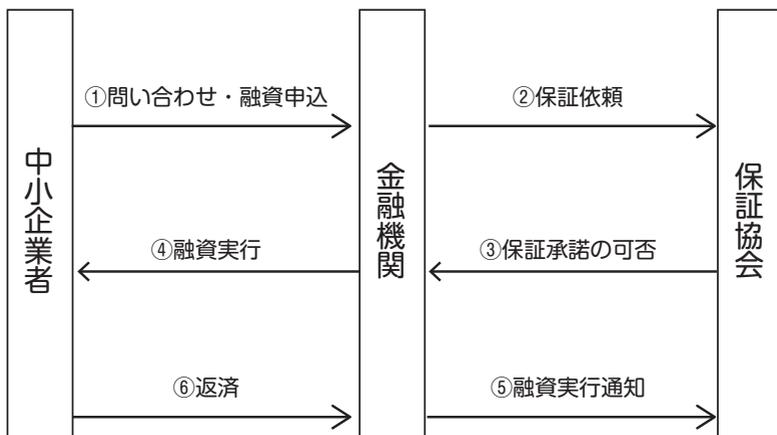
原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請時期

随時受付

申請先琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行**フロー図****問い合わせ先****沖縄県商工労働部中小企業支援課**

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

■ 沖縄県 ■

短期運転資金（売掛債権担保貸付）

目的

他の事業者等に売掛債権を有する中小企業者へ短期的な運転資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で、他の事業者等に売掛債権を保有する中小企業者

支援内容

融資限度額：1企業当たり3,000万円以内

融資利率：年2.05%（令和2年4月1日現在の利率です。）

融資期間：1年以内

保証料：0.43%

活用のポイント

担保申込人の有する売掛債権のみを譲渡担保として徴求します。

原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

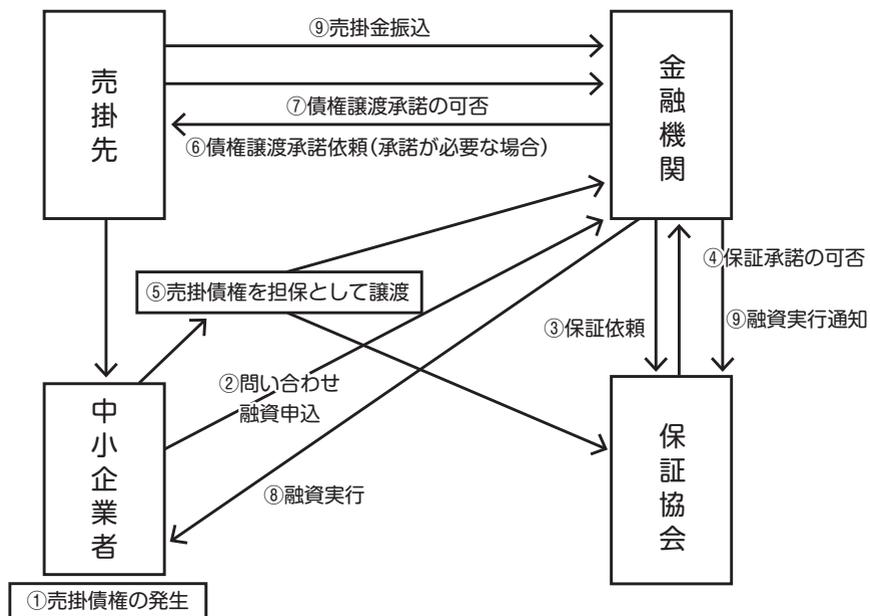
申請時期

随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図



■ 沖縄県 ■

中小企業セーフティネット資金

目的

売上の減少や取引先企業の倒産等により、資金繰りが厳しくなっている中小企業者へ運転資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等（新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者、協同組合等は事業歴3ヵ月以上）で、次のいずれかに該当するもの

- 1 最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が前年度同期比で5%以上減少しているもの
- 2 倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの
- 3 製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないもの（最近3ヶ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っていること）
- 4 知事が認定する災害により被害を受けたもの
- 5 中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号、第5号又は第7号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定したもの
- 6 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、特例中小企業者として市町村長が認定したもの

支援内容

- ・融資限度額：1企業、1組合あたり3,000万円以内
- ・融資利率：(1)年1.60% ((2)、(3)以外)、(2)年0.90%（融資対象4）、(3)年0.80%（融資対象5のうち4号、融資対象6）
- ・融資期間：(1)運転資金7年以内（据置期間1年以内）※(2)以外
(2)運転資金7年以内（据置期間1年以内）、
設備資金10年以内（据置期間1年以内）
※融資対象4、5のうち7号以外、融資対象6
- ・保証料：(1)0.40～0.80%（下記以外）
(2)0.00%（融資対象4、5のうち4号、融資対象6）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

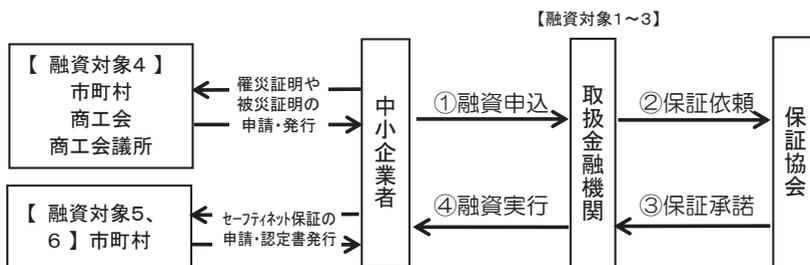
申請時期

随時受付

申請先

- 融資対象 1～3 の該当者
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）みずほ銀行、鹿児島銀行
- 融資対象 4 の該当者
市町村防災担当課、商工会又は商工会議所
- 融資対象 5、6 の該当者
市町村商工担当課

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661

■ 沖縄県 ■

中小企業再生支援資金

目的

沖縄県中小企業再生支援協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援機関からの支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者、協同組合等へ再生に必要な資金を融資します。

対象者

県内において3年以上継続して事業を営む中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業再生支援協議会、おきなわ経営サポート会議等(以下「支援機関」という。)の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行うもの
備考

本資金は、全国統一制度である経営改善サポート保証制度(事業再生計画実施関連保証制度)に準拠しており、当該制度が適用される支援機関の支援を受けて事業再生を行うものを対象とする。

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり8,000万円以内

(※既存の沖縄県信用保証協会保証付き債務の借換も可)

融資利率：取扱金融機関所定金利

融資期間：15年以内(据置期間1年以内)

保証料：0.50% (責任共有対象外の保証付き債務を借り換える場合は、0.70%)

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。
保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。
- ・本資金を利用する者は、四半期に一度、事業再生計画の実行状況を金融機関に報告する責務があります。

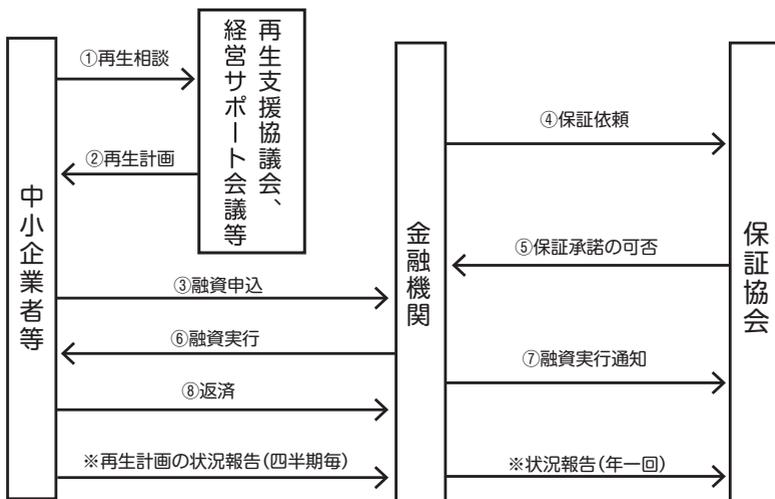
申請時期

随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661

経営安定関連 4号 (セーフティネット保証 4号)

目的

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

対象者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 - (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

支援内容

保証限度額 2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）

普通保険にかかる保証 2億円（組合等の場合は4億円）

無担保保険にかかる保証 8,000万円

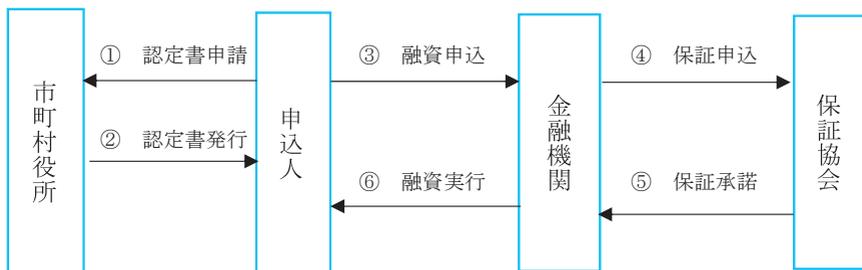
※一般保証とは別枠で利用可能。（但し経営安定関連5号と同一枠）

活用のポイント

保証協会の一般保証枠（2億8千万）、危機連保証枠（2億8千万）とは別に、さらに別枠として経営安定関連保証制度枠（2億8千万）を利用することが可能です。

申請先

- ①認定書取得 → 原則として主たる事業所在地の市町村役所
②融資申し込み → 沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関

フロー図**問い合わせ先**

■ 沖縄県信用保証協会 業務部 保証第一課 保証第二課
TEL : 098-863-5300 FAX : 098-868-7320
経営支援部 経営支援課
TEL : 098-863-5310 FAX : 098-863-5316

経営安定関連5号 (セーフティネット保証5号)

目的

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行うことを目的とした制度です。

対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- (イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
- (ロ) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

支援内容

保証限度額 2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）

普通保険にかかる保証 2億円（組合等の場合は4億円）

無担保保険にかかる保証 8,000万円

※一般保証とは別枠で利用可能。（但し経営安定関連4号と同一枠）

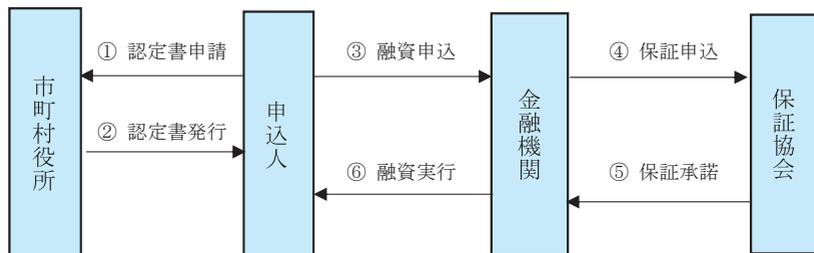
活用のポイント

保証協会の一般保証枠（2億8千万）、危機連保証枠（2億8千万）とは別に、さらに別枠として経営安定関連保証制度枠（2億8千万）を利用することが可能です。

申請先

- ①認定書取得 → 原則として主たる事業所在地の市町村役所
- ②融資申し込み → 沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県信用保証協会 業務部 保証第一課 保証第二課
TEL : 098-863-5300 FAX : 098-868-7320
経営支援部 経営支援課
TEL : 098-863-5310 FAX : 098-863-5316

事業承継特別保証制度

目的

事業承継（代表者交代等）の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、事業承継ネットワーク事務局が雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る経営の状況の確認を受けた中小企業者については信用保証料率を引き下げ、もって中小企業者の事業承継の促進を図ることを目的としています。

対象者

次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する中小企業者。

ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度１回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から３年以内に保証申込みを行うものに限る。

- （１）信用保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。
- （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの。
- （３）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする。

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA有利子負債倍率（注）が１０倍以内であること
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 返済緩和している借入金がないこと

（注）EBITDA有利子負債倍率

$$= (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$$

支援内容

保証限度額 2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）

普通保険にかかる保証 2億円（組合等の場合は4億円）

無担保保険にかかる保証 8,000万円

申請先

既に与信取引のある金融機関への申請となります。

問い合わせ先

■ 沖縄県信用保証協会 業務部 保証第一課 保証第二課
TEL：098-863-5300 FAX：098-868-7320
経営支援部 経営支援課
TEL：098-863-5310 FAX：098-863-5316
経営支援部 創業支援課
TEL：098-863-5303 FAX：098-863-5316

危機関連保証制度

目的

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第15条の規定により、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的としています。

対象者

保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者が対象となります。

支援内容

保証限度額

普通保険にかかる保証	2億円以内、中小企業者が組合の場合は、4億円以内
無担保保険にかかる保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	2,000万円以内

ただし、災害関係保証（東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第18号）第1条の規定により指定された措置及び保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める場合における同項の事象についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同条第1項の政令で指定された措置に係るものに限る。）、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算して、それぞれ以下の額までとなります。

普通保険にかかる保証	4億円以内
ただし、中小企業者が組合の場合は、	8億円以内
無担保保険にかかる保証	1億6,000万円以内
無担保無保証人保証	4,000万円以内

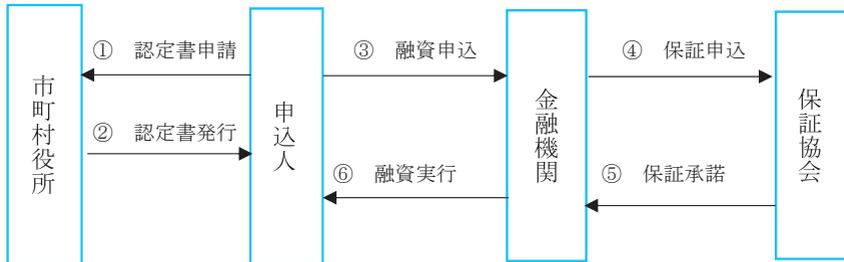
活用のポイント

保証協会の一般保証枠（2億8千万）、経営安定関連保証枠（2億8千万）とは別に、さらに別枠として危機関連保証制度枠（2億8千万）を利用することが可能です。

申請先

認定書申請：最寄りの市町村役所

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県信用保証協会 業務部 保証第一課 保証第二課
TEL：098-863-5300 FAX：098-868-7320
経営支援部 経営支援課
TEL：098-863-5310 FAX：098-863-5316

■ 沖縄県中小企業団体中央会（ものづくり補助金沖縄県地域事務局） ■

令和元年度補正・令和二年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

目的

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する。

対象者

日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業・小規模事業者等
* 一定の条件を満たせば特定非営利活動法人も可

支援内容

一般型	補助金額：100万円～1,000万円 補助率： 【通常枠】 中小企業者 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3 【特別枠】 A 類型 2/3、B・C 類型 3/4 【事業再開枠】 定額（10/10、上限 50万円） 設備投資【単価 50万円以上（税抜き）】：必要
-----	--

* 一般型のほか、民間企業が主体となって、30者以上の中小企業に対して
①革新性、②拡張性、③持続性を有するビジネスモデル構築・事業計画策定のための支援プログラムを開発・提供することを条件に補助する「ビジネスモデル構築型」もあります。詳しくは、【ものづくり補助金総合サイト】
<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html> をご確認ください。

活用のポイント

- 以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。
 - ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
 - ・事業計画期間において、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にする。
 - ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加
- ※事業計画の策定にあたっては、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」又は「中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」を参考にしてください。

申請時期

受付開始：2020年 3月26日（月）

第1次締切：2020年 3月31日（火）

第2次締切：2020年 5月20日（水）

第3次締切：2020年 8月3日（月）

○本事業は、3次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には、11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時、採択発表を行います。（予定は変更する場合があります。）

※ G ビズ ID プライムアカウントの事前取得が必要。

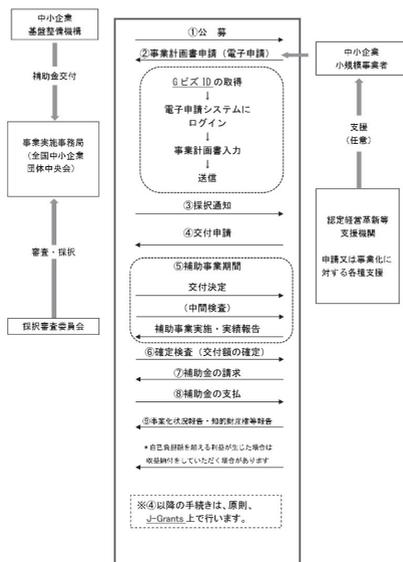
申請先

※申請は、電子申請システムでのみ受付。

【ものづくり補助金総合サイト】

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

フロー図



問い合わせ先

■ 【ものづくり補助金事務局サポートセンター】

公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

TEL：050-8880-4053

■ 【ものづくり補助金沖縄県地域事務局（沖縄県中小企業団体中央会）】

〒900-0016 那覇市前島3-25-1 とまりん1F 101

TEL：098-864-0080 FAX：098-864-0082

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄特産品振興貸付(中小企業資金、生業資金)**目的**

沖縄の特産品を活かした特色ある産業を育成・振興し、県内経済の活性化等を図るため、沖縄の特産品の製造又は販売を行う方を支援します。

対象者

1. 沖縄の地域資源（例：ウコン、紅イモ、ゴーヤー、マンゴーなど）を活用した製品を開発又は製造する方
2. 沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品（例：琉球びんがた、琉球ガラス、赤瓦、チンスコウ、琉球藍染、琉球三味線、かりゆしウェア、泡盛など）を製造する方
3. 沖縄の地域資源を活かした製品又は沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品を販売する方（製造販売を行う方を含む。）

支援内容

ご融資の限度額

- ・中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円※）
- ・生業資金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間

- ・設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）※
- ・運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）※

※泡盛古酒製成事業に係る特例（泡盛特例）

ご融資の限度額

- ・中小企業資金（運転資金）4億8,000万円

ご返済期間

- ・設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）
- ・運転資金 10年以内（うち据置期間3年以内）

活用のポイント

○設備資金には、試験研究費・開業費等資産に計上できる費用を含みます。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部 中小企業融資第一班

TEL : 098-941-1785

中小企業融資第二班

TEL : 098-941-1795

・ 中部支店 業務第一課・第二課

TEL : 098-989-6604

・ 北部支店 業務課

TEL : 0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課

TEL : 0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課

TEL : 0980-82-2701

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄離島・北部過疎地域振興貸付 (中小企業資金、生業資金)

目的

沖縄県内の離島及び北部過疎地域における産業振興と経済の活性化を支援するため、当該地域において事業展開を図る方を支援します。

対象者

沖縄県内の離島（注1）及び北部過疎地域（国頭村、大宜味村、東村、本部町）（注2）において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行う方

（注1）沖縄本島を除く各島々のうち、「沖縄振興特別措置法第3条で定める離島」又は「沖縄本島と架橋等により連結されている島のうち、地理的、経済的側面などからみて沖縄振興特別措置法第3条の指定離島と同様の取扱いを必要とする島」をいう。

（注2）北部過疎地域における融資については、生業資金のみの取り扱いとなります。

支援内容

ご融資の限度額

- ・ 中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
- ・ 生業資金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間

- ・ 設備資金 20年以内（うち据置期間3年以内）
- ・ 運転資金 7年以内（うち据置期間3年以内）

活用のポイント

- 雇用の拡大が見込まれる設備資金については、有利な融資利率となります。
- 売上増加又はコスト低減の取組みを行うことにより、収益性の向上が見込まれる方に対する設備及び運転資金については、有利な融資利率となります。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部 中小企業融資第一班

TEL : 098-941-1785

中小企業融資第二班

TEL : 098-941-1795

・ 中部支店 業務第一課・第二課

TEL : 098-989-6604

・ 北部支店 業務課

TEL : 0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課

TEL : 0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課

TEL : 0980-82-2701

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付(沖縄資金)**目的**

一定の事業規模を有する事業者の経営強化を支援し、かつ、雇用環境の改善につなげることを目的としています。

対象者

常時雇用する従業員が21人以上30人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む方については6人以上10人以下（ただし、情報通信業及び老人福祉・介護事業にあつては6人以上15人以下））の方

※個人企業の事業主および事業主と生計を一にする家族従業員、法人企業の役員、アルバイト・パートタイマー等は除きます。

支援内容

ご融資の限度額：2,000万円

※「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」と「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経資金)」をご利用の場合、両資金と沖縄資金を合わせて上記金額の範囲内となります。

ご返済期間：設備資金10年以内（うち据置期間2年）
運転資金7年以内（うち据置期間1年）

活用のポイント

- 「無担保」「無保証人」の融資制度です。
- 個人企業、法人企業を問わず対象となります。
- 原則として6ヵ月以上、商工会・商工会議所の経営指導員による経営強化指導を受けた後、商工会・商工会議所の長の推薦が必要です。
- 所得税(法人税)、事業税、住民税を完納していることが要件となります。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

- ・本店
融資第二部
中小企業融資第一班・第二班 TEL：098-941-1795
- ・中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604
- ・北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338
- ・宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446
- ・八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701
- ・那覇商工会議所 TEL：098-868-3758
- ・沖縄商工会議所 TEL：098-938-8022
- ・宮古島商工会議所 TEL：0980-72-2779
- ・浦添商工会議所 TEL：098-877-4606
- ・沖縄県商工会連合会(各商工会) TEL：098-859-6150

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄観光リゾート産業振興貸付 (産業開発資金、中小企業資金、生業資金)

目的

沖縄のリーディング産業である観光リゾート産業の持続的な発展に向けて、当該産業の量的拡大と高付加価値化を図る方を支援します。

対象者

国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う方

支援内容

ご融資の限度額

- ・産業開発資金 所要資金の7割以内
- ・中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
- ・生業資金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間

- ・産業開発資金 設備資金25年以内（うち据置期間5年以内）
- ・中小企業資金及び生業資金
設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

活用のポイント

資金のお使いみちは、以下の事業に必要な設備資金及び運転資金となります。

1. 沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした以下の事業

- ①観光拠点施設関連事業
- ②地域資源活用型観光関連事業
- ③宿泊関連事業
- ④交通関連事業(注1)
- ⑤旅行サービス関連事業(注1)
- ⑥情報通信関連事業(注1)
- ⑦飲食・小売事業(注2)

(注1) 設備資金については、主に観光事業の用に供するための設備に限ります。運転資金については、設備の取得に付随して必要となる資金又は観光事業を主たる事業とする方が必要とする資金に限ります。

(注2) 一定の立地要件があります。

2. 国家戦略特別区域法第8条第7項の規程に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置づけられた事業

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第一部 産業開発融資班 TEL：098-941-1765

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL：098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL：098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

※産業開発資金については、本店のみのお取り扱いになります。

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)

目的

小規模事業者の経営改善を支援します。

対象者

常時使用する従業員が、商業・サービス業にあっては5人(宿泊業及び娯楽業にあっては20人)以下、製造業その他にあっては20人以下の方

※個人企業の事業主および事業主と生計を一にする家族従業員、法人企業の役員、アルバイト・パートタイマー等は除きます。

支援内容

ご融資の限度額：2,000万円

※「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経資金)」と「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付(沖経資金)」をご利用の場合、両資金とマル経資金を合わせて上記金額の範囲内となります。

ご返済期間：設備資金10年以内(うち据置期間2年)
運転資金7年以内(うち据置期間1年)

活用のポイント

- 「無担保」「無保証人」の融資制度です。
- 個人企業、法人企業を問わず対象となります。
- 原則として6ヵ月以上、商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた後、商工会・商工会議所の長の推薦が必要です。
- 所得税（法人税）、事業税、住民税を完納していることが要件となります。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部 中小企業融資第一班・第二班

TEL：098-941-1795

・ 中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604

・ 北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

・ 那覇商工会議所 TEL：098-868-3758

・ 沖縄商工会議所 TEL：098-938-8022

・ 宮古島商工会議所 TEL：0980-72-2779

・ 浦添商工会議所 TEL：098-877-4606

・ 沖縄県商工会連合会(各商工会)

TEL：098-859-6150

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付 (衛経資金)

目的

生活衛生関係(注)の小規模事業者の経営改善を支援します。

(注)飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場、旅館、浴場、クリーニング業など。

対象者

常時使用する従業員が5人(旅館業及び興行場営業にあつては20人)以下の生活衛生関係営業者の方

※個人企業の事業主および事業主と生計を一にする家族従業員、法人企業の役員、アルバイト・パートタイマー等は除きます。

支援内容

ご融資の限度額：2,000万円

※「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」と「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付(沖経資金)」をご利用の場合、両資金と衛経資金を合わせて上記金額の範囲内となります。

ご返済期間：設備資金10年以内(うち据置期間2年)

運転資金7年以内(うち据置期間1年)

活用のポイント

- 「無担保」「無保証人」の融資制度です。
- 個人企業、法人企業を問わず対象となります。
- 原則として、6カ月以上、生活衛生営業指導センター又は生活衛生同業組合の経営指導を受けた後、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合の長の推薦が必要です。
- 所得税（法人税）、事業税、住民税を完納していることが要件となります。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部 生衛・創業融資班

TEL：098-941-1830

・ 中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604

・ 北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

(公財)沖縄県生活衛生営業指導センター

TEL：098-891-8960

(社)沖縄県生活衛生同業組合連合会

TEL：098-859-3366

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

生活衛生資金

目的

生活衛生関係営業を営む方の衛生水準の向上と近代化、合理化を支援します。

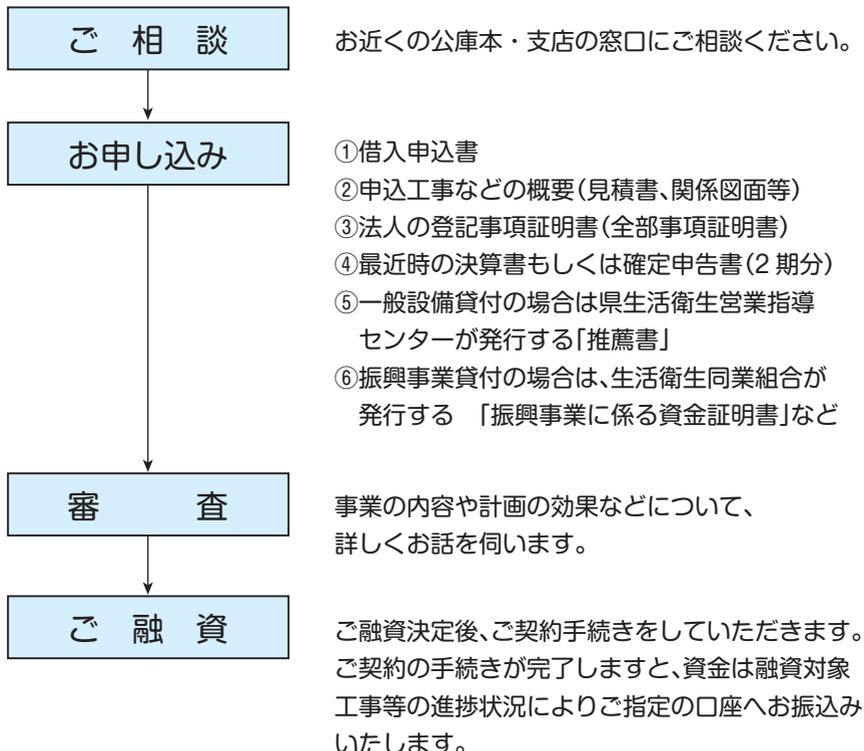
対象者

飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業、クリーニング業等を営む方

支援内容

ご融資の種類	資金の使いみち	業種	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
一般設備貸付	営業に必要な機械・器具等の購入、店舗等の新築、増改築、改装、買取、入居保証金等の設備資金	一般公衆浴場業	3億円	30年以内 13年以内 (独立開業設備資金の場合は20年以内)	1年以内
		興行場営業、サウナ営業	2億円		
		旅館業	4億円		
		クリーニング業 (取次店に業態転換された方)	1億2,000万円 (振興事業貸付(設備資金)と合わせて4,800万円)		
		飲食店、喫茶店、美容業 理容業、食肉販売業 食鳥肉販売業、冰雪販売業	7,200万円		
振興事業貸付	厚生労働大臣から振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員が必要とする上記の設備資金及び運転資金	旅館業、興行場営業	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		クリーニング業 (取次店に業態転換された方)	3億円 (一般設備貸付と合わせて4,800万円)		
		一般公衆浴場業	1億5,000万円 (一般設備貸付とは別途)		
		飲食店、喫茶店、美容業 理容業、食肉販売業 食鳥肉販売業、冰雪販売業	1億5,000万円		
		上記全業種 クリーニング業で (取次店に業態転換された方)	5,700万円 (生業資金(基本資金)と合わせて4,800万円)		

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部 生衛・創業融資班

TEL : 098-941-1830

・ 中部支店 業務第一課・第二課 TEL : 098-989-6604

・ 北部支店 業務課 TEL : 0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課 TEL : 0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課 TEL : 0980-82-2701

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

生業資金（基本資金）

目的

小規模事業者の成長発展を支援します。

対象者

沖縄に住所を有し、沖縄において適切な事業計画の下に独立して事業を営む方(個人・法人)

支援内容

①設備資金（店舗等の新築・増改築、機械設備等の購入資金など）

ご融資の限度額：4,800万円

ご返済期間：原則10年以内

据置期間：1年以内

②運転資金（商品の仕入資金、買掛金や手形の決済資金など）

ご融資の限度額：4,800万円

ご返済期間：原則5年以内

据置期間：6ヵ月以内

※設備資金・運転資金を併せてご利用いただく場合の限度額は4,800万円です。

活用のポイント

- 長期・低利融資です。
- 金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除き、ほとんどの業種の方にご利用いただけます。
- このページで紹介した「基本資金」のほかに、事業の種類、ご融資の資金の使いみち等によって、ご融資額、ご返済期間、利率が有利な取扱いになっている「特定資金」もあります。
- ご相談の際に、事業計画書または確定申告書（決算書）2期分をご持参いただければ、ご相談をスムーズに進めることができます。
- 担保・保証人は、お客様のご希望や融資制度等により異なります。

フロー図

ご相談

お近くの公庫本・支店の窓口にご相談ください。

お申し込み

(個人営業の方)

- ・借入申込書
- ・資産(評価)証明書
- ・最近時の確定申告書(2期分)
- ・見積書(設備資金の場合)など

(法人営業の方)

- ・借入申込書
- ・資産(評価)証明書
- ・法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ・最近時の決算書(2期分)
- ・最近時の試算表
- ・見積書(設備資金の場合)など

審査

事業内容や資金の使いみち、
計画の効果などについて、詳しくお話を伺います。

ご融資

ご融資が決まりますと、ご契約手続きをして
いただきます。ご契約の手続きが完了しますと、資金は融資対象
工事等の進捗状況に応じてご指定の口座へ
お振込みいたします。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班・第二班

TEL : 098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL : 098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL : 0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL : 0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL : 0980-82-2701

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)制度

目的

沖縄の「美しい海」を守るため、設備投資を行う際に赤土等の流出防止に係る措置を講じる方を支援します。

対象者

「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用され、かつ、排出する濁水の浮遊物質量を100mg/l以下(但し、対象事業面積の要件により「沖縄県環境影響評価条例」が適用されるものは25mg/l以下)に抑える設備投資を行う方。

支援内容

当初5年間に限り本来適用される利率から0.1%を控除します。

活用のポイント

○産業開発資金、中小企業資金、生業資金、住宅資金（財形住宅資金を除く）、農林漁業資金、医療資金、生活衛生資金にて適用されます。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第一部 産業開発融資班 TEL：098-941-1765

地域振興班 TEL：098-941-1961

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL：098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL：098-941-1795

生衛・創業融資班 TEL：098-941-1830

融資第三部 住宅融資班 TEL：098-941-1850

農林漁業融資班 TEL：098-941-1840

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

※産業開発資金については、本店のみのお取扱いになります。

経営力向上計画

目的

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

対象者

計画認定を受けられる「中小企業者等」の規模

- 会社または個人事業主、医業、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）
資本金 10 億円以下または従業員数 2,000 人以下にて判断
- 社会福祉法人、特定非営利活動法人
従業員数 2,000 人以下にて判断

※税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、お問い合わせ下さい。

支援内容

- ①税制優遇
 - ・中小企業経営強化税制（法人税・所得税）の活用により、設備の取得に係る即時償却又は最大で取得価額の 10%の税額控除を受けることができます。また、事業承継等に係る不動産取得税等の特例も利用できます。
- ②金融支援
 - ・沖縄振興開発金融公庫の低利融資
 - ・民間金融機関の融資に対する信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大
- ③法的支援
 - ・業務上の許認可承継、組合の発起人数、事業譲渡時の免責的債務引受に関する特例処置

申請時期

随時受付

※利用する支援により、申請期限がございますので、お問い合わせ願います。

申請先

事業分野により申請先が異なりますので、お問い合わせ願います。

問い合わせ先

■ 沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館9F
TEL : 098-866-1755 FAX : 098-860-3710

事業継続力強化計画

目的

中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、支援措置（例えば設備投資への税制優遇など）を受けるために、将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

対象者

計画認定を受けられる「中小企業等」の規模

- 製造その他－資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下
- 卸売業－資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下
- サービス業－資本金 5 千万円以下または従業員数 50 人以下
- ゴム製品製造業－資本金 3 億円以下または従業員数 900 人以下
- ソフトウェア業又は情報処理サービス業－資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下
- 旅館業－資本金 5 千万円以下または従業員数 200 人以下

※税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、お問い合わせ下さい。

支援内容

①税制優遇

- ・ 認定計画に従って取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却を受ける事ができます。

②金融支援

- ・ 沖縄振興開発金融公庫の低利融資。
- ・ 民間金融機関の融資に対する信用保証のうち、普通保証等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大

③予算支援

- ・ 計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部補助金において審査の際に、加点を受けられます。

申請時期

随時受付

※利用する支援により、申請期限がございますので、お問い合わせ願います。

申請先

内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課

問い合わせ先

■ 沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館9F
TEL : 098-866-1755 FAX : 098-860-3710

グローバル産業人材育成事業

目的

海外展開に積極的な県内企業等のグローバル人材育成に要する経費を補助することにより、県内企業等の海外展開を牽引する国際性と専門性を有する人材の育成を図ることを目的としています。

支援内容

(1) 国内外 OJT 派遣

海外展開や外国人観光客対応の強化を目指す県内企業が、必要な知識やノウハウを習得するために、社員を海外や国内の先進企業等へ派遣研修する費用を補助します。

■応募資格：沖縄県内に本社を有する企業等のグローバル化を牽引する
中核人材

■研修期間：原則 1 カ月以上（令和 3 年 1 月末日までに研修を終えること）

■補助金の内訳

経費	内 訳	補助率
交通費	往復航空運賃（エコノミークラス）	総額の 8/10 以内
	複数の研修地間の移動にかかる航空運賃	
宿泊費	国内（上限 9,800 円 / 日）	
	海外（上限 11,600 円～ 19,300 円 / 日） ※派遣地域により額は異なります	

■公募スケジュール：令和 2 年 4 月 1 日（水）～ 11 月 6 日（金）予定
締切 第 1 次：4 月 30 日（木） 第 2 次：5 月 29 日（金）
第 3 次：7 月 17 日（金） 第 4 次：9 月 11 日（金）
第 5 次：11 月 6 日（金）

(2) 海外専門家等招へい研修

企業のグローバル化に必要な知識や技能、ノウハウを有する専門家等を県外・海外から県内に招へいし、社員研修を行う費用を補助します。

■応募資格：沖縄県内に本社を有する企業、団体等

■招へい期間：実研修日が3日以上3か月以内

(令和3年1月末日までに研修を終えること)

※実研修日…1日あたり5時間以上の研修を実施すること

■補助金の内訳

経費	内 訳	補助率
交通費	往復航空運賃（エコノミークラス）	総額の 8/10以内
宿泊費	上限 9,800円/日	
専門家謝金	上限 36,000円/日	
会場使用料	上限 25,000円/日	
通訳料	上限 25,000円/日	

■公募スケジュール：令和2年4月1日（水）～11月6日（金）予定

締切 第1次：4月30日（木） 第2次：5月29日（金）

第3次：7月17日（金） 第4次：9月11日（金）

第5次：11月6日（金）

※予算には限りがあるため、申請額が予算に達した場合には年度途中であっても募集を終了することがございます。最新の公募状況及びスケジュールについては事業公式サイトにてご確認ください。

公式サイト：<http://www.next-gld.com/>

(3) 集合研修

グローバルなビジネス環境に対応できる力を各種セミナーで育成支援します。

※詳細や最新の開催情報は事業の公式サイトをご覧ください。

申請先

沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課

TEL：098-859-6238 E-mail：next-gld@okinawa-ric.or.jp

問い合わせ先

■沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課

TEL：098-859-6238

Eメール：next-gld@okinawa-ric.or.jp

■沖縄県商工労働部産業政策課

TEL：098-866-2330

生涯現役スキル活用型雇用推進事業

目的

高齢者及び若年者の両世代が一体的に就労に取り組む雇用形態（ペア就労）を推進することにより、生涯現役社会の実現に資する高齢者雇用環境の整備を促すとともに、若年者の雇用創出と高齢者の持つスキルの継承・活用を通じた人材育成や人材定着を図り、県内企業の活性化につなげることを目的とする。

対象者

(1) 従業員が 65 歳まで働けるよう「定年の廃止」「定年の引き上げ」「継続雇用制度」のいずれかの措置を講じている県内の中小事業主であり、以下の要件を満たすこと。

① 企業全体で常時雇用する労働者の数の上限が300人以下であること等。
（詳細についてはお問い合わせください）

② 沖縄県内で雇用保険適用事業所設置届を提出している事業者であること

③ 過去 6 か月以内に事業者都合による離職者がいないこと

④ ペア就労を県内事業所において 3 カ月実施すること

(2) 15 歳から 30 歳までの若年者を県内で正規雇用労働者として新規雇用し（令和元年 9 月 1 日～令和 2 年 10 月 31 日）、ペア就労（※）を県内事業所において導入すること。

※ペア就労とは、高齢者従業員と新規に雇用された若年者従業員がペアを組んで同じ業務に携わることにより、人材育成が図られるとともに、新規に雇用された若年者従業員への技能継承が行われる就労形態をいう。

(3) 計画承認後、令和 2 年 1 月 31 日までの助成対象期間に 3 か月のペア就労を導入実施すること。

支援内容

(1) 助成額：ペア就労 1 組につき 25 万円

（新たに「働き方の改善にかかる制度」等を導入・実施することにより、1 組につき 40 万円、2 組活用で最大 70 万円（フロー図参照））

(2) 助成対象人数：一事業者の一つの年度内に受けられるペア就労は 2 組まで

活用のポイント

高齢者と若年者とのペア就労を行うことにより、人材育成や人材定着、労働環境の改善など、自社の活性化にも繋がっております。

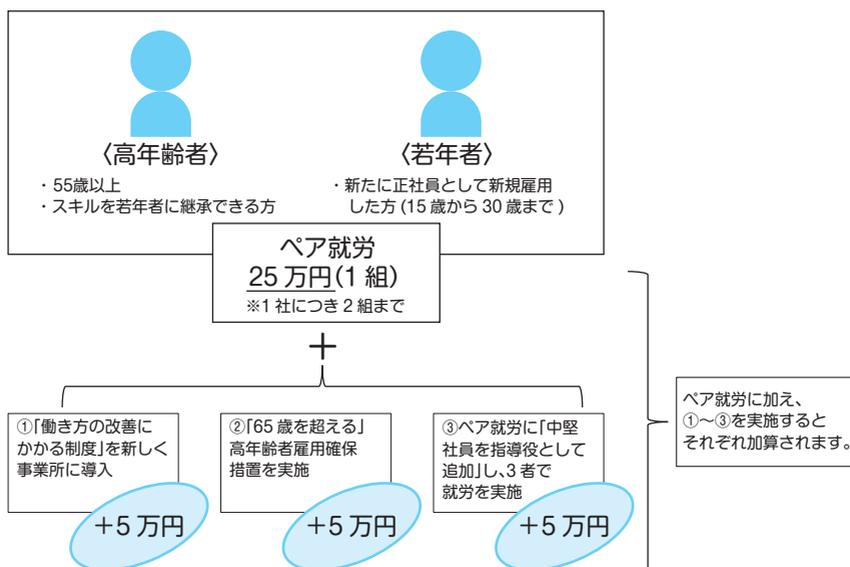
また、その他の各種要件のお問い合わせや申請に関しては、電話や電子メール等でも受け付けております。

申請時期

令和2年4月1日～令和2年10月31日

(申請書の提出は、若年者を雇用した日から起算して7か月以内にご提出願います。)

フロー図



問い合わせ先

■ (公財)沖縄県産業振興公社 産業振興部 産業振興課
TEL : 098-859-6239 FAX : 098-859-6233

■ 沖縄県 ■

認定職業訓練助成事業費補助金

目的

職業能力開発促進法に定める一定の基準を満たした職業訓練を実施する事業主若しくはその団体を支援します。

対象者

実施する職業訓練について県知事の認定を受けた事業主若しくはその団体
※職業訓練の認定を受けるためには、法に定める一定の基準を満たす職業訓練であること、職業訓練の永続性が認められること、短期訓練課定においては訓練生が1人以上いること等の諸要件を満たす必要があります。

対象経費

〈運営費〉

- (1) 集合して行う学科または実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金及び手当に要する経費
- (2) 集合して学科または実技の訓練を行う場合に必要な機械器具等の購入等に要する経費並びに建物の借上げ及び維持に要する経費
- (3) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費
- (4) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費
- (5) その他管理運営に要する経費等

〈施設費及び設備費〉

職業訓練施設の整備並びに、職業訓練設備の購入並びに借上げに要する経費。

支援内容

〈運営費〉

支給額：対象経費の3分の2以内

限度額：下記の算式の範囲内

補助額＝訓練生徒数 × 単位数 × 基準額

(基準額：9,200円)

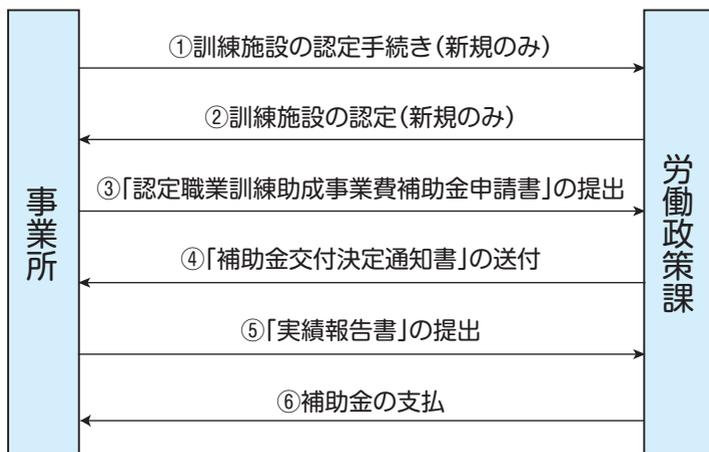
〈施設費及び設備費〉

支給額：対象経費の3分の2以内

活用のポイント

- 当該補助金を活用していただくためには、法に定める一定の基準を満たした職業訓練として、県知事の認定を受けることが前提となります。
- 法に定める基準を満たした認定職業訓練の修了者は、技能検定、職業訓練指導員及び職業訓練指導員免許の取得にあたって、試験の一部の免除、必要な実務経験年数の短縮などの特典があります。

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部 労働政策課

TEL：098-866-2366 FAX：098-866-2355

■ 沖縄県 ■

おきなわ企業魅力発見事業

目的

大学生等に対し、県内中小企業における効果的なインターンシップを実施することで、中小企業への就職を視野に入れた幅広い職業観を育成し、雇用のミスマッチの解消及び若年者雇用情勢の改善を図ります。

また、県内企業に対してインターンシップの活用を促し、大学生等のインターンシップを新たに受け入れる企業を開拓します。

対象者

県内中小企業

支援内容

インターンシップ活用支援

活用のポイント

インターンシップ活用支援として、コンサルティング等を実施します。

具体的には、インターンシップ受入プログラムの作成支援、インターンシップ受入体制作りの支援等です。

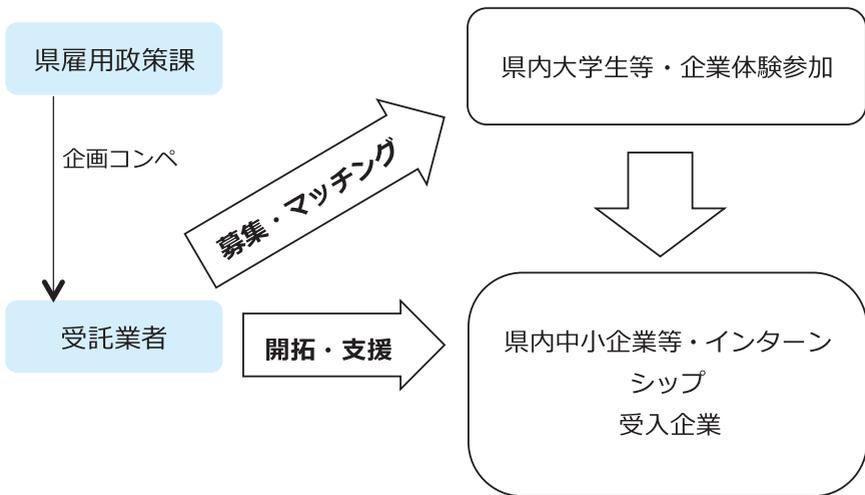
申請時期

申請時期については、下記申請先あてお問い合わせ下さい。

申請先

特定非営利活動法人沖縄人財クラスタ研究会
TEL : 098-943-7789 FAX : 098-943-7785

フロー図



問い合わせ先

■ 特定非営利活動法人沖縄人財クラスタ研究会
TEL : 098-943-7789 FAX : 098-943-7785

■ 沖縄県 ■

地域巡回マッチングプログラム事業

目的

地元で働きたい求職者と人材を採用したい企業とのマッチングの機会を増やすため、県内各圏域（北部・中部・南部・宮古・八重山）において求人開拓を実施するとともに、合同企業説明会、面接会や就職支援セミナー等を開催し、地域における雇用のマッチングを促進します。

対象者

正社員での求人募集(予定)県内企業、すべての求職者

支援内容

- 求人手続き支援(求人票作成のサポート、出展マニュアル配布等)
- 県内各圏域(北部・中部・南部・宮古・八重山)にて合同企業説明・面接会等を実施。
- 就職相談、就職支援セミナー、職場見学等

申請(応募)時期

令和2年7月～12月末(予定)

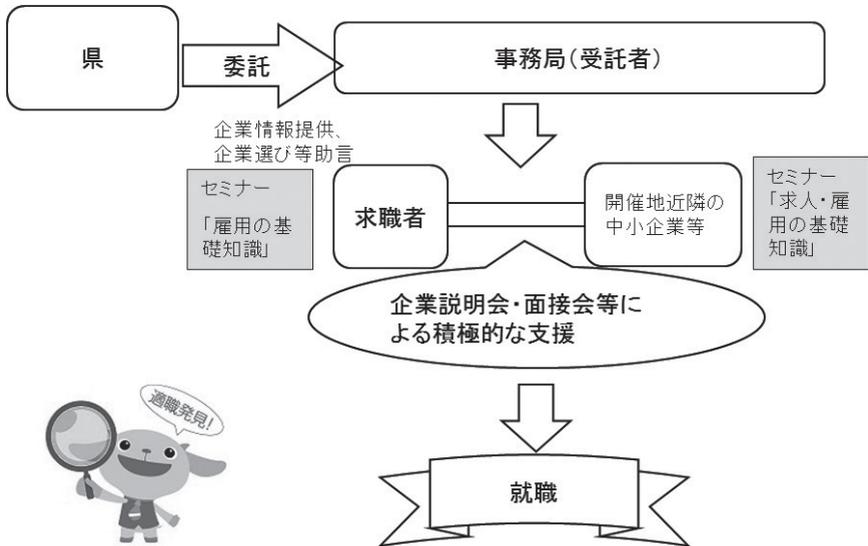
申請先

「適職発見プロジェクト」事務局(株)求人おきなわ内)

TEL: 098-860-8900

HP: <https://jobmatching.info/>

フロー図



問い合わせ先

- 「適職発見プロジェクト」事務局（(株) 求人おきなわ内）
〒900-0005 那覇市天久1044-2
TEL：098-860-8900
HP：https://jobmatching.info/
- 沖縄県商工労働部雇用政策課雇用対策班
〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2
TEL：098-866-2324

■ 沖縄県 ■

職場適応訓練事業費

目的

障害者等の一般的に就職が困難な者を作業環境に適応させることを目的に職業訓練を実施する場合に支給します。

対象者

(訓練を受託できる企業)

下記のいずれにも該当する事業主

- ① 職場適応訓練を行うための設備があること。
- ② 指導員として適当な従業員がいること。
- ③ 原則として労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金等の社会保険に加入していること。
- ④ 労働基準法に規定する労働条件及び労働安全衛生法その他の法律の定める安全衛生その他の作業条件が整備されていること。
- ⑤ 職場適応訓練が終了した後、当該訓練を受けた者を雇用する(短時間労働者を除く)見込みがあること。

(訓練生)

一般的に就職が困難で、公共職業安定所長が職場適応訓練の受講が適当と認め、受講を指示する者

支援内容

訓練期間中、事業主には職場適応訓練費として訓練生1人につき月額24,000円(重度障害者は25,000円)を支給します。また、訓練生には訓練手当(月額106,000円程度)を支給します。

活用のポイント

訓練期間中は、県雇用推進員が事業所へ定期訪問を行う等、サポートを実施します。

申請時期

随時

申請先

●具体的な求人・求職について：管轄ハローワーク

那覇公共職業安定所 TEL 098-866-8609

沖縄 // TEL 098-939-3200

名護 // TEL 0980-52-2810

宮古 // TEL 0980-72-3329

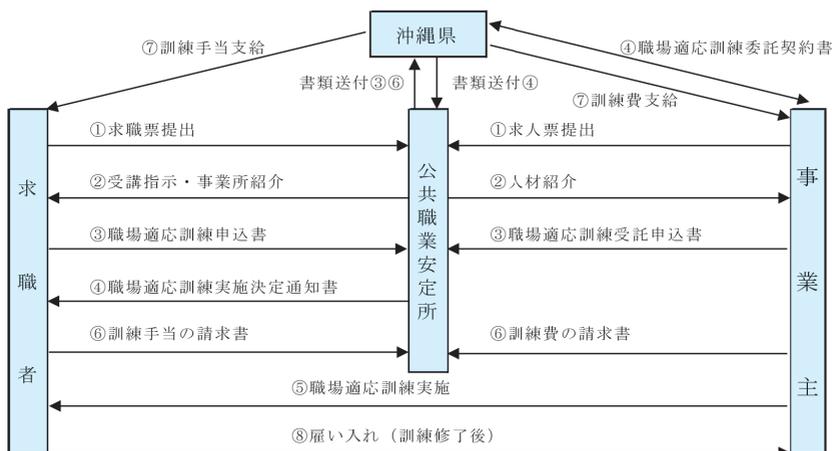
八重山 // TEL 0980-82-2327

●訓練費・訓練手当の請求について

沖縄県商工労働部雇用政策課

TEL 098-866-2324 FAX 098-866-2349

フロー図



問い合わせ先

■制度の概要について：沖縄県商工労働部雇用政策課

TEL : 098-866-2324 FAX : 098-866-2349

■具体的な求人・求職について：管轄ハローワーク

那覇公共職業安定所 TEL : 098-866-8609

沖縄 // TEL : 098-939-3200

名護 // TEL : 0980-52-2810

宮古 // TEL : 0980-72-3329

八重山 // TEL : 0980-82-2327

■ 沖縄県 ■

事業主向け雇用支援事業

目的

国や県、市町村等が行っている雇用施策を含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士などの専門家により、事業主向けの雇用相談及び情報発信を行う。相談者の状況に最も適した制度等の紹介及び活用の助言、ならびに関係機関等の案内を行うことにより、新規雇用の促進、正規雇用化促進、従業員の育成定着支援等を図り、本県の雇用の量の拡大及び質の向上につなげることを目的とする。

対象者

事業主(企業)及び創業予定者

支援内容

常設の窓口にて相談支援を行うほか、各地域にて巡回相談を行うなど以下の取り組みにより、事業主に対して支援を行っていく。

①雇用相談窓口の設置

場所：グッジョブセンターおきなわ内

(那覇市泉崎1丁目20-1 カフーナ旭橋A街区6階)

設置期間：平日9:00～17:00

- ・社会保険労務士等の専門家を配置した常設の事業主向け相談窓口を設置し、助成金制度のみならず、新規雇用・創業相談、及び正規雇用化・採用支援に至るまで、総合的に情報を提供する。また、企業支援情報、及び求人票作成のアドバイスなどの求人に係る助言などについても行う。

②巡回相談の実施

- ・本島北部、中部、宮古、八重山、及びその他離島の各地域において、商工会議所等の会場にて巡回相談を実施する。

③訪問相談の実施

- ・窓口に来られない事業主に対し、事業所を訪問して相談に応じ助言等を行う。

④雇用施策に関するセミナーの開催

- ・社会保険労務士等の専門家を講師とし、助成金活用、正規雇用化、人材確保に繋がる手法などの雇用施策に関するテーマに関するセミナーを開催する。
- ・各地域において巡回セミナーを実施する。

⑤雇用施策に関する助成金制度の案内冊子の作成・配布

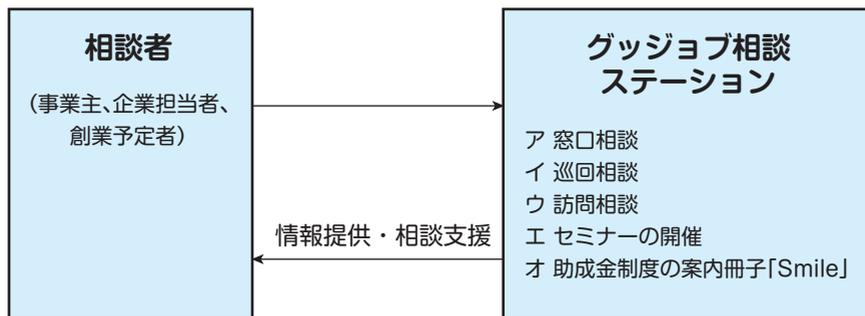
- ・沖縄県内で行われている雇用施策に関する助成金をまとめた助成金案内冊子「Smile（すまいる）」を8,000部作成し、関係者及び関係機関へ配布し、助成金制度の周知を図る。

活用のポイント

相談、セミナーは、無料で御利用になれます。

窓口での対面相談のほか、電話やEメール、スカイプ、Zoomでの相談も可能です。

フロー図



問い合わせ先

■ 事業主向け雇用支援事業事務局(グッジョブ相談ステーション)

TEL : 098-941-2044

FAX : 098-917-2080

E-mail : info@goodjob-station.okinawa

■ 沖縄県 ■

正規雇用化サポート事業

目的

既存従業員の正規雇用化や正社員雇用を検討している企業に対し、中小企業診断士等の専門家派遣による経営改善等の支援を行い、正規雇用化に繋げる。

対象者

既存従業員の正規雇用化や正社員雇用を検討している県内企業

支援内容

企業が直面する経営上の課題解決に向け、中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネーター、弁理士などの専門家により、計7回（延べ14回）程度のチーム支援を無料で行う。

活用のポイント

以下のような項目に当てはまる企業においては、この機会に非正規社員の正社員化を検討してみてもいかがでしょうか。

- ・現在、パート、アルバイト等の方々で行っている仕事を経験を要する仕事である。
- ・パート、アルバイト等のサービスのレベルが他社との差別化に繋がるような仕事である。
- ・パート、アルバイトがすぐ辞めて、その採用、人材確保にコストや時間がかかっている。
- ・自社の技術やノウハウを継承していける中堅、若手の人材層が薄い。

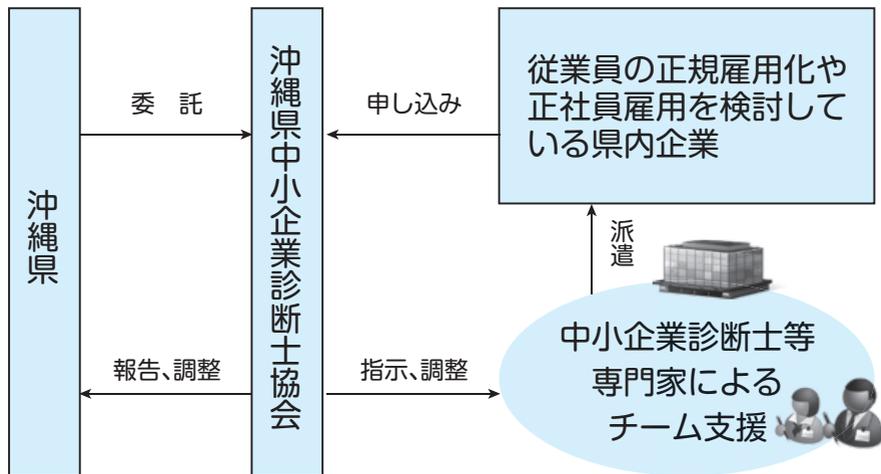
申請時期

令和2年4月～9月末(予定)

申請先

一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会
〒903-0801 那覇市首里末吉町 4-2-19 コーポ 23 202 号室
TEL：（直通）050-3628-9255／（代表）098-917-0011

フロー図



問い合わせ先

■一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会

〒903-0801

那覇市首里末吉町 4-2-19 コーポ 23 202 号室

TEL : (直通) 050-3628-9255

(代表) 098-917-0011

■沖縄県商工労働部雇用政策課雇用対策班

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

TEL : 098-866-2324

■ 沖縄県 ■

県内企業雇用環境改善支援事業

目的

県内企業の人材育成を支援することにより、従業員がスキルアップとキャリア形成を行うことができる、働きがいのある企業内雇用環境づくりを促し、離職率及び完全失業率の改善を図ることを目的としている。

対象者

- ① 沖縄県人材育成企業認証制度：県内企業
- ② 人材育成推進者養成講座：県内企業の経営者・人事責任者等

支援内容

- ① 優れた人材育成の取り組みを行う企業を認証する「沖縄県人材育成企業認証制度」
- ② 県内企業の経営層を対象に、人材育成手法等の修得を支援する「人材育成推進者養成講座」
- ③ 認証制度のメリットや認証企業の優れた点をweb等を通じて周知する。

活用のポイント

- ① 沖縄県人材育成企業認証制度のメリット
 - ・ 人材育成に優れた企業として、求職者に強くアピールすることができ、優秀な人材を確保できる。
 - ・ 県の各広報や認証制度パンフレットで認証企業として紹介されることによる企業イメージ向上。
 - ・ 認証企業に限定した合同企業説明会の実施。
 - ・ 認証審査の過程において、企業組織診断や人材育成コンサルを受けることができる。
- ② 人材育成推進者養成講座のメリット
 - ・ 受講修了者が、各企業における人材育成を推進する上での中心となる者(人材育成推進者)として、自社の業種・規模等の特性に応じて人材育成計画を策定し、その実施を推進する。
 - ・ 認証制度の認証中核基準に基づき、人材育成手法等を修得する内容となっており、認証制度の取得に繋がる。

申請時期

①沖縄県人材育成企業認証制度

・前期：6月～8月（予定）／・後期：10月～12月（予定）

②人材育成推進者養成講座

・前期：5月～6月（予定）／・後期：8月～9月（予定）

※県内企業雇用環境改善支援事業HP及び沖縄県商工労働部雇用政策課HPに掲載予定。

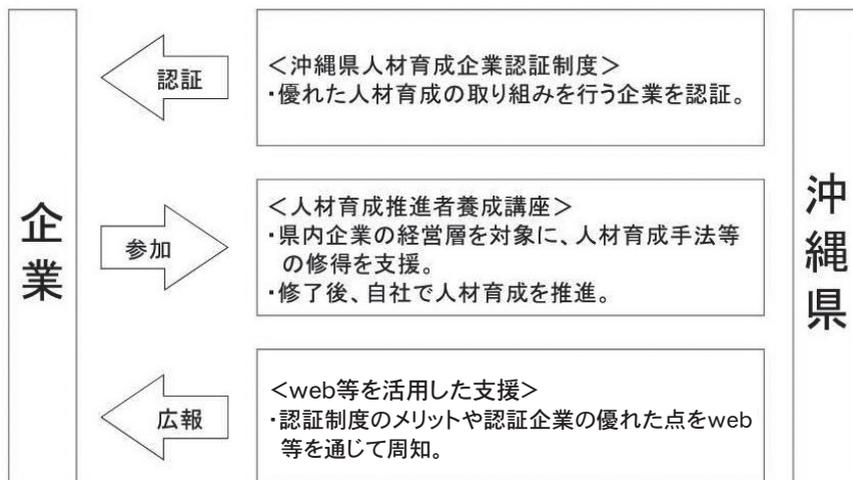
申請先

特定非営利活動法人沖縄人財クラスタ研究会

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾 1-19-27 ミルコ那覇ビル 4F

TEL：098-943-7789 FAX：098-943-7785

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部雇用政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 8F

TEL：098-866-2324

FAX：098-866-2349

■ 沖縄県 ■

正社員雇用拡大助成金事業

目的

正規雇用の拡大を図るため、若年者の正社員雇用を行う企業に対し助成金を支給することにより、正社員就職機会の創出や職場定着を推進することを目的としています。

対象者

沖縄県内の中小企業等で、「新規に採用した正社員」へ「定着につながる取組み」を行う中小企業等に対し助成金を支給します。各要件については、以下のとおりです。

1. 事業者要件（以下の要件を全て満たしている事業者）
 - (1) 沖縄県内で雇用保険適用事業所設置届を提出していること
 - (2) 正社員数が、助成金の交付の対象となる正社員を雇い入れた日の6か月前の日が属する月の末日における数から増加した事業者であること
 - (3) 過去6か月以内に事業主都合による離職者がいないこと
※その他の要件については、「正社員雇用拡大助成金事業交付要綱」をご確認いただくか、担当者へお問い合わせください。
2. 雇用者要件（以下の要件を全て満たしている新規採用者）
 - (1) 新規採用者の勤務形態は「正社員」であること
※令和2年4月1日から令和2年10月1日（予定）までに新規採用された者で、採用日から1か月以内に申請書を提出すること
 - (2) 過去6か月以内に、自社または他社等で、正社員として雇用されていないこと
 - (3) 採用日時点で35歳未満であること
 - (4) 卒後1年以内ではないこと

支援内容

1. 助成額 : 1人あたり30万円(1社につき3人まで可能)
2. 取組期間 : 採用日から3か月間
3. 定着につながる取組み内容(以下のすべての取組を行うこと)
 - (1) 定期面談及びフォローアップ、相談体制の構築
 - (2) キャリアパスの提示
 - (3) それぞれの事業所の職場環境や対象者の業務内容に適した(1)及び(2)以外の取組

活用のポイント

社員の定着に取り組むことによって、社員にとって今後のステップアップが明確になることや、社内でのコミュニケーションがとりやすくなります。

申請書の提出期限は、採用日から1か月以内です。

ご不明点等ございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。

申請時期

令和2年4月15日～令和2年10月31日(予定)

■ 沖縄県 ■

正規雇用化企業応援事業

目的

非正規雇用の従業員を正社員に転換する県内企業が、県内外(国内)への従業員研修を行う場合に、宿泊費、旅費を助成することにより、正規雇用化促進並びに人材育成支援を図る。

対象者

- ・雇用期間が6か月以上の非正規従業員を正社員へ転換する事業所
(転換期間：令和2年4月1日から研修終了後2か月経過した日または令和3年1月末までのいずれか早い日まで)
- ・沖縄県内で雇用保険適用事業所設置届を提出している法人
- ・正社員への転換が記載されている就業規則等があること
- ・過去6か月以内に事業主都合による離職者がいないこと

支援内容

県内外の研修に要する「交通費」及び「宿泊費」の実費の3/4又は研修期間ごとの以下の助成限度額の低い方の額を助成

■助成額■

研修期間	5日以上 1か月未満	1か月以上 2か月未満	2か月以上 3か月未満	3か月以上 4か月未満	4か月以上
助成限度額 (一人あたり)	100,000円	150,000円	200,000円	250,000円	300,000円

活用のポイント

- ・原則として研修の15日前までに、助成金の交付申請書を提出する必要があります。
- ・助成金活用による研修人数以上の、正社員転換を行う必要があります。
- ・助成対象期間は、研修開始日～令和3年1月31日までとなります。

申請時期

令和2年4月1日～研修開始の15日前を申請期限とする

問い合わせ先

■一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会
TEL：(直通) 050-3628-9226
(代表) 098-917-0011

■ 沖縄県 ■

県内企業人材確保支援事業

目的

県内外学生等の県内企業への就職及び県外からのU I ターン就職の促進を図ることにより、県内企業の人材確保を促進し、新たな事業展開や事業拡大等の成長を図ります。

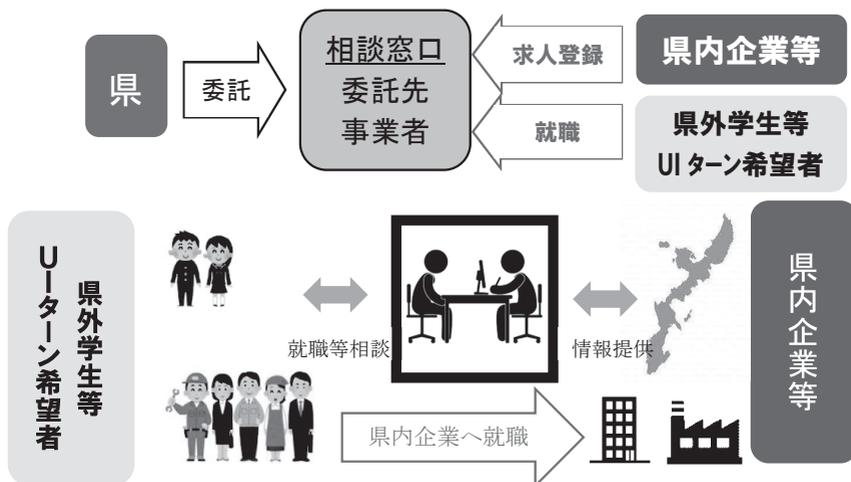
対象者

- ・ 県内企業者
- ・ 県外学生等のU I ターン希望者

支援内容

U I ターン相談窓口を東京・大阪・沖縄本島内に設置し、県内企業とU I ターン就職希望者とのマッチング支援を行う他、県内企業の求人情報開拓、会社情報の収集、県外大学や関係団体等への情報提供、訪問活動等を行います。

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部産業政策課
TEL : 098-866-2330

IT人材高度化支援事業

目的

県内 IT 関連企業の高付加価値業務の受注体制の構築及び業務受注型から業務提案型へビジネスモデルを移行するため、プロジェクトマネジメントスキルを有する中核人材に加え、新たなビジネスの開拓、創出、拡大を担う人材など、県内 IT 関連産業の振興を担う人材を育成する。

対象者

県内企業において「ソフトウェア開発分野」「コンテンツ分野」「情報サービス分野」などの中堅層を中心に、将来、中核的な人材となることを目指す IT 技術者および管理者または、エントリー層からのスキルアップ、キャリアアップを目指す IT 技術者

支援内容

■各種講座の開催

- ・業務案件獲得を目指した業務スキル習得講座（PBL講座/OJT講座）
- ・最新技術や高度技術習得のためのスキルアップ講座（技術講座）
- ・プロジェクトマネジメントなどの管理者向け講座（技術講座）
- ・資格取得のための対策講座（資格対策講座）
- ・AI・ビッグデータ・クラウドコンピューティング・IoT等の先進技術に関する講座（先進技術講座）

■ITセミナー

- ・業界最新動向や県内の業界情勢などのニーズに合わせた講演会やワークショップ

■IT技術者実態調査

- ・県内IT技術者のスキルレベル等に関する実態調査を行ない、沖縄の情報通信関連産業界における人材育成、企業育成および県内産業の発展のための課題抽出、解決手法等を検討

活用のポイント

- ◇人材育成に係る経済的負担を軽減
- ◇発注見込み企業から直接講師を招聘することから、案件に即対応できる人材育成の実施が可能（※受注済み案件は対象外）
- ◇実際の開発プロジェクトを視野に入れた、技術者やプロジェクトマネージャの育成に活用

- ◇東京など県外で実施している技術講座を沖縄にて開催できることから、渡航費用が不要となるとともに、一般価格よりも安価での受講が可能
- ◇業務受注、拡大等に繋がるIT資格の取得支援を目的とした講座の受講
- ◇IT関連企業以外の一般企業でも、システム管理者等のIT技術を必要とする方の利用が可能

申請時期

- ・研修事業者 年2回（5月、8月）
- ・受講企業（者） 随時（講座毎に申請）

※詳細はODITTのHP、または事務局へお問い合わせください。

申請先

〒903-0213

沖縄県中頭郡西原町千原1番地 琉球大学 地域創生総合研究棟3階304号室

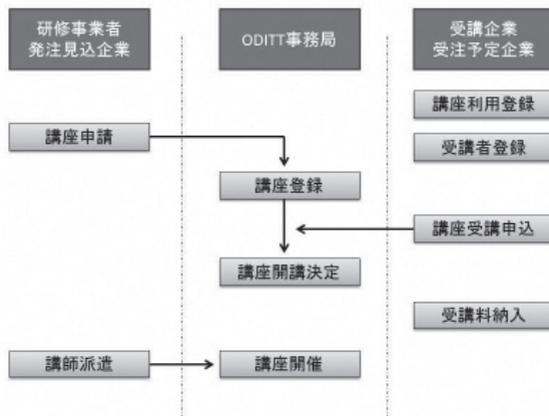
（一社）沖縄県情報産業協会 ODITT事務局

TEL：098-943-4643 FAX：098-943-4642

info@itedu.okinawa

<http://www.itedu.okinawa/>

フロー図



問い合わせ先

■ ODITT事務局

TEL：098-943-4643 e-mail：info@itedu.okinawa

Web：http://www.itedu.okinawa/

■ 沖縄県商工労働部情報産業振興課

TEL：098-866-2503

e-mail：aa058100@pref.okinawa.lg.jp

■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例

目的

ひとり親家庭の親や若年者の就労支援、従業員の処遇改善及び人材育成に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減することにより、沖縄の地域課題である子供の貧困問題の解消及び雇用環境の改善を促進する制度です。

対象者

- ①国によるひとり親の雇用にかかる助成をうける方
- ②沖縄県の「ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用する方
- ③借入後1年以内に新たに若年者（35歳未満）を雇用する方
- ④仕事と家庭を両立する世帯の子どもを預かる事業所内保育施設等を設置又は増改築する方
- ⑤国による非正規労働者のキャリアアップにかかる助成金を受けている方
- ⑥国による人材育成にかかる助成金（人材開発支援助成金など）を受けた方
- ⑦沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受けた方

支援内容

- 対象者①、② 各融資制度の本来適用される利率から0.2%又は0.3%控除します。
- 対象者③ 貸付当初から5年間に限り、各融資制度の本来適用される利率から0.2%を控除します。
- 対象者④ 事業所内保育施設等を設置又は増改築する場合に必要な資金について、各融資制度の本来適用される利率から0.2%控除します。
- 対象者⑤～⑦ 貸付当初から5年間に限り、各融資制度の本来適用される利率から0.1%を控除します。

※対象者の組み合わせにより最大0.5%まで控除できます。

問い合わせ先

- ・本店

融資第二部	中小企業融資第一班	TEL098-941-1785
	中小企業融資第二班	TEL098-941-1795
- ・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6605
- ・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338
- ・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446
- ・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

働き方改革推進支援資金

目的

非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等を実施する中小企業者が必要とする資金の貸付けに対し、貸付利率等に特例を設けることを目的とする。

対象者

次のいずれかに該当する方

1. 非正規雇用の処遇改善に取り組む方
2. 事業場内最低賃金の引上げに取り組む方
3. 従業員の長時間労働の是正に取り組む方
4. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方
5. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方
6. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けた方
7. 地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活躍促進に取り組む方
8. 事業所内に保育施設を整備する方
9. 外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方
10. 障害者の雇用又は障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方

支援内容

ご融資の限度額

- ・中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
- ・生業資金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間

- ・設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
- ・運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

活用のポイント

非正規雇用の処遇改善や従業員の長時間労働の是正など、働き方改革に取り組む方を支援します。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

- ・ 本店
 - 融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785
 - 中小企業融資第二班 TEL098-941-1795
- ・ 中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604
- ・ 北部支店 業務課 TEL0980-52-2338
- ・ 宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446
- ・ 八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

■ 沖縄労働局 ■

キャリアアップ助成金

目的

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

対象労働者及び支給額

1 正社員化コース

<>は生産性の向上が認められる場合

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成。		
①有期→正規	中小企業	1人あたり 57万円<72万円>
	中小企業以外	1人あたり 42.75万円<54万円>
②有期→無期	中小企業	1人あたり 28.5万円<36万円>
	中小企業以外	1人あたり 21.375万円<27万円>
③無期→正規	中小企業	1人あたり 28.5万円<36万円>
	中小企業以外	1人あたり 21.375万円<27万円>

※①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで

※派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合

①③ 1人あたり28.5万円<36万円>(中小企業以外も同額)加算

※母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合

若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合

1人あたり ① 9.5万円<12万円>(中小企業以外も同額)加算

1人あたり ②③ 4.75万円<6万円>(中小企業以外も同額)加算

※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期契約労働者等を当該雇用区分に転換等した場合

①③ 1事業所あたり 9.5万円<12万円>(中小企業以外は7.125万円<9万円>)加算

2 賃金規定等改定コース

<>は生産性の向上が認められる場合

すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成。		
すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合	中小企業	1～3人 9.5万円<12万円> 4～6人 19万円<24万円> 7～10人 28.5万円<36万円> 11～100人 1人あたり 2.85万円<3.6万円>
	中小企業以外	1～3人 7.125万円<9万円> 4～6人 14.25万円<18万円> 7～10人 19万円<24万円> 11～100人 1人あたり 1.9万円<2.4万円>

一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合	中小企業	1～3人 4.75万円<6万円> 4～6人 9.5万円<12万円> 7～10人 14.25万円<18万円> 11～100人 1人あたり1.425万円<1.8万円>
	中小企業以外	1～3人 3.325万円<4.2万円> 4～6人 7.125万円<9万円> 7～10人 9.5万円<12万円> 11～100人 1人あたり0.95万円<1.2万円>

※中小企業において3%以上増額改定した場合

- ・すべての賃金規定等改定 1人あたり1.425万円<1.8万円>加算
- ・一部の賃金規定等改定 1人あたり0.76万円<0.96万円>加算

※中小企業において5%以上増額改定した場合

- ・すべての賃金規定等改定1人あたり2.375万円<3万円>加算
- ・一部の賃金規定等改定1人あたり1.235万円<1.56万円>加算

※「職務評価」の手法の活用により実施した場合

1事業所あたり19万円<24万円> (中小企業以外は14.25万円<18万円>)加算

支援内容

全コースに共通した、要件は以下のとおりです。

- 「雇用保険二事業助成金に係る共通支給要件」に該当すること。
- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主であること。
- 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること。
- 該当するコースの措置に係る対象労働者に対する賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主であること。

主なコース・主な要件を記載しています。
詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局HP 「助成金について」
パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

沖縄労働局沖縄助成金センター
TEL：098-868-1606

人材開発支援助成金

目的

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

対象労働者及び支給額

教育訓練休暇付与コース

<>は生産性の向上が認められる場合

- ①有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合、もしくは
- ②有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成

主な支給内容

- ①の場合
【定額助成】30万円<36万円>
- ②の場合
【経費(定額)助成】20万円<24万円>
【賃金助成(※)】1人1日あたり6,000円<7,200円>

※最大150日分の日額助成とし、雇用する企業全体の被保険者数が100人未満の企業は1名分、同100人以上の企業は2名分を支給対象者数の上限とし、長期教育訓練休暇の取得期間に、当該休暇を取得する被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主のみ助成対象とする

特別育成訓練コース

<>は生産性の向上が認められる場合

有期契約労働者等に対して一般職業訓練（①②を助成）、有期実習型訓練（①②③を助成）又は中小企業等担い手育成訓練（①③を助成）を実施した事業主に対して助成。		
主な支給内容		
①Off-JT 賃金助成	中小企業	1時間あたり760円<960円>
	中小企業以外	1時間あたり475円<600円>
②Off-JT 経費助成	中小企業	Off-JTの訓練時間数に応じた額を助成（※）
	中小企業以外	
③OJT 実施助成	中小企業	1時間あたり760円<960円>
	中小企業以外	1時間あたり665円<840円>

※訓練時間数に応じて1人あたり次の額を限度

【一般職業訓練、有期実習型訓練】

- 20時間以上100時間未満 10万円(中小企業以外7万円)
 100時間以上200時間未満 20万円(中小企業以外15万円)
 200時間以上 30万円(中小企業以外20万円)
 (有期実習型訓練修了後に正規雇用等に転換された場合)
 20時間以上100時間未満 15万円(中小企業以外10万円)
 100時間以上200時間未満 30万円(中小企業以外20万円)
 200時間以上 50万円(中小企業以外30万円)

建設労働者技能実習コース

<>は生産性の向上が認められる場合

建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費または賃金の一部を助成。		
主な支給内容		
経費助成	20人以下の中小建設事業主	支給対象費用の3/4<9/10>
	21人以上の中小建設事業主(35歳未満)	支給対象費用の7/10<17/20>
	21人以上の中小建設事業主(35歳以上)	支給対象費用の9/20<3/5>
賃金助成	20人以下の中小建設事業主	1人あたり日額7,600円<9,600円>
	21人以上の中小建設事業主	1人あたり日額6,650円<8,400円>

主なコース・主な要件を記載しています。
 詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
 沖縄労働局HP 「助成金について」
 パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

■ 沖縄労働局沖縄助成金センター
 TEL：098-868-1606

■ 沖縄労働局 ■

人材確保等支援助成金

目的

- ・雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、賃金制度の整備を通じて、従業員の離職率低下に取り組む事業主を支援します。
- ・生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ）を図る事業主を支援します。
- ・建設労働者の雇用の改善をめざす中小建設事業主を支援します。

対象労働者及び支給額

雇用管理制度助成コース

<>は生産性の向上が認められる場合

労働協約または就業規則の変更により、通常の労働者に対する雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成する。

主な支給内容

目標達成助成(※)	57万円<72万円>
-----------	------------

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

介護福祉機器助成コース

<>は生産性の向上が認められる場合

介護労働者の身体的負担を軽減するため、新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成。

*認定された導入・運用計画に基づき機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がなされていること（機器導入助成）

*導入・運用計画期間終了1年経過後に、介護労働者の離職率に関する目標を達成していること（目標達成助成）

主な支給内容

機器導入助成	支給対象費用の25%（上限150万円）
目標達成助成	支給対象費用の20%<35%>（上限150万円）

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

<>は生産性の向上が認められる場合

賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主に対して助成。

- * 労働協約または就業規則の変更により、介護又は保育労働者に対する賃金制度を整備・実施すること（制度整備助成）
- * 賃金制度整備計画期間終了後の一定期間経過後に離職率低下目標を達成すること（目標達成助成）

主な支給内容

制度整備助成	50万円
目標達成助成(※)	第1回：57万円<72万円>
目標達成助成(※)	第2回：85.5万円<108万円>

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

働き方改革支援コース

<>は生産性の向上が認められる場合

働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成

(※)働き方改革に取り組むとは、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース）の支給を受けた中小企業のこと

主な支給内容

【計画達成助成*】（10名までの人員増を上限）

- ・雇い入れた労働者1人あたり60万円
（短時間労働者の場合40万円）

※新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に支給

【目標達成助成】（10名までの人員増を上限）

- ・生産性要件を満たした場合、追加的に労働者1人あたり<15万円>
（短時間労働者の場合は<10万円>）

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

■ 沖縄労働局沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)

目的

障害者や高齢者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として新たに雇い入れる適用事業主に対して賃金の一部を助成するもので、これらの方の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

対象労働者及び支給額

対象労働者	事業所規模 助成対象期間／支給対象期ごとの支給額(万円)		
	大企業	中小企業	
短時間労働者以外	① 60歳以上の者 母子家庭の母等 父子家庭の父(児童手当受給者に限る) など	助成対象期間：1年 第1期2.5万円 第2期2.5万円 ----- 計5.0万円	助成対象期間：1年 第1期3.0万円 第2期3.0万円 ----- 計6.0万円
	② 45歳未満の身体・知的障害者 (重度を除く)	助成対象期間：1年 第1期2.5万円 第2期2.5万円 ----- 計5.0万円	助成対象期間：2年 第1期3.0万円 ～ 第4期3.0万円 ----- 計12.0万円
	③ 重度の身体・知的障害者 45歳以上の身体・知的障害者 精神障害者	助成対象期間：1年6ヶ月 第1期3.3万円 第2期3.3万円 第3期3.4万円 ----- 計10.0万円	助成対象期間：3年 第1期4.0万円 ～ 第6期4.0万円 ----- 計24.0万円
短時間労働者	④ 60歳以上の者 母子家庭の母等 父子家庭の父(児童手当受給者に限る) など	助成対象期間：1年 第1期1.5万円 第2期1.5万円 ----- 計3.0万円	助成対象期間：1年 第1期2.0万円 第2期2.0万円 ----- 計4.0万円
	⑤ 身体・知的・精神障害者	助成対象期間：1年 第1期1.5万円 第2期1.5万円 ----- 計3.0万円	助成対象期間：2年 第1期2.0万円 ～ 第4期2.0万円 ----- 計8.0万円

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支援内容

1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
※具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金（雇用給付金）に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

2 雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが雇入れ時点で確実であると認められること

※対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（重度障害者等を短時間労働者以外として雇い入れる場合にあっては3年以上）であることをいいます。

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局 HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

■ 沖縄労働局沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

または、事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）

■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (生涯現役コース)

目的

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として新たに雇い入れる適用事業主に対して賃金の一部を助成するもので、これらの方の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

対象労働者及び支給額

対象労働者	事業所規模(注4) 助成対象期間/支給対象期ごとの上限支給額	
	大企業	中小企業
① 短時間労働者以外の者	助成対象期間：1年 第1期 30万円 第2期 30万円 ----- 計 60万円	助成対象期間：1年 第1期 35万円 第2期 35万円 ----- 計 70万円
② 短時間労働者	助成対象期間：1年 第1期 20万円 第2期 20万円 ----- 計 40万円	助成対象期間：1年 第1期 25万円 第2期 25万円 ----- 計 50万円

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支援内容

1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること

※ 具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金（雇用給付金）に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

2 雇用保険の高年齢被保険者として雇い入れ、1年以上雇用することが雇入れ時点で確実であると認められること

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局 HP 「助成金について」
パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

■ 沖縄労働局沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

または、事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）

■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (発達障害・難治性疾患患者雇用開発コース)

目的

障害者手帳を持たない発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、発達障害者や難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としています。

事業主の方からは、雇い入れた者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。

また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。

※下記には主な要件を記載しています。詳細はお問い合わせください。

対象労働者及び支給額

※()の内は大企業事業主が該当します。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象機ごとの支給額
短時間労働者 以外の者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	第1期 30万円(25万円) 第2期 30万円(25万円) 第3期 30万円 第4期 30万円
短時間労働者	80万円 (30万円)	2年 (1年)	第1期 20万円(15万円) 第2期 20万円(15万円) 第3期 20万円 第4期 20万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※支給対象機ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支援内容

1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
※具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金（雇用給付金）に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

2 雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが雇入れ時点で確実であると認められること

※対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局 HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

■ 沖縄労働局沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

または、事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）

■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)**目的**

中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的として、障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数 45.5 ～ 300 人の中小企業）において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、この雇入れによって法定雇用率を達成する場合に支給される助成金です。

対象労働者及び支給額

「対象となる事業主」が「対象となる措置」のすべてを満たした場合に 120 万円が支給されます。

支援内容

- 1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
※具体的には次の機関が該当します。
 - ① 公共職業安定所（ハローワーク）
 - ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
 - ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等
- 2 雇用保険被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実にであると認められること
※ 対象労働者の年齢が 65 歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して 2 年以上であることをいいます。

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局 HP 「助成金について」
パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先**沖縄労働局沖縄助成金センター**

TEL：098-868-1606

または、事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）

■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)

目的

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な者（就職氷河期世代長期不安定雇用者）を正規雇用労働者として雇入れる事業主を支援し、正規雇用労働者としての就職を促進するためのものです。

対象労働者及び支給額

次の1～4の全てに該当する求職者が対象労働者となります。

- 1 雇入れ日現在の満年齢が35歳以上55歳未満の者
- 2 雇入の日の前日から起算して過去5年間に正規雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入の日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- 3 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者
- 4 紹介の日において安定した職業に就いていない者であって安定所等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

企業規模	支給対象期間	支給額 ※		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支援内容

- 1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
※具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業

者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金（雇用給付金）に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

2 次の①から③までのいずれにも該当する者（正規雇用労働者）、かつ、雇用保険一般被保険者として雇い入れること

※ 正規雇用労働者について、就業規則等に規定されている必要があります。

※ 一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除きます。

① 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

② 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。

③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

3 対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について、「特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）雇用管理事項報告書」により支給申請にあわせて管轄の労働局に報告すること

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局 HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

■ 沖縄労働局沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

または、事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）

■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)

目的

自治体からハローワークに対して就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

事業主には、雇い入れた者に対する配慮事項等について報告をいただくほか、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行い、職場定着を支援します。

対象労働者及び支給額

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)
短時間労働者	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支援内容

1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
※具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金（雇用給付金）に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

2 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが雇入れ時点で確実であると認められること

※対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。

3 対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について、「特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）雇用管理事項報告書」により支給申請にあわせて管轄の労働局に報告すること

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局 HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

■ 沖縄労働局沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

または、事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）

■ 沖縄労働局 ■

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

目的

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

対象労働者及び支給額

次の(1)～(4)の全てに該当する求職者が対象労働者となります。

(平成31年4月～)

(1)	ハローワーク等に求職申込みをしている者であること。
(2)	常用雇用を希望している者であって、トライアル雇用制度を理解したうえで、トライアル雇用による雇入れも希望している者であること。
(3)	ハローワーク等の職業紹介日において、次の①～④のいずれにも該当しない者であること。 ①安定した職業に就いている者 ②自ら事業を営んでいる者または役員に就いている者であって、1週間当たりの実労働時間が30時間以上の者 ③学校に在籍している者 ④他の事業所でトライアル雇用期間中の者
(4)	次の①～⑤のいずれかに該当する者 ①職業紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者 ②職業紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている者 ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者であって、職業紹介日の前日時点で安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者 ④職業紹介日時点で、ニートやフリーター等（安定した職業に就いていない方で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている方）で45歳未満である者 ⑤職業紹介日において、就職支援に当たって特別の配慮を要する次のア～ケまでのいずれかに該当する者

ア 生活保護受給者 イ 母子家庭の母等 ウ 父子家庭の父
 エ 日雇労働者 オ 季節労働者
 カ 中国残留邦人等永住帰国者
 キ ホームレス ク 住居喪失不安定就労者 ケ 生活困窮者

※上記(4)⑤のイ、ウ、カについては、特定求職者雇用開発助成金と併給が可能な場合があります。

対象者	支給上限額	支給上限額の計算式
母子家庭の母等、 父子家庭の父	15万円	トライアル雇用期間3カ月×5万円
上記以外	12万円	トライアル雇用期間3カ月×4万円

支援内容

対象事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1)「雇用保険二事業助成金に係る共通支給要件」の要件を満たすこと。
- (2)過去3年間、当該対象者を雇用したことがないこと。
- (3)トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用終了までの間に、雇用保険被保険者を事業主都合により離職させたことがないこと。
- (4)高齢者雇用措置を講じていること。

主なコース・主な要件を記載しています。
 詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
 沖縄労働局HP 「助成金について」
 パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）または、
 沖縄労働局沖縄助成金センター TEL：098-868-1606

■ 沖縄労働局 ■

トライアル雇用助成金 (障害者トライアル・障害者短時間トライアルコース)

目的

ハローワーク等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

対象労働者及び支給額

対象労働者は、次の（１）または（２）のいずれかに該当する求職者です。

（１）障害者トライアルコースの対象労働者（以下の①と②の両方に該当する者）

①	継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れも希望している者。
②	障害者雇用促進法に規定する障害者のうち次のア～カのいずれかに該当する者であること。 ア 重度身体障害者 イ 重度知的障害者 ウ 精神障害者 エ 職業紹介日において就労経験のない職業に就くことを希望する者 オ 職業紹介日前の２年以内に、離職が２回以上または転職が２回以上ある者 カ 職業紹介日において離職している期間が６か月を超えている者

（２）障害者短時間トライアルコースの対象労働者（以下の①と②の両方に該当する者）

①	継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れも希望している者。
②	次のア～カのいずれかに該当する者であること。 ア 精神障害者 イ 発達障害者

	支給上限額	上限額の計算式	備考
障害者 トライアル コース	12万円 (36万円)	障害者トライアル雇用期間 3か月×4万円 ※(2)の場合は、 1～3か月×8万円 4～6か月×4万円	精神障害者の場合、6か月を超える障害者トライアル雇用が可能ですが、支給上限は6か月分となります。
障害者短時間 トライアル コース	48万円	障害者短時間トライアル雇用期間 12か月×4万円	

支援内容

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1) 「雇用保険二事業助成金に係る共通支給要件」の要件を満たすこと。
- (2) 継続支援事業A型事業所ではないこと。(対象労働者を職員等の施設利用者以外の者として雇入れる場合を除く)

主なコース・主な要件を記載しています。
詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局HP 「助成金について」
パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

事業所管轄のハローワーク(公共職業安定所)または、
沖縄労働局沖縄助成金センター TEL: 098-868-1606

■ 沖縄労働局 ■

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

目的

雇用情勢が厳しい地域等^(※)において、創業や設備の増設等、事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して助成を行うことで、その地域における雇用構造の改善を図ることを目的としています。

※沖縄県内では、宮古・八重山地域を除く全域となります。

※以下は制度概要です。詳細については、別途ご確認ください。

対象労働者及び支給額

設置・整備に要した費用及び対象労働者の数に応じて下表の定額を、1年ごとに最大3回まで支給。

* 中小企業の場合は、1回目の支給時のみ支給額の1/2の金額を上乗せして支給。

* 創業と認められた場合は、1回目の支給時のみ () 内の額の倍額を支給。

生産性要件を満たさない事業主に対しては左側の額（基本額）を、満たした事業主に対しては掲げる額の右側の額を支給。

設置・設備費用	対象労働者の数()は創業の場合			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48万円/60万円 (50万円)	76万円/96万円 (80万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円/72万円 (60万円)	95万円/120万円 (100万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円/108万円 (90万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	570万円/720万円 (600万円)
5,000万円以上	114万円/144万円 (120万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	760万円/960万円 (800万円)

主な要件

- 「計画書」を提出した日から「完了届」を提出した日までの間（最長18カ月）に事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置・整備（その費用の合計額が300万円以上）を行う事業主であること。
- 設置・設備事業所における完了日における雇用保険一般被保険者数及び高年齢被保険者数が、計画書を提出した日の前日における数から3人（創業の場合は2人）以上増加していること。
- 設置・整備に伴い、ハローワーク等の紹介により沖縄県内（宮古・八重山地域を除く）に居住する求職者を雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が完了日から2年後の日以降までであることが確実である労働者として3人以上（新規創業の場合は2人以上）雇い入れた事業主であること。
※対象労働者の1/3以内であれば、新規学卒者も支給対象労働者になります。
- 設置・整備及び雇入れを行う事業所が雇用保険の適用事業所であること。
- 地域の雇用構造の改善に資する事業主であること。
（その他沖縄労働局長が別途定めた風営法関連事業主等を除く。）

主なコース・主な要件を記載しています。
詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局HP 「助成金について」
パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

沖縄労働局沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

または、事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）

■ 沖縄労働局 ■

地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）

目的

若年者の失業者が特に多い沖縄県において、雇用失業情勢の改善に資するため、事業所の設置・整備を行い、それに伴い沖縄県内に居住する若年求職者（35歳未満）を雇入れた場合に賃金に相当する額の一部を助成します。

対象労働者及び支給額

①賃金に相当する額（※）の1/3（大企業は1/4）

②助成期間は原則1年間（6カ月毎に2回）

ただし、優良事業主の場合はさらに1年間、相当する額の1/2（大企業は1/3）

主な要件

「計画書」を提出した日から「完了届」を提出した日までの間（最長24カ月）に事業所の設置・整備（その費用の合計額が300万円以上）を行う事業主であること。

設置・整備に伴い沖縄県内に居住する35歳未満の求職者を継続して雇用する労働者、かつ（雇用保険の一般被保険者）として3人以上雇入れた事業主であること。

※中小企業については、35歳未満の若年者を3人を超えて雇入れる場合、4人目以降は「新規学卒者」も支給対象労働者になります。

雇用保険の一般被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が完了届提出日から2年後の日以降までであることが確実であること。

設置・整備及び雇入れを行う事業所が雇用保険の適用事業所であること。

地域の雇用構造の改善に資する事業主であること。

※その他沖縄労働局長が別途定めた風営法関連事業主等を除く。

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

問い合わせ先

■ 沖縄労働局沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

または、事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）

県産品拡大展開総合支援事業

目的

県内企業に対して県産品の県外（国内に限る。）への販路開拓・拡大を促進するため、見本市・商談会出展やバイヤー等招聘、販売促進活動等に係る費用の一部を補助します。

対象者

沖縄県内生産者、県内流通事業者、県外流通事業者及び支援機関等（商工会議所、地方銀行など、県内生産者等を取りまとめて商談等を実施する者）。

支援内容

1. テスト販売・販売促進支援

県外の百貨店、量販店等の小売店舗において実施するテスト販売・店頭販促プロモーションに要する経費の一部を補助します。

2. 県外流通事業者招聘支援

県内生産者等が県外からバイヤーやキーパーソンなど流通関係者を沖縄に招聘する際に要する経費の全部又は一部を補助します。

3. 見本市・展示商談会等出展支援

県外で開催される見本市、展示商談会等へ出展し、商品の PR、商談等マッチングを行うために必要な経費の一部を補助します。

4. 沖縄情報発信支援

県外で開催される沖縄物産展、沖縄フェア等において、県産品の商品特性に加え、沖縄の風土、歴史、文化、人など、背景にあるストーリーを伝え、県産品訴求のための情報発信に必要な経費の一部を補助します。

5. 課題改善方向検証・商品改善支援

既存商品の課題を探り、改善方向を検証するための試作品製作および市場調査、またはその調査結果等をもとに実施する商品改善を行うために必要な経費の一部を補助します。

申請時期

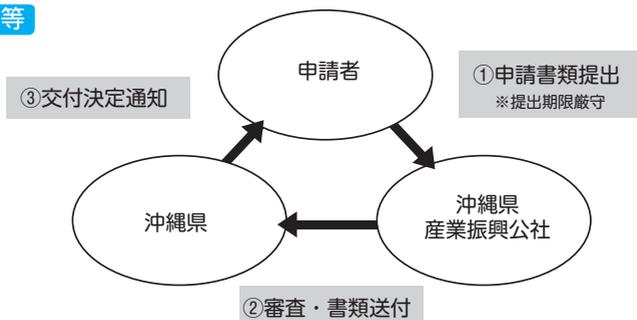
令和2年4月1日～令和3年1月31日

- ・申請は、「支援内容」1、2、5のメニューについては実施日の14日前まで、「支援内容」3及び4のメニューについては実施日の30日前までに行ってください。
- ・事業完了後の報告書の提出期限は、実施最終日から起算して30日以内または令和3年3月15日のいずれか早い日までです。
- ・期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。

申請先

沖縄県産業振興公社 経営支援部 経営支援課

フロー図等



問い合わせ先

申請・書類提出について

公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援課

TEL：098-859-6237 FAX：098-859-6233

E-mail：sougoushien@okinawa-ric.or.jp

物流高度化推進事業

目的

沖縄の物流課題に関する企業の主体的な取組みを促進するため、無料の相談窓口を設置し、物流に関するアドバイスや情報の提供及び改善提案等を行う。

対象者

沖縄の物流に関する相談のある方

支援内容

- ・相談窓口の設置
物流に精通した常勤アドバイザーを配置し、企業からの相談に応じ、物流に関するアドバイスや情報の提供、課題の改善提案等を行う。

問い合わせ先

■ (公財) 沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課
TEL : 098-851-7515
E-mail : logi@okinawa-ric.or.jp

情報通信関連企業等誘致・活性化事業

目的

沖縄県が、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「おきなわ Smart Hub 構想」、「アジア経済戦略構想」等で目指している、広く国内外から企業・人材・知識が集積する「アジア有数の国際情報通信ハブ」の形成に向けて、情報通信関連産業の集積を図るため、国内外の情報通信関連企業等へ沖縄の強みを生かした誘致や県内企業の高度化・活性化に向けた取組を行う。

対象者

国内外の情報通信関連企業等

支援内容

県内情報通信関連企業の国内外展示会への出展による販路開拓支援や、県内外での協業先情報の提供などを行います。また、県外情報通信関連企業等が県内立地を検討する際のアドバイス、各支援機関や学校への視察調整及びアテンド、協業先探し等広くサポートします。

進出後も出来る範囲のサポートを行っております。

活用のポイント

電話、メール、対面による相談に応じています。気軽にお問合せください。

下記「ITブリッジ沖縄」のサイトにも役立つ情報が掲載されております。

<https://it-bridge.okinawa/>

申請時期

随時受付

問い合わせ先

■ 一般財団法人 沖縄 IT イノベーション戦略センター
戦略提言・連携推進セクション（誘致サポート担当）

TEL：098-953-8154

Mail：comp@isc-okinawa.org

■ ジェトロ沖縄 ■

国際ビジネスマッチング

TTPP : (Trade Tie-up Promotion Program)

目的

ビジネスマッチングサイト TTPP は、日本国内と海外の企業をつなぐ引き合い案件データベースで、世界 160 カ国以上のビジネスパーソンが利用しています。

「商品・部品の輸出入」「業務提携」「工場・事務所提供」「技術交流」「投資」など幅広い形態で、ビジネスパートナー探しを支援します。

ビジネス案件の閲覧や登録等、ご利用は全て無料です。

対象者

国内外のビジネスパートナーを探している方（法人、個人を問いません）
（例：海外の仕入先・販路を開拓したい、生産・販売のパートナーを探したい
海外との取引先・法人設立等で、業務を支援してくれる法人を探したい等）

支援内容

国際的なビジネスパートナー探し（無料）

ただし、ジェトロでは翻訳や、ビジネスパートナーの推薦・取引仲介等は行っておりません。

活用のポイント

1. ビジネスパートナーをインターネットで効率的に探せます。
TTPP では、①ご自身の商品・サービスの登録（情報発信）や、②日本および海外のビジネス案件の検索・閲覧・お問合せ（引き合い）ができます。海外のビジネス案件も日本語で紹介しています。
また、自動マッチング機能により、効率的にパートナー候補を探すことができます。
2. お役立ち情報をご紹介します。
 - ・トップページの「グローバル・リンク」では、世界各地のビジネスマッチングサイトを紹介します。

- ・トップページの「業務支援サービス」では、ジェトロの海外各国情報・貿易関連情報（無料）や、コファスの海外企業信用調査（有料）を紹介しています。

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申し込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ TTPP

検索

フロー

The screenshot shows the TTPP website interface. At the top, there's a navigation bar with 'My検索' and 'ログイン' options. The main content area is titled '引き合い案件データベース' (Lead Case Database) and features a search bar with 'ビジネスタイプ検索' and '商品・部品' filters. Below the search bar, there are tabs for '新着案件', '最新売付/買い', '分類/地域別', 'こだわり検索', '特設コーナー', and '業務支援サービス'. The main list displays several items, each with a thumbnail, a title, and key details:

- 業務用品・用具各種** (洗淨剤/包丁/製氷容器・日本産対応のみ)
 - 売りたい
 - 案件番号: 1153802
 - 千葉県, 日本
 - May 09, 2016 登録 May 09, 2016 更新
- 業務用ウェア** (海外限定)
 - 売りたい
 - 案件番号: 1153817
 - 神奈川県, 日本
 - May 10, 2016 登録 May 10, 2016 更新
- 液体輸送用コンテナ内装壁** (大型・日本限定)
 - 売りたい
 - 案件番号: 1153800
 - 山梨県, 中国
 - May 09, 2016 登録 May 09, 2016 更新
- 特定小電力トランシーバー**の販売代理店を募集します
 - 販売委託先探し
 - 案件番号: 1153799
 - 兵庫県, 日本
 - May 09, 2016 登録 May 09, 2016 更新
- カプセルベッド** (ホテル/旅館専用、カスタマイズ可・日本限定)
 - 売りたい
 - 案件番号: 1153815
 - 広東省, 中国
 - May 10, 2016 登録 May 10, 2016 更新

On the right side of the page, there are several utility links: 'TTPPご利用ガイド', '初めての方' (with 'ユーザー/案件登録' and 'ログイン' buttons), '業務支援サービス', 'グローバルリンク', and 'ニュース配信'.

問い合わせ先

ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

J-GoodTech(ジェグテック)

目的

ジェグテックは、優れた技術や製品・サービスを有する日本の中小企業を国内大手企業や海外企業につなぐマッチングサイトです。ウェブ上での情報発信・情報交換に加え、商談会等の開催や専門家による仲介サポートで効率的・効果的なマッチングを行い、新たな取引や技術提携などにつなげていきます。登録者数は中小企業約17,000社、大手パートナー企業約500社、海外企業約7,300社が登録しています。

ジェグテック で検索してください。

<https://jgoodtech.jp/pub/ja/>

対象者

登録の対象者は、製造業、流通業、サービス業の企業向け取引（BtoB）を行っている中小企業です。

支援内容

無料で以下の支援を行っています。

【中小企業の方】

①営業コストをかけずに法人情報を世界へ発信

ジェグテック内に自社の専用ページを持ち、自社の製品・技術・サービスなどを、国内外の企業に向けて発信することができます。ジェグテックのサービスは全て無料でご利用いただけるため、営業コストは一切かかりません。

②新たな取引先が見つかる

中小企業、海外企業、国内の大手企業とジェグテックを通じて出会うことができます。販路拡大のみならず、技術連携、生産連携、販売連携など、ニーズに合わせた新規取引先を探ることができます。

③ビジネスに関する情報を幅広く収集できる

ビジネスマッチングの成功事例や、国内や海外市場動向、地域と中小企業の連携など、広範囲にわたるビジネス情報を、記事や動画でご覧いただける「ジェグテックジャーナル」をご用意しています。

【大手パートナー企業の方】

①ジェグテック登録企業にニーズ情報を発信

登録されている中小企業に対し、自社で探している製品・技術・サービスなどのニーズ情報を匿名もしくは非匿名で発信し、提案を募ることで連携先を効率よく探す

ことができます。また、提案受付に関する代行サービスも受けられます。

②ビジネスに関する情報を幅広く収集

登録企業情報やさまざまなビジネス情報を「ジエグテックジャーナル」でご覧になれます。

③ジエグテック登録企業に個別にアプローチも可能

「企業検索 / 製品検索」によって、関心のある企業や製品を見つけた場合は直接担当者への問合せも可能。また、登録企業との商談に向け、中小機構により必要な情報提供やサポートも行います。

【支援機関の方】

①地域の産業や法人情報の発信

支援機関は専用のPRページを持つことができ、国内外の企業に対して地域産業や支援先企業の情報発信を行うことができます。

②支援企業の販路開拓支援

「ニーズ機能」を使い、支援先企業の販路開拓につながるニーズ情報の確認や発信を支援先企業に代わって行うことができます。

③支援企業の課題解決に向けた情報交換

支援企業と国内外のジエグテック登録企業とのネットワークを形成し、お互いの経営課題解決に向けた情報交換を支援できます。広域での支援機関間のネットワーク形成、及び情報交換のツールとしても活用できます。

申請時期

随時ホームページにて新規登録が可能です。

フロー図



問い合わせ先

■ (独) 中小企業基盤整備機構 沖縄事務所

TEL : 098-859-7566 FAX : 098-859-5770

■ 沖縄県産業振興公社 ■

海外展開支援事業

目的

県内企業の海外展開を促進するため、ソウル、北京、上海、香港、台北、シンガポールの各海外事務所、福州駐在所ならびにアジアやヨーロッパの各駐在員を活用し、海外情報の収集・提供、海外の市場調査、県産品の販路拡大、観光客の誘客、企業誘致活動等を行います。

対象者

海外への進出に興味がある、または計画している県内事業者ならびに販路拡大を希望する県内事業者

支援内容

(1) 各海外事務所・駐在員の活用による支援内容

- ・現地情報の収集・提供
- ・面談アポイント
- ・現地での事業推進のサポート

(2) 福州（中国福建省）における貸しオフィス提供（有料）

- ・福州を拠点に中国展開を検討している県内企業へ貸しオフィス（福建沖縄友好会館）を提供します。

1 部屋約 30 ～ 60 m² ・ 使用料 1 m²あたり月額 650 円

- ・入居条件、空き状況などは、随時お問い合わせください

活用のポイント

海外展開に興味のある企業は、まずは、本社（那覇）の窓口にご相談ください。

ご相談の内容に応じて、各海外事務所・駐在員の活用案内はもちろん、公社内の海外展開支援メニューのご紹介、ジェットロ沖縄貿易情報センターなど他の機関のご紹介をいたします。

申請時期

随時

問い合わせ先

公益財団法人沖縄県産業振興公社

海外・ビジネス支援課

TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233

沖縄と海外のビジネス交流サポート

「ビジネスコンシェルジュ沖縄」(アジア・ビジネス・ネットワーク事業)

目的

沖縄と海外のビジネス交流を促進するため

- (1) 県内企業・団体が、ビジネス拡大のため海外企業・団体とネットワークを構築する取組を支援します
- (2) 海外企業等が、県内において投資や立地、商取引を行おうとする際のサポートを行います

対象者

- (1) 海外企業・団体とのビジネス連携構築を検討している県内企業・団体
- (2) 県内へのビジネス展開、投資等を検討している海外企業等

支援内容

- (1) 県内企業・団体向け
 - ・海外企業等と連携し、ビジネス展開を図る県内企業等に対し、対面、電話、メールによる相談対応
 - ・海外との連携事例の紹介
 - ・連携先の意向、課題の把握
 - ・ビジネスネットワーク作りの助言
 - ・連携協議を行う際の支援、現地アテンド等
- (2) 海外企業等向け
 - ・沖縄県内の事業環境や経済状況に関する情報提供
 - ・会社設立等に関するコンサルテーション、国際物流ハブや各種インセンティブの紹介と活用サポート
 - ・投資等の具体化に向けた県内企業訪問や視察のコーディネート及びアテンド

活用のポイント

中国語、英語、日本語で対応可能なスタッフが、対面による相談のほか、電話、電子メールで丁寧に相談に応じます。ぜひご相談ください。

また、事業の HP もご利用ください！

ビジネスコンシェルジュ沖縄 <http://invest-okinawa.biz/>

申請時期

随時

問い合わせ先

公益財団法人沖縄県産業振興公社
海外・ビジネス支援課 ビジネスコンシェルジュ沖縄
TEL : 098-894-6288 FAX : 098-859-6233
E-mail:business_s@okinawa-ric.or.jp

■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (渡航・招聘支援)

目的

沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、アジア地域(※)等海外における物産展及び見本市等への出展、商談会等に係る渡航、または招聘にかかる費用の一部を補助します。

※本事業における対象地域とは、香港/中国/台湾/韓国/タイ/シンガポール/マレーシア/その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域です。

対象者

【渡航支援】

県内生産者、県内輸出事業者

【招聘支援】

県内生産者、県内輸出事業者、県内支援機関等

支援内容

以下の経費について、渡航費用の定額、招聘費用の8割(4/5以内)を上限額の範囲内において補助します。

※それぞれ1渡航、1招聘につき

	人数	期間
渡航	3人以内/社・回	7泊8日以内
招聘	5人以内/社・回 (現地販売促進員又はメディア関係者1人を含む)	3泊4日以内

【渡航支援】

1. 渡航申請については、下記2通りの方法があります。

- ・渡航（通常）：渡航の都度申請
- ・渡航（一括）：複数の渡航予定を予め一括で申請。1回の申請上限は30万円とする。

2. 補助対象経費は、「航空運賃」、「海外での宿泊料」及び「その他知事が必要と認める経費」です。

なお、航空運賃及び宿泊料については、地域ごとに次に定める定額を補助金額の上限とします。但し、それぞれの費用にかかる実費が単価を下回る場合は、実費を上限とします。

3. 国際観光旅客税（出国税）は補助対象外です。

<航空運賃単価>

国・地域	マレーシア	シンガポール	タイ	中国	香港・マカオ	台湾	韓国	他
往復分	43,000円	35,000円	29,000円	27,000円	22,000円	17,000円	14,000円	27,000円

<宿泊費単価>

国・地域	シンガポール	香港、マカオ、台湾、韓国、タイ	中国、マレーシア、他
単価	6,000円	4,000円	3,000円

【招聘支援】

1. 補助対象経費は「航空運賃(エコノミー)」、「沖縄県内での宿泊料(9,800円(税込)/泊上限)」、「現地販売促進員の旅費」、「メディア関係者1名分の旅費」および「その他知事が必要と認める経費」です。

なお、申請者は、当該年度内に同一人物を3回以上招聘することができません。同一人物を2回目に招聘する際、期間中に県内事業者5社以上と商談を行うこと。また、1回の招聘につき100万円を上限とします。

2. 国際観光旅客税(出国税)は補助対象外です。

【実施期間】

2020年4月1日～2021年2月28日

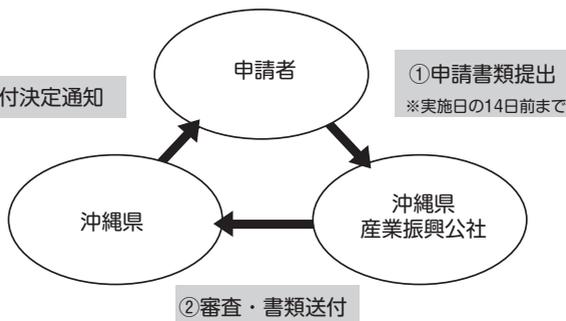
(渡航(一括)は2020年4月1日～2020年10月31日)

- ・申請は、実施日の14日前までに行ってください。
- ・渡航・招聘完了日から起算して14日以内に報告書を提出してください。
なお、報告書最終提出日は2021年3月10日です。
- ・期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了とさせていただきます。
- ・交付決定前に支払を行った経費については、原則補助対象外となります。

【申請先】

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

【フロー図等】



問い合わせ先

■申請・書類提出について

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233
E-mail:okinawahub@okinawa-ric.or.jp

■補助金について

沖縄県 商工労働部 アジア経済戦略課
TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526

■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (戦略的輸出拡大支援)

目的

沖縄国際物流拠点形成に資することを目的とした県の施策に適合すると認められる海外で行う広告・イベント活動に対して、費用の一部を予算の範囲内において補助します。

対象者

沖縄県内生産者、県内輸出事業者、県内支援機関等

支援内容

県の戦略に合致すると認められる広告・イベントに対して、原則として対象経費の1/2以内を補助します。

【対象地域及び商品】

香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア / その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域。なお商品は当地域において、継続した販売実績がみとめられ、安定供給が可能な県産品

【補助対象経費】

- (1) 出展費(場所代、会場設営費、装飾費、什器等のリース料等)
- (2) 広告費(ポスター・パンフ・チラシ、新聞等紙媒体、テレビ・ラジオ等放送メディアやバナー広告、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ、映像コンテンツや検索エンジン最適化等)
- (3) 人件費(商談会、イベント等に係る通訳および販売促進員、メディア等の招聘費用等)

※その他地域については、通訳・販売促進員の人件費は補助対象外とします。

- (4) パフォーマー、著名人の派遣費用、イベント運営の為の司会・係員等の人件費等(イベント主催者のみ申請可)

※補助額は1回の申請につき300万円を上限とし、自社を含め県内企業5社以上の協働出展の場合、1回の申請につき700万円を上限とします。

※人件費は各地域の相場に基づき、次に定める額を補助上限額とします。(1人/日)

		香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガ ポール (SGD)	マレー シア (MYR)
販売 促進 員	補助対象上限額	460	1600	200	10万	2000	80	120
	補助上限額(1/2)	230	800	100	5万	1000	40	60
通 訳	補助対象上限額	1200	3000	600	20万	8000	700	800
	補助上限額(1/2)	600	1500	300	10万	4000	350	400

実施期間

当該会計年度において、知事が定める期間とします。

- ・申請は、公募による採択制です。
- ・広告・イベントの完了後60日（土日祝含む）以内に報告書を提出してください。
なお、報告書の最終提出日は2021年2月10日です。

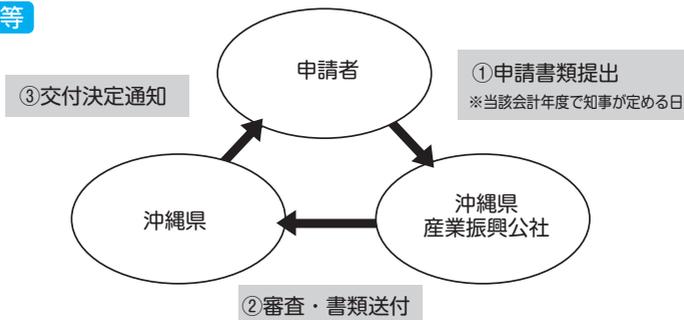
※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。

※交付決定前に支払った経費については、原則補助対象外となります。

申請先

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

フロー図等



問い合わせ先

■申請・書類提出について

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233
E-mail:okinawahub@okinawa-ric.or.jp

■補助金について

沖縄県 商工労働部 アジア経済戦略課
TEL：098-866-2340 FAX：098-866-2526

■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (海外販売促進支援)

目的

沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るため、アジア地域(※)における海外を含めた流通事業者、輸出入業者、県内生産者などの販売促進活動に対し、費用の一部を予算の範囲内において補助します。

※本事業における対象地域とは、香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア / その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域です。

対象者

沖縄県内生産者、県内輸出事業者、海外流通事業者、県内支援機関等

支援内容

県産品の海外での認知度向上の為、現地でのチラシ、TV 雑誌、POP、WEB を媒体とした広告活動及び店頭での販促活動、展示会への単独出展等の販売促進に係る以下の経費について、原則として 1/2 以内を補助します。

【補助対象経費】

- (1)出展費（場所代、会場設営費、装飾費、什器等のリース料）
- (2)広告費（ポスター・パンフ、チラシ、新聞等紙媒体、テレビ、ラジオ等放送メディアやバナー広告、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ、リーフレット、映像コンテンツや検索エンジン最適化等、ただし、新たなウェブサイトの作成や、サーバーの維持管理に係る経費を除く）
- (3)人件費（商談会、見本市への出展に係る通訳、商談会、見本市、物産展、フェア等の出展に係る販売促進員）
※その他地域については、通訳・販売促進員の人件費は補助対象外とします。
- (4)パフォーマー、著名人の派遣費用、イベント運営の為に司会・係員等の人件費等（イベント主催者のみ申請可）

※補助額は1回の申請につき150万円を上限とします。

※人件費は各地域の相場に基づき、次に定める額を補助上限額とします。（1人/日）

		香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガポール (SGD)	マレーシア (MYR)
販売促進員	補助対象上限額	460	1600	200	10万	2000	80	120
	補助上限額(1/2)	230	800	100	5万	1000	40	60
通訳	補助対象上限額	1200	3000	600	20万	8000	700	800
	補助上限額(1/2)	600	1500	300	10万	4000	350	400

実施期間

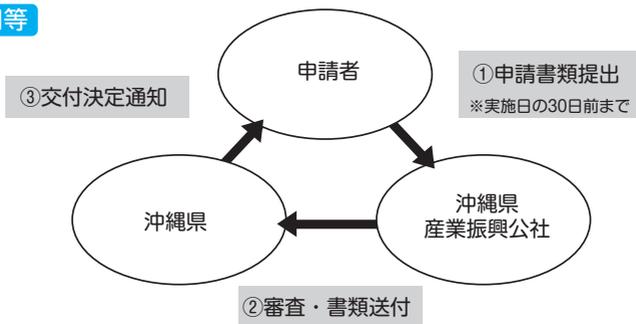
2020年4月1日～2020年12月31日

- ・申請は、広告・イベント開始日の30日前までに行ってください。
- ・広告・イベントの完了後60日以内（土日・祝日含む）報告書を提出してください。なお、報告書の最終提出日は2021年2月10日です。
- ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。
- ※交付決定前に支払った経費については、原則補助対象外となります。

申請先

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

フロー図等



問い合わせ先

■ 申請・書類提出について

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
 TEL:098-859-6238 FAX:098-859-6233
 E-mail: okinawahub@okinawa-ric.or.jp

■ 補助金について

沖縄県 商工労働部 アジア経済戦略課
 TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526

■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (輸出拡大人材育成支援)

目的

沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、社員の貿易実務スキルを向上させるために参加する講座、セミナー、検定等の費用の一部を補助します。

対象者

沖縄県内生産者、県内輸出事業者、県内物流事業者、県内支援機関等

支援内容

補助対象事業者の社員が貿易スキルを向上するために、受講又は受験する以下の講座やセミナー、検定等の費用の1/2以内を補助します。なお、1回の申請につき1人5万円(1社年間10万円)を上限とします。

【補助対象経費】

- (1) 公的機関及びそれに類する者が主催する通関士や貿易実務に関する講座やセミナー、またはオンライン講座の受講料。
- (2) 公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務検定、通関士試験等の受験料。
- (3) 公的機関及びそれに類する者以外が主催する貿易実務関連、通関士試験関連の研修を受講した場合、(2)の検定と合わせて受講することで対象とすることができます。

※研修会場までの移動に係る費用、教材費、並びに宿泊費等、受講料と受験料以外の費用は補助対象外となります。

※当該年度内に同一人物が、同一の講座やセミナーを2回以上受講することはできません。

実施期間

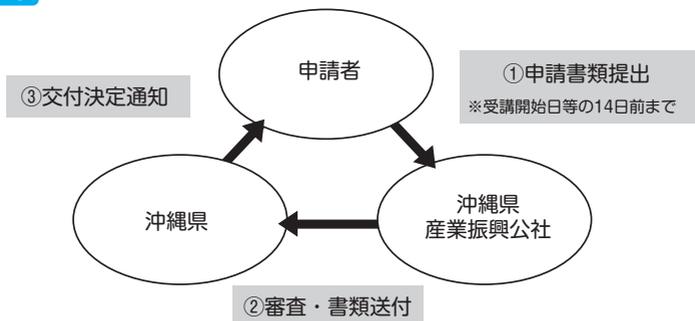
2020年4月1日～2021年2月28日

- ・ 申請は、受講開始日或いは受験日から起算して14日前までに行ってください。
- ・ 受講終了日又は試験結果可否の通知日から起算して、30日以内に報告書を提出してください。なお、報告書最終提出日は2021年3月10日です。
- ・ 期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ・ 交付決定前に支払った経費については、原則補助対象外となります。

申請先

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

フロー図等



問い合わせ先

■ 申請・書類提出について

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233
E-mail:okinawahub@okinawa-ric.or.jp

■ 補助金について

沖縄県 商工労働部 アジア経済戦略課
TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526

■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (商品改良支援)

目的

沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るため、商品改良が必要になった場合、その改良に係る費用の一部を補助します。

対象者

沖縄県内生産者及び県内輸出事業者

支援内容

自社既存商品規格、パッケージ等の変更等の商品改良を行う場合、以下の経費の1/2以内を補助します。なお、1回の申請につき25万円を上限とします。

【対象地域及び商品】

香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア / その他沖縄の物流機能を活用した地域に輸出する県産品。

【補助対象経費】

- (1) 商品規格・パッケージの変更に係る試作品費用デザイン及び版代、型枠代
- (2) 輸出先の食品表示基準等の規制に対応するための成分分析費用・検査費用
- (3) その他、商品改良・試作品製造等に付随する費用

※試作品製造に係る資材費については、補助対象外とします。

実施期間

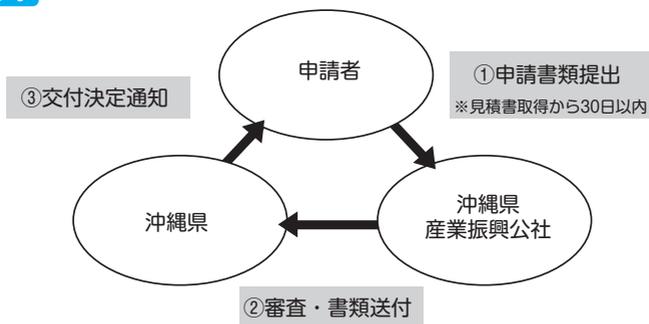
2020年4月1日～2021年2月28日

- ・申請は、商品改良のための見積書取得日から起算して30日以内に行ってください。
- ・改良・検査等の検収及び費用支払日から起算して、30日以内に報告書を提出してください。なお、報告書最終提出日は2021年3月10日です。
- ・期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。
- ・交付決定前に支払った経費については、原則補助対象外となります。

申請先

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

フロー図等



問い合わせ先

■ 申請・書類提出について

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233
E-mail:okinawahub@okinawa-ric.or.jp

■ 補助金について

沖縄県 商工労働部 アジア経済戦略課
TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526

■ 沖縄県 ■

沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓)

目的

シンガポール、マレーシア、台湾の小売店等において、県産品に対する消費者ニーズを高め定番商品としての地位を確立することで、県産品の安定的な輸出に繋げることを目的としています。

対象者

県内事業者

支援内容

海外の小売店等で、現地プロモーターを活用したテスト販売や輸入業者と連携したプロモーションなど、県内事業者の販路拡大や商品認知度の向上に繋がる下記の取組を支援いたします。

- ・ 現地輸入業者とのマッチング
- ・ 現地小売店等との商談
- ・ 現地小売店でのプロモーション・テスト販売
- ・ 海外展開にかかる講演など

活用のポイント

補助金等のメニューはありませんが、海外小売店等の展開に向けた専門家による実践的な販売促進支援を行います。

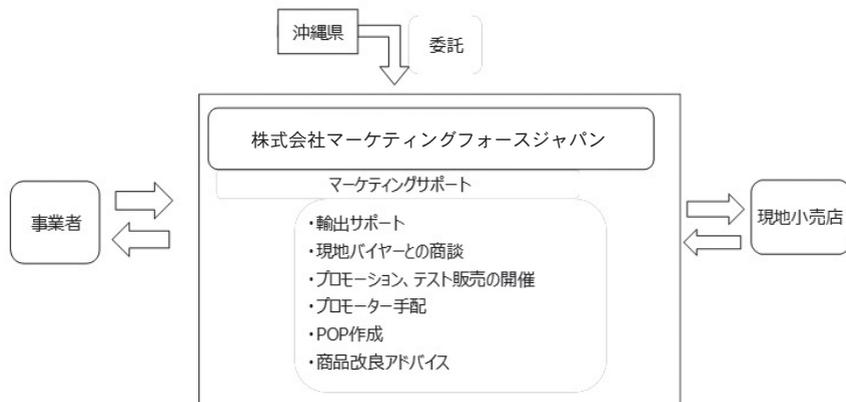
申請時期

随時

申請先

株式会社マーケティングフォースジャパン

フロー図



問い合わせ先

■ 株式会社マーケティングフォースジャパン
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-13-13
共同ビル 8F

TEL : 03-3664-3601 FAX : 03-3664-3602

■ 沖縄県商工労働部 アジア経済戦略課

TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526

令和2年度 海外セールスコール支援事業

目的

沖縄県内民間事業者が海外で行なうセールス活動に係る経費の一部を補助することにより、事業者の海外ネットワーク構築等セールス活動の自走に向けた仕組みづくりを促進し、沖縄県のインバウンド観光産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

対象者

沖縄県と OCVB が目指す、「世界水準の観光リゾート地形成」に向けて受入体制の整備及び誘客活動を積極的に行っている下記対象事業者。

- ・ 沖縄県内インバウンド旅行会社
- ・ 沖縄県内宿泊施設
- ・ 沖縄県内レンタカー・交通機関関連会社
- ・ 沖縄県内観光施設
- ・ 沖縄県内ウエディング会社
- ・ 沖縄県内の事業者で、県内での MICE 開催誘致にかかる事業を行う会社
- ・ 沖縄県内観光協会
- ・ その他、外国人観光客の誘客を行っている沖縄県内民間事業者として、OCVB が認める事業者

※助成対象要件がございますので、必ず実施要綱をご一読ください。

支援内容

①対象期間

2020年4月1日（沖縄出発日）から2021年2月28日（現地出発日）まで（ただし沖縄県が別途認める場合を除く）。

※受付決定総額が予算額に達した場合は、助成対象期間であっても受付を終了します。

②助成対象経費

■ 航空運賃

エコノミークラス利用料金、燃油特別付加運賃、航空保険特別料金、空港税等。

■ 宿泊費

1泊ごと「沖縄県の規定に基づく地域ごとに定める（1泊あたりの）宿泊費」を上限額とします。

■ 助成額

助成対象区分	助成上限額/ 1人	交付回数	
		沖縄県又はOCVBが参加・募集する旅行博、セミナー、商談会等	左記以外の、自社独自による海外セールス活動
A タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム	8万円	回数制限無し	年度内5回まで
B 北米、欧州、豪州、ロシア、中東	15万円		

- ・実費額の1/2 又は上記の助成上限額いずれか低い方を助成します。また1回のセールス活動に対して1社2人までとし、上限額は1人25万円までとします。
- ・宿泊費は、沖縄県の旅費規程で地域ごとに定める額を上限としています。
- ・1回の渡航で複数国にて活動を行った場合、活動した国の数に応じて助成します。但し、その場合は、上限額は1人25万円となります。

申請時期

随時受付

申請先

(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB)

誘客事業部 海外プロモーション課

フロー図



問い合わせ先

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 海外プロモーション課

TEL : 098-859-6127 E-mail : shien@ocvb.or.jp

■ ジェトロ沖縄 ■

海外におけるEC販売プロジェクト (JAPAN MALL事業)

目的

ジェトロは、海外の主要 EC サイトと連携して、海外 EC サイトを通じた日本商品の販売促進を目的に、食品、化粧品、日用品、生活雑貨などの海外向け輸出拡大に取り組みます。ご応募は無料です。

対象者

日本企業及び海外進出日系企業

※ただし、商社や代理店など、生産者以外による申込の場合は、製造者 / 生産者の承諾を得た上での共同提案とすること。

支援内容

海外 EC サイトで販売したい商品をご応募ください。ジェトロから海外 EC 事業者と同商品を紹介します。

同事業者等が選定した商品については、個別に交渉・契約いただきます。同事業者の多くは日本国内に調達拠点があり、日本国内の取引で完了します。ご応募は無料です。

活用のポイント

1. 一度のお申込みで、海外複数国・地域へのチャレンジが可能です。
2. 原則、海外 EC 事業者等が商品を買取るため、低リスクで取り組みます。
3. 販売が好調な商品は、継続的な調達につながる可能性もあります（販売結果をフィードバックします）。

申請時期

随時、受け付けています。

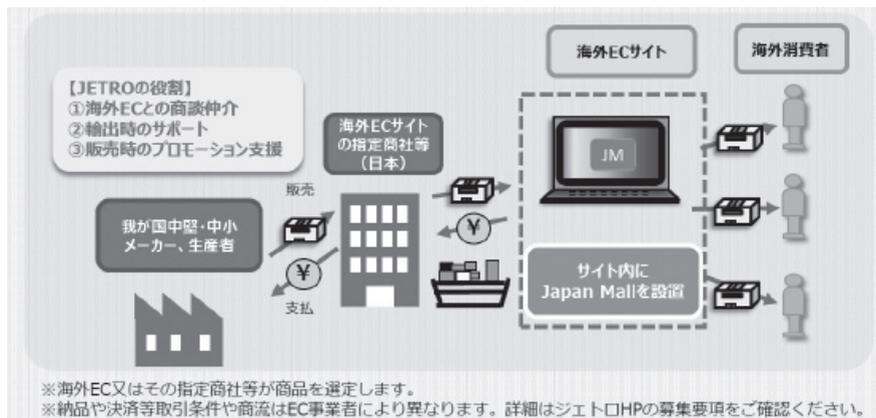
(ただし、各 EC サイトのプロモーション時期にあわせて応募締切がありますので、お早目にお申し込みいただくことを推奨します)

申請先

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ JAPAN MALL 事業 🔍 検索

フロー図



問い合わせ先

■ ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

■ ジェトロ沖縄 ■

グローバル・アクセラレーション・ハブ

目的

ジェトロは、世界各国のスタートアップ・エコシステム先進地域に日系スタートアップのグローバル展開を支援する「ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・ハブ」を設置しています。

現地有力アクセラレーター等より、ブリーフィングやメンタリング、コワーキングスペース等のサービスを提供します。ご利用無料です。

対象者

1. 以下の要件を満たす日系スタートアップ企業

(1) 革新的技術や製品・サービスで社会に新しい価値をもたらすことを目的とし、(2) 具体的な製品またはビジネスモデル・プランを有し、(3) 資金調達等を通じて短期間で事業のスケールアップを目指す企業もしくは起業家。

2. サービス利用者が、海外展開の責任者等、当該企業的意思決定に権限を有する方であること。

3. メンターが英語話者の場合、英語での相談が対応可能なこと。

支援内容

1. 現地ブリーフィングサービス

現地エコシステムのビジネス環境・最新動向を紹介します。

2. メンタリング（事業機会・資金調達等）

事業機会や資金調達等に関するアドバイスやピッチ・プレゼンテーションに関するアドバイス等を提供します。

3. 現地パートナー候補・VC等の紹介

現地パートナー候補企業やVC等投資家の紹介、ミートアップイベントへの参加アレンジをします。

4. コワーキングスペースの利用

現地に一定期間滞在しビジネス展開を図る日系スタートアップに現地のスタートアップ用コワーキングスペースを無料で提供いたします。

※利用に先立ち、メンタリングの利用を推奨します。

※1社・1拠点最大3カ月までとします。ただし、各拠点の申込状況によりご利用いただけない場合もございます。

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェットロウェブサイトよりお申し込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェットロ グローバルアクセラレーションハブ 🔍 検索

フロー



問い合わせ先

■ジェットロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

■ ジェトロ沖縄 ■

輸出専門家による支援サービス(農林水産・食品分野)

目的

お客様が安定した太い輸出パイプを確保し、将来にわたって自力で輸出できる体制を構築するために、専門家（輸出プロモーター）が、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市への随行、商談への立会い、契約締結まで一貫してお手伝いします。ジェトロによるアドバイスに関する経費、専門家の海外出張費等は原則として無料です。

対象者

日本国内で生産・加工された農産物・食品の輸出に取り組む事業者

支援内容

専門家による

- ①輸出体制構築支援
- ②マーケット・バイヤー情報の収集・提供
- ③商談会・海外見本市随行
- ④商談・フォローアップ支援
- ⑤契約締結の支援

申請時期

随時、受け付けています。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ 輸出専門家 検索

問い合わせ先

■ ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>

■ ジェトロ沖縄 ■

貿易投資相談

目的

輸出入や海外進出の実務のご相談に対して、経験豊富なアドバイザーが回答します。ご利用は無料です。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ 貿易投資相談 🔍 検索

対象者

- ・貿易を始めたい方
- ・海外進出を検討されている方
- ・輸出入や海外進出の実務を知りたい方

支援内容

貿易・投資などに関する情報提供・アドバイス（無料）

<相談の事例>

- ・輸入手続・契約方法について知りたい
- ・海外の輸入規制について知りたい
- ・海外の取引先を探すにはどうしたらよいか

活用のポイント

ご相談のお申し込みはオンラインとお電話で受け付けています。

※面談も可能です。(要予約)

お客様の個人情報はジェトロの個人情報保護規程に則り適切に管理します。

※貿易投資相談でよく寄せられる相談事例を Q&A 形式でウェブサイトに掲載しています。

貿易投資相談 Q&A

ジェトロ Q&A 🔍 検索

問い合わせ先

■ ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

E メール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>

貿易実務オンライン講座

目的

貿易実務の流れを体系的に理解し、コスト削減やリスク回避、トラブル対処など、取引内容の改善に役立つノウハウの習得を目指します。

対象者

国内外の企業、団体、個人

支援内容

1. 貿易実務シリーズ

「基礎編」「応用編」「英文契約編」「中国輸出ビジネス編」

- ・貿易実務の知識を30分×20日で体系的にしっかりと学べる
- ・充実のテキストやフォローアップメール、質問回答など手厚い学習サポート

2. 速習！これだけは知っておきたいノウハウシリーズ

「輸出商談編」「英文ビジネスeメール編」

- ・海外ビジネスに必要な実践的なノウハウを5時間で学べる

活用のポイント

1. とにかくわかりやすい

実務のイメージをつかみやすいように、講座解説は取引の流れに沿った会話形式のアニメーションで進行。自分が貿易実務の担当者になった感覚で、楽しみながら貿易の流れを身につけることができます。また、修了確認テストなどで学習した知識の定着化を図ることができます。

2. 実務に直結、すぐに役立つ

基本的な学習ポイントをしっかりおさえて、貿易実務の内容をもれなく体系的に学習できます。すぐに役立つウェブサイトへのリンクなど、実務に直結した情報も満載のオリジナルコンテンツです。

3. いつでもどこでも、何度でも

契約書、インボイス、信用状発行依頼書など、基本的な英文書類の作成トレーニングもご用意。穴埋め形式なので書類作成の経験のない初心者にもわかりやすく、クイズ感覚で楽しみながら書類作成のノウハウが身につきます。

4. 貿易のプロが学習をサポート

わからないことは貿易に関する専門家に直接メールで質問できます※。さらに貿易用語集やよくある質問をまとめたFAQ集は講座終了後もご利用いただけます。※ご質問はお一人様10件まで受付

5. フォローアップでやる気を継続

毎週全員に届くフォローアップメールや学習の進度に応じて個別に届く応援メールでやる気を継続させ、高い修了率を実現しています。

6. 受講後のアフターフォローも充実

受講後も、最新の貿易関連情報を定期的にメールでお届けするとともに、受講者OB専用ウェブサイトがご覧いただけます。

申請時期

1. 貿易実務シリーズ

開講時期 / 期間：年6回（4、6、7、10、12、1月期） / 各11週間

2. 速習！これだけは知っておきたいノウハウシリーズ

開講時期 / 期間：随時（60日間）

※開講スケジュールは、予告なく変更する場合があります。

申請先

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ 講座

🔍 検索

問い合わせ先

■ジェトロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

■ ジェトロ沖縄 ■

海外ビジネス・サポートセンター

目的

ジェトロ・ビジネス・サポートセンター(BSC)は、フィリピン・タイ・インド・ベトナム・ミャンマーでのビジネス立ち上げに必要な投資制度情報・ノウハウ(ソフト)とオフィス機能(ハード)を兼ね備えた施設です。フィリピン・タイ・インド・ベトナム・ミャンマーへの投資、技術提携を検討する日本企業の皆様に短期の貸しオフィス、アドバイザーによるコンサルティングサービスを提供し、ビジネス立ち上げ時のコストとリスクを軽減します。

対象者

入居対象者

タイ・ベトナム・フィリピン・インド・ミャンマーでのビジネス立ち上げ、進出を検討している日本企業

【例えば】

- フィジビリティースタディをしたい
- 合併先、提携先を探している
- 会社設立の準備をしたい・・などのご希望をお持ちの企業

入居資格(BSCにより異なる場合があります)

- 拠点設立を具体的に検討していること。
 - 現地の法令に違反する事業計画を含まないこと。
 - 入居者が当該企業の社員かつ事業担当者であること。
 - ジェトロが支援すること相応しい計画を持つこと。また、事業遂行に必要な信用力があると判断されること。
- ※なお、入居申請後に簡単な審査があります。場合によってはお断りすることもありますので予めご了承ください。
- ※その他細則はお問合せください。

支援内容

- 短期貸しオフィスの提供
- 投資環境情報の提供
- 海外進出実務に関するコンサルテーション
- 法務・労務・税務に関する相談、セミナー
- 定期ミニセミナーの開催

申請時期

随時、受け付けています

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申し込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ ビジネスサポートセンター 🔍 検索

フロー図

STEP 1 ↓	<p>申し込み 期限：入居希望日の1カ月前まで 入居を希望する施設の入居約款をご確認、利用規約にご同意のうえ、オンラインフォームに必要事項を入力して送信後、提出書類をジェトロまでご提出ください。（提出先） ※オンラインフォームの送信のみでは審査を行うことができません。必要書類を 受領し次第、先着順で審査を開始いたします。 ※入居約款、利用規約は各施設のページに掲載しています。</p>
STEP 2 ↓	<p>審査 入居件を満たすかどうかを審査し、インタビューを行います。 インタビュー時に、オンラインフォームの送信内容に基づく申請書をお持ちしますので、公印を押印のうえ後日ご提出いただきます。</p>
STEP 3 ↓	<p>審査結果通知 審査結果は書面により通知します。 入居が承認された場合は、承認通知書・請求書・入居までの手続についての資料をお送りします。 ※審査の結果、入居をお断りする場合があります。 ※遅くとも入居日の2週間前までにご連絡します。</p>
STEP 4 ↓	<p>入居手続料振込 期限：入居日前日まで 請求書記載の入居手続料をお振込みください。 ※入居手続料は入居をキャンセルされた場合も返還いたしません。</p>
STEP 5	<p>入居</p>

問い合わせ先

■ジェトロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>

■ ジェトロ沖縄 ■

ジェトロ・メンバーズ(ジェトロの会員制度)

目的

「ジェトロ・メンバーズ」は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の会員制度です。会員の皆様に海外約 70 カ所と国内約 50 カ所にあるジェトロ事務所で収集した海外でのビジネスに関する最新情報をお届けしています。また、ジェトロの各種サービスを割引価格にてご利用いただけます。

対象者

日本国内に住所のある法人、または個人

支援内容

1. 海外ビジネスの最新情報をお届け

(1) ビジネス短信のメール配信

ジェトロの海外事務所が収集した現地の最新ビジネス情報を日々提供。会員の皆様にはウェブサイト上でキーワードや国を絞込んだ過去の記事検索もご利用いただけます。

(2) セミナー・講演会・ライブ配信

ジェトロでは、国際ビジネスに役立つセミナー・講演会を実施しています。会員 1 口につき 1 名様まで有料セミナーに無料でご参加いただけます。

(3) webセミナー配信

国際ビジネス情報に関する有料セミナーをライブ配信及び 1 ヶ月間オンデマンド配信します。ジェトロ・メンバーズ会員 1 口につき 2 名様まで無料でご視聴いただけます。

2. 多様なサービスを会員向け特別料金で！

- (1) 海外ミニ調査サービスは4ユニットまで無料
- (2) 展示会・商談会(ジェトロ主催・参加)への出展、貿易実務オンライン講座、海外ビジネス・サポートセンターのご利用など、ジェトロの海外展開支援サービスの一部について10%割引が適用されます。
- (3) 外国企業信用調査割引
海外企業とのお取引を検討されるうえで有効な信用調査情報として海外の専門調査機関の調査レポートを会員特別料金でご提供します。

活用のポイント

輸出入業務に携わられている方、これから開始される方や海外への進出を検討されている企業様、すでに海外でのビジネスを展開されている企業様など、国際ビジネスに関わるすべてのお客様にとって有益な各種の情報を提供しております。(年会費：70,000円(税別))

申請時期

随時、ご入会いただけます。入会をご希望の方はジェトロ沖縄までご連絡ください。また、ウェブサイトからの入会の手続きも可能です。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申し込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ・メンバーズ

問い合わせ先

■ ジェトロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：:098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>

■ ジェトロ沖縄 ■

海外ミニ調査サービス

目的

海外取引の足がかりとなる情報をジェトロ海外事務所がお調べします。現地の基本的な情報を把握したい方、海外取引のより具体化を目指す方のご利用をお勧めいたします。(有料/ジェトロ・メンバーズ会員割引料金あり)

対象者

国内の企業、団体、個人

※自社の海外ビジネスを目的とした調査に限ります。

支援内容

調査対象国・地域は、ジェトロ海外事務所が所在する国・地域です。

調査期間は、お申し込みの正式な成立後おおむね2カ月程度です。ただし、調査内容や調査国の情勢等によりさらに見込みよりもかかる場合がございます。次の4つの調査メニューを提供しています。

1. 企業リストアップ

輸出入や代理店、製造委託等のパートナー候補となりうる企業を10社リストアップいたします。

2. 現地法令等検索（制度情報調査）

ご指定の法律や政令等の原文を検索いたします。（英文、日本語文を優先して探しますが、現地語でのお渡しとなる場合があります。ジェトロは翻訳いたしません）

3. 統計資料検索

公的機関等が公表している輸出入や生産統計などを検索いたします。（英文、日本語文を優先して探しますが、現地語でのお渡しとなる場合があります。ジェトロは翻訳いたしません）

4. 店頭小売価格調査

ご指定の商品について、現地のスーパーマーケット等の量販店や有力なネットストア、ネットショップでの販売価格を調べます。

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申し込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ ミニ調査 🔍 検索

問い合わせ先

■ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>

■ ジェトロ沖縄 ■

海外ブリーフィングサービス

目的

70カ所を超える海外事務所において、一般経済事情や現地商習慣等ビジネス環境について、海外駐在員や専門アドバイザーが情報提供を行います。ご利用は無料です。

対象者

日本からの出張者や在外日系企業等

※観光が主目的の場合はお受けできませんのでご了承ください。

支援内容

海外駐在員や専門アドバイザーが現地一般経済事情やビジネス環境について情報提供を行います。

活用のポイント

海外出張の際、現地の一般経済状況を聞きたい。

こんな方にお勧めします

海外での商談前に、現地商習慣を確認したい。

海外現地法人設立についての手続きを知りたい。

現地駐在員の生活環境等を聞きたい。

海外ブリーフィングの流れ -お申し込みからご面談まで-

ステップ1

お申し込みフォームへの登録・送信

「利用規則／免責事項」をご確認の上、申し込みフォームに必要事項を漏れなくご記入の上、送信してください。送信確認のメールをお送りします。

※お申し込みは海外事務所訪問の6週間前からお受けします。ご出発2週間前までを目安にお申し込みください。

訪問希望日の4営業日前を過ぎた場合はお申し込みできません。

(日本の営業日に準ずる)

ステップ2

ご依頼内容の確認

ご依頼内容の確認のため、3営業日以内に最寄りのジェトロよりご連絡申し上げます。

ステップ3

ブリーフィングの可否、予約日時などのご連絡

最寄りのジェトロから、当該海外事務所へ照会した結果をメールでご連絡します。

ステップ4

海外事務所にてブリーフィングの実施

予約日時に直接ジェトロ海外事務所をご訪問ください。

※原則、予約日時の変更は承りかねます。

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェトロウェブサイトより訪問希望日の4営業日前までにお申し込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ プリーフィング 🔍 検索

問い合わせ先

■ ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>

■ ジェトロ沖縄 ■

海外の経済・貿易・投資に関する情報提供 (ジェトロ沖縄のご案内)

目 的

海外の経済・貿易・投資に関する情報を提供し、地域経済の活性化を支援しています。

支援内容

貿易・投資に関する情報提供

相談目的	支援内容
1. 海外の経済・貿易情報を収集したい	<p>①資料閲覧コーナー(開館時間:平日 9:00～12:00、13:00～17:00)では、経済・産業動向、投資環境などの資料をご自由に閲覧できます。また、資料閲覧コーナーに設置しているパソコンから、海外の企業情報や各国の貿易統計などの情報データベースをご利用いただけます。</p> <p>②海外市場・産業事情等に関する講演会・セミナーを随時開催しています。</p> <p>③ジェトロのウェブサイト(https://www.jetro.go.jp/)では、世界各国の貿易投資制度に関する情報を提供しています。</p>
2. 海外の取引先相手・商品を見つけたい	<p>①資料閲覧コーナーのパソコンから企業データベースにアクセスすることができます。また、ビジネス短信では貿易に関する制度等の情報提供を行っています。</p> <p>②ジェトロのウェブサイトでは、国内外のビジネスパートナー探しをサポートするサイト「TTPP」(https://www.jetro.go.jp/tpppoas/indexj.html)を活用いただけます。TTPP への登録、ビジネス案件の検索、閲覧は全て無料です。また国内外の展示会情報「J-Messe」(https://www.jetro.go.jp/j-messe/)の検索もご利用いただけます。</p>
3. 海外投資に関する情報を入手したい	<p>①海外の投資環境情報の提供等のサービスを行っています。海外に配置している投資アドバイザーによる情報提供やコンサルティングサービスを行っています。</p> <p>②短期貸しオフィスをご提供するジェトロ・ビジネス・サポートセンター(BSC)をご活用いただけます。 (https://www.jetro.go.jp/services/bsc.html)</p>
4. 貿易・投資に関する相談をしたい	貿易・投資相談については随時受け付けております(要予約)。

申請先

ジェトロ 沖縄

🔍 検索

問い合わせ先

■ ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jpホームページ : <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>

■ ジェトロ沖縄 ■

海外コーディネーター(農林水産・食品分野) による輸出相談サービス

目的

ジェトロが海外に配置する農林水産・食品分野の専門家（海外コーディネーター）が、お客様の海外ビジネス展開に関するお問い合わせについて、現地のご感覚・目線でお答えします。ご利用は無料です。

※本サービスは「国・地域」が限定されています。

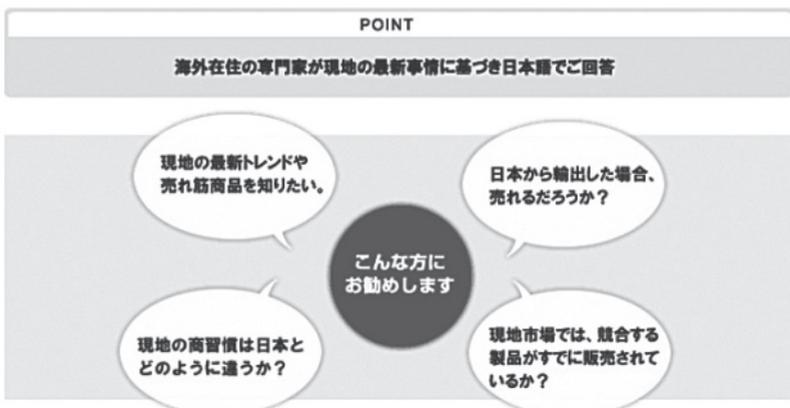
対象者

国内の企業

支援内容

農林水産・食品分野に関する「現地の商習慣」「売れ筋商品」「現地最新トレンド」「日本からの商品の現地販売可能性」等についての皆様からのご質問・ご相談に、海外コーディネーターが簡易レポート形式で日本語で回答いたします。

活用のポイント



申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ご相談内容をジェットロ沖縄までご連絡願います。ジェットロ沖縄経由で回答をお伝えいたします。

フロー図

【ご回答までの流れ】



問い合わせ先

■ ジェットロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>

■ ジェトロ沖縄 ■

「新輸出大国コンソーシアム」専門家による 個別支援サービス

目的

海外ビジネスに精通した専門家が、お客様の製品や会社の状況に合わせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市への随行、商談会への立会い、契約締結までお手伝いします。①海外展開を一貫して支援をさせていただく場合と、②個別課題ごとにスポット対応させていただく場合と2種類あり、一貫したサポートのご利用には審査がございます。ご利用は無料です。

対象者

現在または将来において海外の市場獲得を想定している中堅・中小企業で、輸出や拠点設立等の海外展開を計画していること

支援内容

1. 海外展開フェーズに即した専門家 **利用無料** 対象：全産業（進出・輸出）

海外展開戦略策定段階（審査なし）から、事業計画策定、実行段階（審査あり）まで、フェーズ別に、各国・地域事情、実務に精通した専門家が支援します（全産業対象）。

海外展開のフェーズ	課題	対応する専門家
PHASE 01 海外展開戦略策定段階	<ul style="list-style-type: none"> 海外展開したいが体当に行くべきか迷う 情報と課題が膨大で輸出・進出先が絞れない 何が分からないかもわからない 	 海外展開戦略策定支援 SWOT分析等の支援
PHASE 02 事業計画策定段階	<ul style="list-style-type: none"> 海外展開を決めたが何から始めたら良いかわからない 事業計画書が無い FS調査、コストシミュレーションを実施したい 	 パートナーによるハンズオン支援 戦略策定から事業計画作成、計画実行まで一貫して支援 <input type="checkbox"/> 審査あり <input type="checkbox"/> 受付中
PHASE 03 計画実行・立ち上げ段階	<ul style="list-style-type: none"> 法人登記、契約締結等の手続きがわからない 輸出業務がわからない 物件、人材、現地（パートナー新規顧客を探したい） 工場・店舗を立ち上げたい 	

2. 個別課題に対応する専門家等 **利用無料** 対象：全産業（進出・輸出）

海外展開における実務で欠かせない各テーマについて、専門知識を有する専門家等が支援します（利用無料・審査なし）

支援内容	テーマ
初めて貿易実務に取り組みようとする企業様の貿易実務人材の育成を支援	 貿易実務・商談支援
国際認証等の取得要否、取得方法などについて個別支援	 基準・認証
海外展開（輸出・進出）に取り組む企業様に、契約等で注意すべき点をアドバイス	 法務 <small>受付中</small>
海外展開（輸出・進出）に関する税務・会計において注意すべき点についてアドバイス	 税務・会計 <small>受付中</small>

申請先

詳しくはこちらをご覧ください

新輸出大国コンソーシアム

検索

問い合わせ先

■ ジェトロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

■ ジェトロ沖縄 ■

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

目的

ジェトロは、中小企業の皆様のビジネス展開へのご関心が高い国・地域（17の国・地域で24カ所）に「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を設置しています。

各プラットフォームには、現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みを持つコーディネーターを配置し、皆様からのご相談に対応しています。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をいたします。ご利用は無料です。

対象者

- ・海外展開（輸出・投資等）を検討する中小企業
- ・すでに海外に拠点を有する中小企業

支援内容

プラットフォーム・コーディネーターが現地ビジネス展開に関する相談にE-mail・電話もしくは現地での面談（ブリーフィング）にて回答・対応します。また、マッチングサービス（現地パートナー・取引先候補のリストアップ、アポイント取得等）にも対応します。コーディネーターの専門性に応じて、対応するコーディネーターを割りふらせていただきます。

なお、マッチングサービスは、支援希望地域の市場調査がお済みのお客様向けサービスです。市場調査にあたっては、相相談対応サービスをご活用ください。

※市場調査がお済みでないお客様は、マッチングサービスの提供をお断りする場合がございます。

No	サービス項目	サービス内容
1	相談対応サービス	コーディネーターが、ご相談・ご質問（現地進出全般、法務・労務・税務会計等）にE-mail・電話（TV面談）または現地での個別面談（ブリーフィング）等でお答えします。
2	マッチングサービス	コーディネーターが、現地パートナー・取引先候補のリストアップ、商談アポイントの取得、お客様とパートナー取引先候補との面談の同席、商談後のフォローアップ等を行います。
3	現地協力機関・各種専門家の紹介・取次ぎ	現地政府機関、在外公館をはじめとした公的機関や、法律・会計事務所等、必要に応じてご紹介・お取次を行います。

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェットロ沖縄にご連絡ください。お申込み方法をご案内します。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェットロ プラットフォーム

Q 検索

問い合わせ先

■ ジェットロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

政府開発援助（ODA）を活用した 中小企業・SDGsビジネス支援事業

目的

独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）は日本の政府開発援助（ODA）を行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています。本事業は、企業の皆様が有する優れた技術や製品、アイデアを用いて、途上国が抱える課題の解決と、企業様の海外展開、ひいては日本経済の活性化もかねて実現することを目的とします。

対象者

中小企業支援型…中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合

SDGsビジネス支援型…「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人

支援内容

■現地で基礎的な情報を収集したい＜基礎調査＞

途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援します。

対象者	中小企業、中小企業団体の一部組合
調査経費	1件 850万円（遠隔地域を対象とする場合は980万円）を上限

■ビジネスモデルを策定したい＜案件化調査＞

途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援します。

中小企業支援型	
対象者	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合
調査経費	1件 3,000万円（機材の輸送が必要な場合は5,000万円）を上限
SDGsビジネス支援型	
対象者	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人
調査経費	1件 850万円を上限

■ビジネス活動計画を実証・策定したい＜普及・実証・ビジネス化事業＞

途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援します。

中小企業支援型

対象者	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合
調査経費	1件1億円(大規模/高度な製品等を実証する場合は1.5億円)を上限

SDGs ビジネス支援型

対象者	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人
調査経費	1件5,000万円を上限

活用のポイント

JICAは長年、政府開発援助（ODA）を通じた協力により築いた途上国政府とのネットワークや信頼関係、途上国事業のノウハウを活用し、途上国への海外展開をご検討される日本企業の皆様に支援します。お気軽にご相談ください。

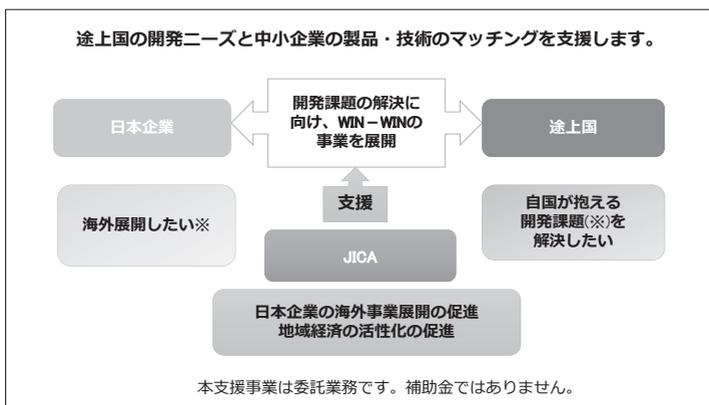
申請時期

2020年度の情報につきましては、[JICA 公示・募集説明会情報](#) で検索してください。

申請先

JICA 本部 民間連携事業部 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口

フロー図



※「開発課題」とは、途上国が抱える社会・経済上の問題のことをいいます。

詳しくはこちら「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」

https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/subjects/index.html

問い合わせ先

■独立行政法人 国際協力機構 沖縄センター
 TEL : 098-876-6000 FAX:098-876-6014
 E-mail : jicaaic-psp@jica.go.jp

海外展開ハンズオン支援

目的

海外ビジネスに関する豊富な経験と知識を有する専門家が経営課題解決の観点から企業の個別事情に即したアドバイスを行うことにより、中小企業者の円滑な海外事業展開を支援します。

対象者

国際化を図ろうとする中小企業者

支援内容

① 専門家によるアドバイス支援

海外展開に関するご相談に無料で対応しています。海外展開の専門家を配置しているほか、全国・海外に在住する専門家のネットワークを生かして様々な地域の課題に対応した実践的なアドバイスや情報提供を行っています。

また、企業が海外で商談、現地調査をする場合は現地の商談先のご提案、訪問アポイントメント取得、専門家が現地に行き実施する商談アドバイス、現地調査後のフォロー等、幅広いサポートを行います。さらに、専門家が同行してサポートをする場合は、中小機構が通訳と移動用車両の手配を行い、それらの費用を負担します。(復航空券、ホテル宿泊費等は企業の負担となります。また、現地調査への同行については、所定の審査があります。)

詳細は下記 QR コードまたは中小機構 HP からご確認ください。

② 海外ビジネスナビ

海外展開に関する実務情報(国別情報、レポート、ノウハウなど)について、ケーススタディを交えてご紹介しています。

詳細は で検索してください。

③ 海外展開セミナー

地域の中小企業・小規模事業者の皆様や各支援機関等の方々のニーズに沿った海外展開に必要な実践的な情報提供を目的としたセミナーを開催しています。

セミナーの開催情報は、中小機構 HP をご確認ください。

問い合わせ先

■ (独) 中小企業基盤整備機構 沖縄事務所
TEL:098-859-7566 FAX:098-859-5770



先端IT利活用促進事業

目的

県内企業の皆様が抱える様々な課題を解決するため、IT 利活用を学ぶ研修やセミナーの実施や、IT 導入による課題解決に向けた経営計画づくりや補助金活用を支援します。また、課題解決のため IT ソリューションを保有する事業者の紹介や面談機会を設定し、マッチングを促進します。

対象者

自社の課題解決に向けて IT 導入を検討する方、IT 導入に関心・ご相談のある方

支援内容

- ・先端 IT セミナー & 講習：皆様の課題解決に役立つ IT サービスや事例等の紹介と個別相談。
 - ・体験：デモンストレーションや県外の先進事例訪問で先端 IT を実際に体験。
 - ・マッチング：県内各産業の相談内容（ニーズ・課題等）にマッチした、IT ソリューションを保有する Industlink(インダストリンク) 掲載事業者の紹介・面談の機会を設けます。
- ※ Industlink (<https://industlink.jp/>) は、皆様が抱える課題（ニーズ）とそれを解決に導く IT ソリューションとをつなげるマッチングサイトです。
- ・計画策定：先端 IT 導入に向けた計画策定を、IT コーディネータの派遣等で支援します。

活用のポイント

- ・全て“無料”でご利用可能です。
- ・相談窓口での対面式相談のほか、電話、メール、チャットツール（Skype、Slack、Teams 等）を使用しての相談にも応じております。ぜひご利用ください。

問い合わせ先

■ 一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦略センター
リゾテック連携推進セクション (ビジネスマッチング分野)
TEL: 098-859-1831 E-mail: ait@isc-okinawa.org

サイバーセキュリティ人材創出促進事業

目的

近年、重要度を増しているサイバーセキュリティについては、本県の業界内においても全国と同様に対応する人材が不足していることや、関連する業務をビジネス化し全国的な需要を取り込む機運が高まっていることなどから、本事業を実施し、業界における安定的な人材育成や確保体制の整備を促すものとする。

対象者

県内外の情報通信関連企業

支援内容

・ Off-JT 支援

セキュリティ関係の研修等について、補助が適用された金額での受講が可能です。

集合研修の他、e ラーニングや、自社のセキュリティ診断と組み合わせた研修等も対象となる場合があります。

・ OJT 支援

県外企業への OJT 派遣について、研修先のトレーナーの人件費について支援します。

活用のポイント

電話、メール、対面による相談に応じています。

一般企業、IT 企業問わずご利用いただけますので、社内のセキュリティ対策やセキュリティ人材育成にお悩みでしたら気軽にお問合せください。

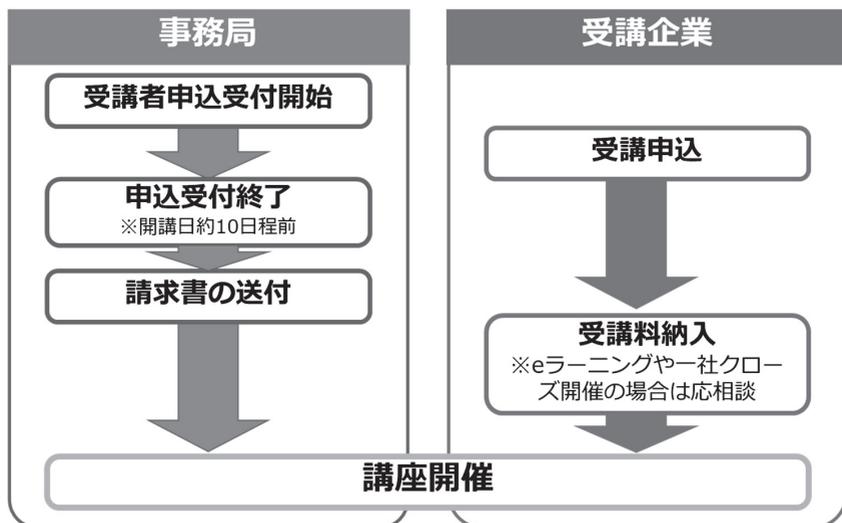
申請時期

Off-JT 研修公募時に申請。OJT と個別 Off-JT の問合せは随時受付

申請先

(一財) 沖縄 IT イノベーション戦略センター

フロー図



問い合わせ先

■ 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター
総務セクション (人材育成担当) 上地、漢那
TEL : 098-953-8154
Mail : cs-hrd@isc-okinawa.org

■ 沖縄県中小企業団体中央会 ■

中央会パソコン教室

目的

県内の中小企業組合や組合員企業等の情報化の推進を図る

対象者

中小企業組合及び構成企業等の役職員

支援内容

主に Word や Excel、PowerPoint 等の基礎から応用、その他組合や中小企業の情報化推進に役立つ内容のパソコン研修会を開催する。

申請時期

随時

申請先

沖縄県中小企業団体中央会
〒900-0011 那覇市上之屋 303-8
TEL：098-860-2525 FAX：098-862-2526

問い合わせ先

■ 沖縄県中小企業団体中央会 情報課
〒900-0011 那覇市上之屋303-8
TEL：098-860-2525 FAX：098-862-2526

沖縄情報通信産業支援貸付 (産業開発資金、中小企業資金、生業資金)

目的

国又は沖縄県の情報通信産業振興関連施策に基づいて、情報通信産業の振興および沖縄経済活性化に寄与する情報通信関連事業等を営む方を支援します。

対象者

国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において、

1. 情報通信関連事業を行う方

(情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって、録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)

2. 情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う方

支援内容

ご融資の限度額

- ・産業開発資金 所要資金の7割以内
- ・中小企業資金 7億2,000万円 (うち運転資金2億5,000万円)
- ・生業資金 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)

ご返済期間

- ・産業開発資金 設備資金 20年以内 (うち据置期間3年以内)
- ・中小企業資金及び生業資金
 - 設備資金 20年以内 (うち据置期間3年以内)
 - 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)

活用のポイント

○国又は県の指定地域は以下のとおりです。

・情報通信産業振興地域

那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、宜野座村、恩納村、金武町、南城市

・情報通信産業特別地区

名護・宜野座地区（名護市、宜野座村全域）

那覇・浦添地区（那覇市、浦添市全域）

うるま地区（うるま市全域）

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第一部 産業開発融資班 TEL：098-941-1765

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL：098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL：098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

※産業開発資金については、本店のみのお取り扱いになります。

IT活用促進資金(中小企業資金、生業資金)

目的

情報技術(以下「IT」という。)の普及および変化に関連した事業環境の変化に対応するため、ITの活用促進を図る方を支援します。

対象者

次のいずれかに該当する方

1. ITの普及および変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方であって、次のいずれかに該当する方
 - (1) ITを活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う方
 - (2) 他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う方
 - (3) 企業内業務のITの水準を取引先等企業外のITの水準に合わせようとする方
 - (4) ITの活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする方
 - (5) 上記1から4を組み合わせる等、IT等を高度に活用する方
2. 中小企業等経営強化法第44条の規定に基づき認定を受けた情報処理支援機関
3. AIを活用して生産性の向上を図る方であって、AIの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方

支援内容

ご融資の限度額

- ・ 中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
- ・ 生業資金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間

- ・ 設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
- ・ 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

活用のポイント

コンピュータ（ソフトウェアを含む）、周辺装置、端末装置、関連設備、関連建物・構築物等を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金及びリース料支払等のための運転資金などにご利用いただけます。

問い合わせ先

■ 沖縄振興開発金融公庫

- ・ 本店
融資第二部 中小企業融資第一班
TEL：098-941-1785
中小企業融資第二班
TEL：098-941-1795
- ・ 中部支店 業務第一課・第二課
TEL：098-989-6604
- ・ 北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338
- ・ 宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446
- ・ 八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

■ 沖縄県発明協会 ■

知的財産総合支援事業

目的

特許・商標等の知的財産の活用による県内中小企業等の競争力強化を図るために、知財保護支援や外国出願経費補助を行うほか、県内企業等に知財専門家等を派遣して知財教育を実施する。

対象者

団体、企業、個人事業主

支援内容

○知的財産保護支援

県内中小企業等が抱える知的財産の課題解決に導くため、支援を希望する数団体を公募し、採択された団体に対し弁理士などの専門家チームを継続的に派遣しコンサルティングを実施します。

○外国特許等出願（グローバルニッチ企業知的財産取得）補助・ハンズオン支援

優れた技術等を有し、かつ、それらを海外において広く活用する中小企業を数社程度採択し、外国出願に要する経費の一部を補助し、当該企業の海外展開を支援します。

○知財人材育成支援

県内企業等で知的財産の創造・活用が想定される研究職員等に対して弁理士等の講師派遣を実施し、知的財産に対する関心、知識を高める機会を提供する。

活用のポイント

販路開拓等のアドバイスや出願した特許のライセンス契約等について弁理士や商品開発専門家等の専門家を活用し、知的財産全般に関する支援やアドバイスをを行います。

申請時期

随時 ※詳細は、下記の問い合わせ先にご確認ください。

申請先

（一社）沖縄県発明協会

問い合わせ先

■ （一社）沖縄県発明協会

TEL：098-859-2810 FAX：098-859-2811

■ ジェトロ沖縄 ■

知的財産保護関連サービス

目的

近年、模倣品・海賊版の製造、販売の手口が以前に増して巧妙・悪質化し、また商標の抜け駆け登録といった新たな問題も生じており、知的財産の保護対策および海外での商標権等の登録の必要性がより一層高くなっています。

こうした状況下、ジェトロでは国内外のネットワークを駆使して、企業の皆様の海外における知的財産の保護を支援しています。

対象者

1. 中小企業等海外侵害対策支援事業
 - (1) 模倣品対策支援事業
海外で産業財産権の侵害を受けている中小企業等
 - (2) 防衛型侵害対策支援事業
海外において、不当な意図・方法で取得された又は海外での知的財産制度において無審査で取得された産業財産権に基づき、現地企業から当該権利を侵害されているとの訴え又は警告を受けている中小企業等
 - (3) 冒認商標無効・取消係争支援事業
海外において、現地企業等に不当な意図・方法で商標権を出願又は権利化された中小企業等
2. 海外出願費用の助成（中小企業等外国出願支援事業）
外国への事業展開等を計画している中小企業等

支援内容

1. 中小企業等海外侵害対策支援事業
 - (1) 模倣品対策支援事業
海外での模倣品調査及び一部の権利行使等費用の2/3を助成します。
 - (2) 防衛型侵害対策支援事業
海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれた際の係争費用の2/3を助成します。

(3) 冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で冒認商標を取り消すため自ら提起する係争活動に係る費用の2/3を助成します。

2. 海外出願費用の助成（中小企業等外国出願支援事業）

外国出願にかかる費用の半額を助成します。

申請時期

ウェブサイトをご確認ください。

助成事業は、助成枠が一杯となり次第締め切ります。

申請先

ジェットロウェブサイトよりお申込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェットロ 知的財産保護

検索

問い合わせ先

■ ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

知財総合支援窓口運營業務

目的

中小企業等が抱える知的財産に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行うことによって、より多くの中小企業等の知的財産活用・事業化促進につなげ、地域の活性化、ひいては我が国産業の国際競争力の強化を図ることを目的とします。

対象者

中小企業等（中小・中堅企業、個人事業主、創業予定の個人）

支援内容

■ 知的財産に関する課題等の解決を図るワンストップサービスの提供

○ 知財総合支援窓口（以下、窓口）の設置

知的財産に関する悩みや課題をワンストップで解決できる相談窓口です。

- ・ 常設窓口（那覇）⇒ LEC 東京リーガルマインド那覇本校（毎週月～金）
- ・ 外部窓口（名護）⇒ 名護市産業支援センター（毎月第4水曜日）
- ・ 外部窓口（八重山）⇒ 石垣市商工会
（よろず支援拠点と同会場 / 偶数月の第4金曜日）
- ・ 外部窓口（宮古）⇒ 宮古島ミライヘセンター
（よろず支援拠点と同会場 / 奇数月の第4金曜日）

○ 知財専門家の活用

- ・ 窓口常駐：常設窓口知財専門家が月5回程度常設し支援します。
- ・ 企業訪問：高度な課題や緊急性のある課題等については、企業等を訪問して支援します。

○ 支援機関等との連携

- ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の相談窓口の他、県内支援機関（よろず支援拠点等）と連携して支援します。

活用のポイント

- ・常設窓口、外部窓口では専任の窓口支援担当者が常駐し知財の悩みや支援策の紹介など、課題に応じた相談を無料で受けることができます。
- ・知財専門家による窓口相談や企業訪問での相談を無料で受けることができます。
- ・インターネット出願専用端末での出願に関する指導、助言を無料で受けることができます。

■ご相談例

- ・特許や商標を出願した方がよいか
- ・特許や商標を取得できる可能性はあるか
- ・出願手続きについて知りたい
- ・海外展開に合わせて海外で知的財産を保護したい
- ・知的財産に関連する契約を結ぶ必要がある
- ・自身の知的財産について侵害されている

申請時期

■ INPIT 沖縄県知財総合支援窓口（随時受付）

- ・TEL：098-916-0002
- ・電話、fax、電子メール (inpit-okinawa@lec-jp.com) でお申し込み下さい。

問い合わせ先

■ INPIT 沖縄県知財総合支援窓口

〒902-0067 那覇市安里2-9-10 丸姫産業第2ビル2階
(LEC東京リーガルマインド 那覇本校内)

TEL：098-916-0002 FAX: 098-916-0003

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/okinawa/>

■ 沖縄県産業振興公社 ■

新産業事業化促進事業

目的

沖縄県における新たな産業創出の促進を図るため、スタートアップ企業や中小企業が持つ、優れた研究開発や新規性の高いビジネスモデルの事業化を目指す研究開発を、「事業計画検証ステージ」と「研究開発実証ステージ」の2段階に分けて支援します。

対象者

- (1) 情報通信関連、バイオ関連等の分野で、優れた研究開発や新規性の高いビジネスモデルの事業化を目指す研究開発を実施する事業者であること
 - (2) 県内に本社、又は事業所を有する（※支店登記が必要）法人であり、かつ沖縄県内での納税義務があること
 - (3) 中小企業基本法第2条第1項に定めのある中小企業者であること
 - (4) 本申請時に上場企業でないこと
 - (5) 沖縄県内での研究開発体制が構築されていること
 - (6) 研究開発を沖縄県内で実施し、かつ補助期間終了後も沖縄県内で継続的な研究開発及び事業展開が見込めること
- ※各要件の詳細や上記以外の要件については、公募要領等でご確認ください。

支援内容

事業計画の検証や研究開発に直接かかわる設備費、労務費、委託費及びその他経費を補助します。また、専門家によるハンズオン支援やメンタリング等も行います。

【事業計画検証ステージ】

- (1) 補助金額：250万円以内
- (2) 補助期間：交付決定の日（8月予定）～令和3年1月末
- (3) 補助率：補助対象経費の4分の3以内

【研究開発実証ステージ】

- (1) 補助金額：1,500万円以内
- (2) 補助期間：令和2年4月1日～令和3年2月末
- (3) 補助率：補助対象経費の4分の3以内

申請時期

【事業計画検証ステージ】

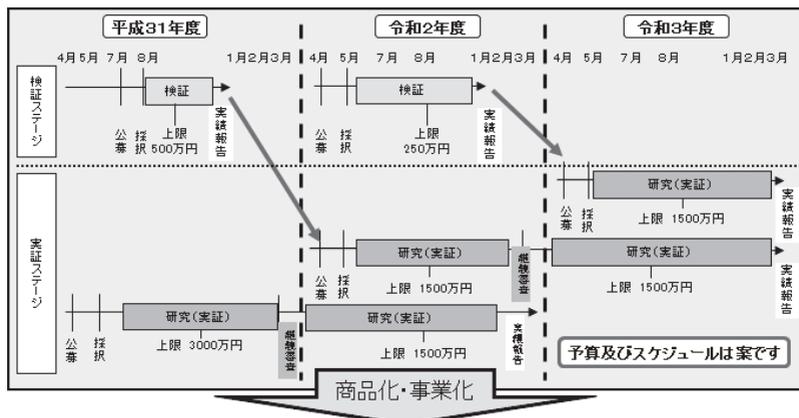
令和2年5月19日（火）～令和2年6月18日（木）

【研究開発実証ステージ】

令和2年度の公募はございません。

（検証ステージからの昇格または実証ステージでの継続審査となります。）

フロー図



所得向上や労働生産性を向上させる、新たな産業の創出へ

問い合わせ先

■ 公益財団法人沖縄県産業振興公社
産業振興部 産業振興課 新産業事業化促進事業
電話：098-859-6239
メール：shinsangyo@okinawa-ric.or.jp

沖縄バイオ産業振興センター

目的

沖縄バイオ産業振興センターは、沖縄本島中部東海岸の州崎地区に立地し、近隣には「沖縄県工業技術センター」や「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター」、「沖縄ライフサイエンス研究センター」があり、バイオ関連の研究機関・企業が多数集積しています。

沖縄県は、バイオ関連産業を今後発展が期待できる重要な産業と位置づけており、県内バイオ関連産業のさらなる発展を図るため、「沖縄バイオ産業振興センター」を設置し、起業や事業化等の幅広い支援を行います。

対象者

○入居条件

- ・バイオテクノロジーを活用した分野、もしくはこれと関連性が高い分野に携わる企業等
- ・研究成果の事業化、製品化を積極的に指向する企業等

※入居を希望する企業等については、入居者選考委員会において審査が必要となります。

入居までは申請書の提出から約1ヶ月程度かかります。

支援内容

○充実した支援体制

- ・産学官の幅広いネットワークを活用した様々な支援を提供させていただきます。

○入居特典

- ・沖縄バイオ産業振興センターに入居している企業は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに整備・設置されている機器等を特別価格で利用できます。

分析機器の利用料 75%割引

実証加工機器の利用料 25%割引

申請時期

随時

フロー図

2020年5月現在

部屋名	床面積 (㎡)	月額賃料 (円)	部屋名	床面積 (㎡)	月額賃料 (円)
101 号室	41	98,400	201 号室	43	103,200
102 号室	37	88,800	202 号室	43	103,200
103 号室	63	151,200	203 号室	43	103,200
104 号室	150	360,000	204 号室	43	103,200
105 号室	70	168,000	205 号室	50	120,000
106 号室	70	168,000	206 号室	34	81,600
107 号室	70	168,000	207 号室	35	84,000
108 号室	177	424,800	208 号室	35	84,000
109 号室	92	220,800	209 号室	105	252,000
110 号室	232	556,800	210 号室	105	252,000
111 号室	148	355,200	211 号室	72	172,800
物理処理棟	222	184,260	212 号室	63	151,200
プラント	199	165,170	213 号室	72	172,800
301 号室	58	139,200	214 号室	165	396,000
302 号室	58	139,200	215 号室	118	283,200
303 号室	190	456,000			

別途、水光熱費、駐車料金(¥3,130/台)、塵芥量(¥2,000/社)がかかります。

問い合わせ先

■ 沖縄バイオ産業振興センター

指定管理者：バイオ振興センター運営共同体

(一般社団法人トロピカルテクノプラス、株式会社久米電装)

〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎5-1

TEL 098-923-1768 FAX 098-923-1769

URL <http://obbosc.jp>

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター

目的

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターは、企業等にレンタルラボや分析機器・加工機器を提供し、魅力ある製品開発や付加価値の高い新たな産業創出に繋げる産学官連携による健康バイオ等に特化した研究及び実証開発を行う施設です。

対象者

バイオテクノロジー等を活用した食品や健康食品、化粧品、医薬品等の分野に関する研究又は技術開発を行う県内外民間事業者、大学・公設試験場等研究機関、団体等。

支援内容

1. 研究室（レンタルラボ）・貸会議室の提供

- ・実験台、ドラフト、試薬棚、事務スペースが標準設置された約 86 m²の使い勝手の良いレンタルラボを提供しています。
- ・大小様々な会議室を用意しています。会議や打ち合わせ、セミナー等の開催にご利用できます。

※レンタルラボの利用（入居）に関しては審査がございます。空室状況等の詳細についてはお問い合わせください。

2. 分析機器・加工機器利用サービス

- ・分析機器 32 種類、食品加工用の実証加工機器 35 種類を設置しており、研究開発・製品開発にご利用頂けます。
- ・利用が不慣れな方にも丁寧な操作指導も行いますので、安心してご利用できます。
- ・食品加工用の実証用加工機器を用いて開発商品の機能性評価やテストマーケティング用の試作製造が行えます。
- ・製品開発に活かせる高度分析機器、加工機器を活用した研修会・セミナーを開催しております。

3. 分析・加工の受託サービス

- ・当センター設置の高度分析機器、加工機器を利用した食品、健康食品等に含まれる機能性成分等の受託分析、加工試験を承ります。

★具体的な分析例

食品、天然素材中のアミノ酸、ポリフェノール、カロテノイド等の成分分析。味や香り、食感等のおいしさ分析。食品、素材等の一般生菌、大腸菌、カビ等の微生物検査。賞味期限設定。

★具体的な加工例

農水産物の乾燥、粉末化、殺菌処理。天然物等から機能性成分や生理活性物質の抽出、濃縮。パン酵母や乳酸菌、黄麹、紅麹等の培養。

活用のポイント

製品開発のコンセプト作りから、課題の洗い出し、商品規格設定、品質管理等の相談や、商品開発の環境作り、分析機器、加工機器の使用方法についても相談を承ります。機器類の操作に不慣れな方には受託加工、受託分析のメニューも取りそろえておりますのでお気軽にご相談下さい。

フロー図

**沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターが
商品開発のお手伝い・小ロット加工等、
お客様の様々な
問題を解決致します！**



既存の商品に新たな
付加価値がつけられないか ...



商品開発の試作をやりたいけど、
人材、人手が足りない ...



地域特産物・規格外・余剰
生産物の高付加価値化が
できないか ...



食材を一次加工して新しい
提案ができないか ...
粉碎や乾燥してみたい！



オリジナルの商品を
小規模生産で提供したい！



加工を委託するには、
製造規模が小さすぎる ...

**施設見学
随時受付中**

専門化を控えた皆様方、製造のことでもう悩まなくていいんです

処理量や、加工工程に合わせて御見積いたします。
お気軽にご相談ください！
詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

■ 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
指定管理者 バイオセンター運営共同体

(一般社団法人トロピカルテクノプラス、株式会社久米電装)
〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎12-75
TEL 098-934-8435 FAX 098-934-8436
URL <http://www.ohbic.jp/>



■ 沖縄県工業技術センター ■

企業連携共同研究事業

目的

製造業等地域産業の生産性や品質向上、製品開発等の支援を目的に、企業が直面している技術的課題に対して沖縄県工業技術センターとの共同研究により解決を図ります。

対象者

県内の中小企業者

支援内容

企業単独では困難な新技術・新製品の開発や製造工程の改良・改善技術の確立、技術課題の解決等を目的に沖縄県工業技術センターと企業が共同で実施する研究開発事業です。

企業等の経費負担額は共同研究費総額の1/2以上となります。

おおよその目安は30～200万円/テーマ（企業負担分15～100万円）です。

活用のポイント

詳細については、沖縄県工業技術センターのホームページをご覧ください。か、お電話にてご相談ください。

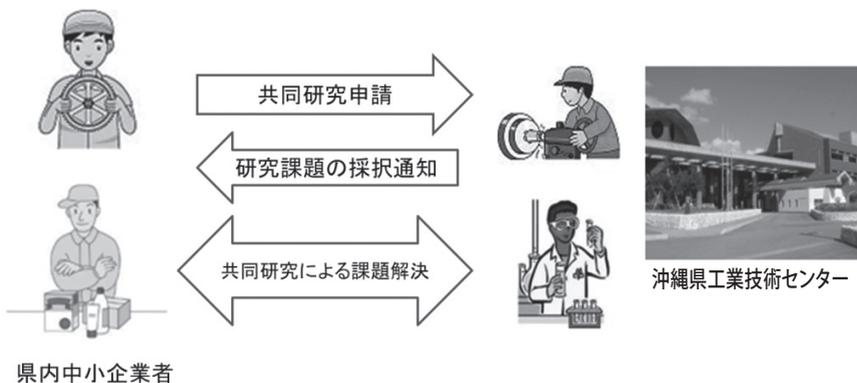
申請時期

3月～5月頃に沖縄県工業技術センターホームページにて公募を行います。なお、予算の状況により7月～10月頃に二次募集を行なうことがあります。

申請先

沖縄県工業技術センター 企画管理班

フロー図



問い合わせ先

沖縄県工業技術センター 企画管理班

TEL : (098)-929-0111

ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kogyo/index.html>

E-mail : kousi@pref.okinawa.lg.jp

■ 沖縄県工業技術センター ■

工業技術支援事業

目的

製造業等地域産業の生産性や品質向上、製品開発等を支援するため、企業が直面している技術的課題を把握し、工業技術センターが保有する技術、研究成果、情報等を活用して課題の解決を図ります。

対象者

県内の中小企業者及び創業予定者

支援内容

1. 技術相談（無料）

製品開発や品質向上など技術的な課題について、電話、E-mailあるいは来所いただき、専門の職員が相談に応じます。

2. 研修生受入（無料）

分析技術の習得、製品開発のための試作などを目的として研修生を受け入れます。

3. 依頼試験（有料）

製品の品質管理や製品開発に必要な分析を依頼試験として行っています。

4. 機器の開放(有料)

原料の加工試験、品質管理のための分析などを行う際、工業技術センターの保有する加工機や分析機器を利用することができます。

5. 技術講習会の開催

試験、分析技術や、溶接、食品加工、衛生管理技術など専門分野の技術講習会を開催します。

活用のポイント

県内企業の技術的課題解決及び製品開発をお手伝いするために、様々な技術サービスを行っています。まずはお電話ください。

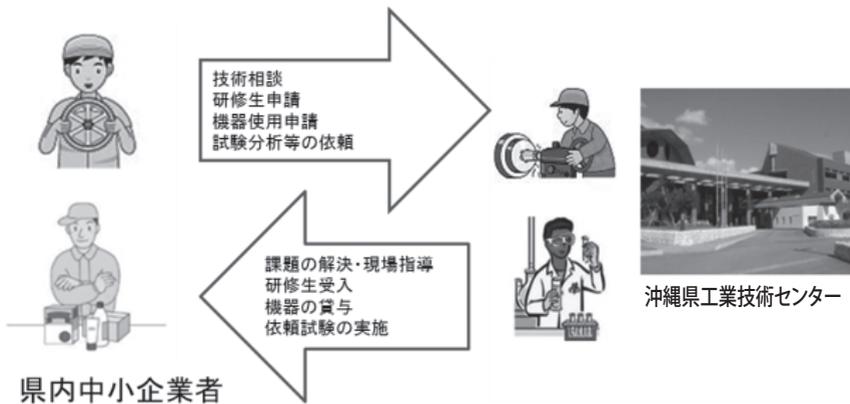
申請時期

随時

申請先

沖縄県工業技術センター 企画管理班

フロー図



問い合わせ先

沖縄県工業技術センター 企画管理班

TEL : (098)-929-0114

ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kogyo/index.html>

E-mail : kousi@pref.okinawa.lg.jp

令和2年度産学官連携推進ネットワーク形成事業

目的

本事業では、企業と県内大学等の研究機関が連携し、企業が保有する新製品や新サービスのアイデア等を基本的な商品・サービスとするための研究開発を進めることにより、製品化や事業化を実現してもらうこと、また次年度以降、他の支援事業への提案等、さらなるブラッシュアップを図ってもらうことを目的としています。

対象者

県内の大学や公設試等と連携して事業化可能性調査や研究開発に取り組む沖縄県内の民間企業等（公益法人、第三セクター、NPO 各種団体を含む）。

支援内容

本事業では、図に示す4つの支援を実施いたします。



①初期段階のプロジェクト構築支援

- ・ ニーズ・シーズマッチング支援
- ・ 事業化可能性調査プロジェクトの構築支援
- ・ 研究開発プロジェクト構築支援

②事業化可能性調査プロジェクト推進支援（公募）

- ・総事業費の2/3以内、上限40万円（税込）、採択件数5件程度

③研究開発プロジェクト推進支援（公募）

- ・総事業費の2/3以内、上限200万円（税込）、採択件数5件程度

④ブラッシュアップ支援

- ・研究開発・事業戦略・製品企画・ビジネスモデル等の検討支援
- ・ステップアップ支援

申請時期

公募期間：令和2年4月13日（月）～7月3日（金）

相談期間：令和2年4月13日（月）～7月1日（水）

書類提出期間：令和2年7月2日（木）～7月3日（金）

申請先

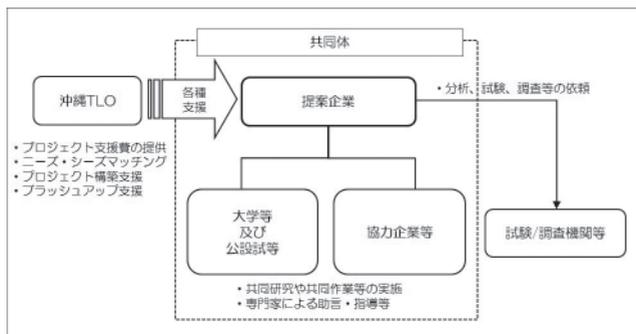
株式会社沖縄 TLO

産学官連携推進ネットワーク形成事業担当

TEL：098－895－1701

E-mail：nw@okinawa-tlo.com

フロー図



問い合わせ先

株式会社沖縄TLO

〒903-0213 沖縄県西原町字千原1番地

琉球大学産学官連携棟3F

TEL：098-895-1701 FAX：098-993-7677

HP：http://www.okinawa-tlo.com/

E-mail：nw@okinawa-tlo.com

ものづくり生産性向上支援事業

目的

本事業では、県内企業による生産技術開発プロジェクトに対する支援として、生産技術開発費の補助に加えてプロジェクト遂行に向けたハンズオン支援、沖縄県工業技術センターとの共同研究等を実施することで、県内製造業の生産性向上を図り県内産業振興やひいては県民所得の向上を目指すことを目的としています。

対象者

県内に生産拠点を有する製造業（以下、「中核企業」という。）もしくは、中核企業と県内外の企業や大学等の研究機関で構成した生産技術開発共同体

支援内容

基礎的な開発要素の課題解決に取り組む「導入検証ステージ」と、実用化に向けた実用評価等に取り組む「実用評価ステージ」の生産技術開発プロジェクトを支援します。

①生産技術開発プロジェクトの提案に向けた支援

技術課題の解決に適したステージ選択の相談や生産技術開発共同体を構成する上でのマッチング支援を実施します。また、相談期間には提案書作成方法の相談にも応じます。

②実施体制の再構築支援

採択内定後、委員会等により示された条件や改善提案を実現するために実施体制再構築に向けたマッチング支援を実施します。

③実施計画書および積算書の作成・提出に係る支援

生産技術開発プロジェクトの効果的な遂行を実現するために、実施計画書および積算書の作成に関して情報収集等の支援を実施します。

④生産技術開発共同体の技術開発費の支援

導入検証ステージ（2期計画）／実用評価ステージ（単年度計画）

・1テーマあたりの補助額

【1期目】補助率：補助対象経費の8/10以内・上限額：800万円

【2期目】補助率：補助対象経費の7/10以内（予定）・上限額未定

（次年度予算による）

※生産技術開発共同体全体で補助対象経費の2/10以上を(1期目の場合)を自己負担。
負担割合は任意。

⑤中間報告会・成果報告会による技術指導

本事業の中間報告会および成果報告会において、県内外の有識者からなる審査委員から生産技術開発プロジェクトの進め方に関する助言や情報提供を行います。

活用のポイント

業界の技術動向を熟知し企業や研究機関等に幅広い人的ネットワークを有する県内外コーディネーターによるハンズオン支援・マッチング支援を行います。県内製造業の生産性向上に向けた様々な課題の解決にご活用ください。

申請時期

公募期間：2020年4月21日(火)～6月9日(火)

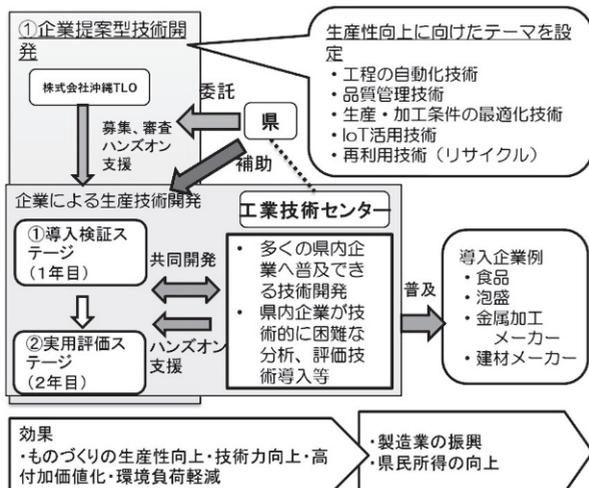
相談期間：2020年4月21日(火)～6月3日(水)

書類提出期間：2020年6月4日(木)～6月9日(火)

申請先

株式会社沖縄TLO

フロー図



問い合わせ先

株式会社沖縄TLO

TEL：098-895-1701 FAX：098-895-1703

E-mail：mono1@okinawa-tlo.com

戦略的基盤技術高度化支援事業

目的

本事業は、中小企業・小規模事業者による、ものづくり高度化法に基づく情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野の向上につながる研究開発、その試作等の取組を支援することを目的としています。中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

対象者

- 本事業には単独では応募できず、共同体を構成する必要があります。
- 共同体は、事業管理機関、研究等実施機関（同一者が担うことも可）を含む2者以上で構成する必要があります（ただし、事業管理機関兼研究等実施機関1者、アドバイザー1者のケースは対象となりません。）。また、認定又は承認を受けた計画と同一体制で事業を実施する必要があります。この事業に採択された後、共同体構成員が参画できないといったことがないよう、参画条件や役割分担等の詳細について事前に調整を済ませておく必要があります。
- 共同体の構成員（アドバイザーを除く）は、日本国内において事業を営み、本社を置き、かつ、研究開発等を行っていることが必要です。

支援内容

- | | |
|--------|---|
| 補助事業期間 | 2年度又は3年度 |
| 補助金額 | 補助事業あたり 単年度 4,500万円以下
(うち、定額補助率となる者については補助金総額の1/3以下) |
| 補助率 | 大学・公設試等の補助対象経費：定額
上記以外の補助対象経費：2/3以内
※同一機関が複数の補助率による補助対象となることはできません。 |

活用のポイント

- 研究開発を伴わない販路開拓のみの事業は、応募することができません。また、研究開発計画のうち本質的な部分（研究開発要素がある業務）を共同体外へ委託、外注することはできません。
- 事業の補助対象は、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組まですが、この事業の成果を用いて、事業化までの道筋が明確に描けているものが対象となります。その為、研究開発計画の終了後1年以内までに、サンプル出荷等川下製造業者からの評価を受けることが可能な計画であることが必要となります。また、売上高(見込み)を具体的な根拠に基づいて設定するとともに、事業化に向けた体制やスケジュールについて明記し、この事業の補助対象期間の終了後5年以内を目標に事業化を達成することを目標としてください。

申請時期

期間：令和2年1月31日(金)～令和2年4月24日(金)

申請先

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課
TEL：098-866-1730(直通) FAX：098-860-1375

■ 沖縄県・沖縄振興開発金融公庫・沖縄県農業協同組合（JAおきなわ） ■

農林水産関連事業に関する支援及び相談窓口

(1) 資金支援(農林水産物の加工・流通に関わる資金)

資金名	資金使途	相談窓口
農業近代化資金	①農業に係る施設・機械購入費 ②家畜等購入、育成費 ③農産物の加工・流通設備の設置	JAおきなわ 本店 営業部 農業金融グループ TEL：098-831-5156 最寄りの各支店
農業経営 基盤強化資金 (スーパー L 資金)	農地や採草放牧地 の取得に必要な資金、 農地等の改良や造成等に必要な資金等	沖縄振興開発金融公庫 本店 融資第三部 農林漁業融資班 TEL：098-941-1840
農林漁業施設資金	①共同利用する農林漁業関係施設及び 農機具の改良、取得等に必要な資金 ②農業関係施設、農機具、養殖施設、漁具 及び林産物の処理加工に必要な機械 等の改良、取得等に必要な資金	中部支店 業務第一課・ 第二課 TEL：098-989-6604
製糖企業等資金	①製糖業又はパイナップル缶詰類の製造に 必要な施設の改良、取得等に必要な資金 ②製糖業、パイナップル缶詰類の製造業 者の合併、合理化に必要な資金	北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338 宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446
食品流通改善資金	①卸売市場施設の近代化 ②食品生産製造提携事業施設 ③食品生産販売提携事業施設	八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701
特定農産加工資金	さとうきび、ばれいしょ等の特定農畜産 物の加工施設の改良、造成又は取得に 必要な資金	JAおきなわ 本店 営業部 農業金融グループ TEL：098-831-5156 最寄りの各支店
水産加工施設資金	水産動植物を原料又は材料として使用 する製造又は加工施設等の改良、取得等 に必要な資金	
中山間地域 活性化資金	中山間地域の農林漁業の振興に資する と認められる次の事業に必要な資金 ①加工流通施設 ②保健機能増進施設 ③生産環境施設	

資金名	資金用途	相談窓口
おきなわブランド 振興資金	県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林水産物（戦略品目）について、その競争力を強化する事業に必要な資金	
農林漁業 セーフティネット 資金	災害により被害を受けた場合、経済的環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合の農林漁業経営の再建・維持に必要な資金	
沖縄農林畜水産物 等起業化支援資金	農林畜水産物を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金	公庫本店及び各支店のみの取り扱いとなります。
漁業近代化資金	①漁船の改造・建造又は取得、機関換装、機器設置 ②漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得	沖縄県 信用漁業協同組合連合会 業務部融資課 TEL：098-860-2611

※上記以外にも支援を受けられる場合があります。各融資機関等へご相談ください。

(2) 農業経営全般に関する相談窓口

- ・ 沖縄県農林水産部農政経済課 団体金融班 (TEL：098-866-2257)
- ・ 北部農林水産振興センター 農業改良普及課 (TEL：0980-52-2752)
- ・ 中部農業改良普及センター (TEL：098-894-6521)
- ・ 南部農業改良普及センター (TEL：098-889-3515)
- ・ 宮古農林水産振興センター 農業改良普及課 (TEL：0980-72-3149)
- ・ 八重山農林水産振興センター 農業改良普及課 (TEL：0980-82-3497)

(3) 畜産経営全般に関する相談窓口

- ・ 沖縄県農林水産部畜産課 (TEL：098-866-2269)

(4) 漁業経営全般に関する相談窓口

- ・ 沖縄県農林水産部水産課 (TEL：098-866-2300)
- ・ 沖縄県漁業協同組合連合会 (TEL：098-860-2600)

■ 沖縄県 ■

沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)

目的

本制度は、県内で排出された廃棄物を原材料とした建設リサイクル資材の利用促進による循環型社会の構築の支援と、最終処分場の延命化を図ることを目的としています。

建設資材として、品質・性能・環境に対する安全性等の評価基準に適合する資材を『ゆいくる材』として認定し、沖縄県土木建築部発注等の公共工事で積極的に使用します。

対象者

県内のリサイクル資材製造業者・販売者等で、品質管理に自らの責任で管理できる者

支援内容

- ①沖縄県土木建築部発注工事において使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とします。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとしています。
- ②随時、申請の事前相談を実施しています。
- ③沖縄県技術・建設業課のホームページに認定資材一覧表を掲載し、製造業者の連絡先、ホームページアドレスも掲載しています。

活用のポイント

- 認定資材については、認定マークを表示して販売することができます。

申請時期

毎年1回：5月頃(新規申請)

詳しくは、(公財)沖縄県建設技術センターのホームページでご確認下さい。
<http://www.okinawa-ctc.or.jp/recycle/>

※1：申請料及び材料試験・工場審査費用は、有料(申請者負担)となります。

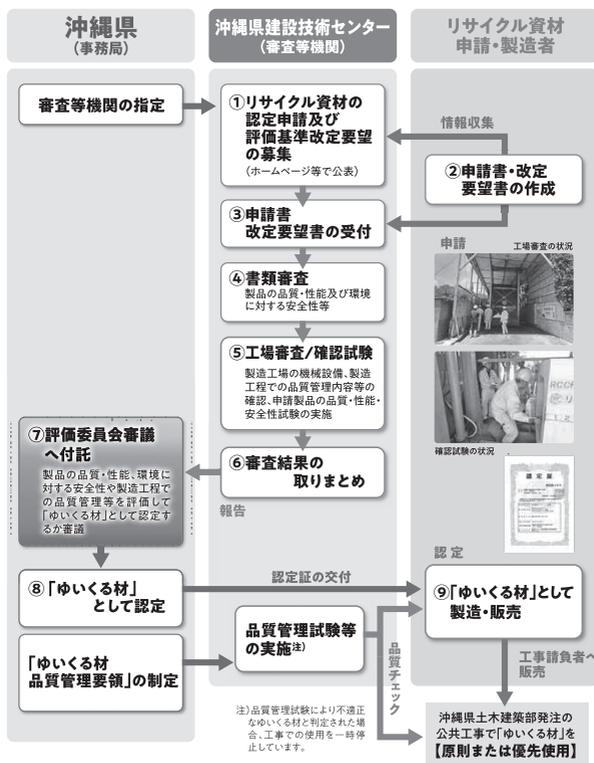
※2：申請相談は随時受け付けています。

申請先

(公財) 沖縄県建設技術センター建設リサイクル班 TEL : 098-833-4196
那覇市寄宮一丁目 7-13 (与儀公園のとなり)

フロー図

『ゆいくる材』認定までの流れ



【ご覧の皆様へのお願い】

『ゆいくる』は、沖縄県土木建築部が発注する公共工事で認定資材を積極的に使用することを目的としている制度です。
県内の各市町村に対してもゆいくる材の使用をより一層促進していく方針です。
県民の皆様もゆいくる材の利用にご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ先

■ 制度に関する問合せ：
沖縄県技術・建設業課(県庁 11F)
TEL : 098-866-2374

■ 申請に関する問合せ：
沖縄県建設技術センター建設リサイクル班
TEL : 098-833-4196

■ 沖縄県・内閣府沖縄総合事務局・沖縄振興開発金融公庫・中小企業基盤整備機構 ■

リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ等 に関する支援及び相談窓口

相談分類	相談窓口	支援内容
リサイクル関連対応についての相談	○容器包装・家電・自動車・小型家電 沖縄総合事務局経済産業部 環境資源課 TEL：098-866-1757	各種リサイクル法の制度周知・指導を行っています。
	○容器包装・食品 沖縄総合事務局農林水産部 食料産業課 TEL：098-866-1673	各種リサイクル法の運用及び支援に関する相談・情報提供を行っています。
	○建設資材 沖縄県土木建築部 技術・建設業課 TEL：098-866-2374	
廃棄物処理関連対応についての相談	沖縄県環境部 環境整備課 TEL：098-866-2231	廃棄物処理業の許可及び許可業者に関する情報提供を行います。
新エネ・省エネの取り組みについての相談	沖縄総合事務局経済産業部 エネルギー対策課 TEL：098-866-1759	新エネ・省エネの取り組みに関する相談・情報提供を行っています。
	(独)中小企業基盤整備機構 経営支援部 経営支援課 TEL：03-5470-1523 http://www.smrj.go.jp/keiei/kankyo/	省エネ法や省エネ対策等について経営支援専門員が相談に応じます。
リサイクル・廃棄物処理・省エネ等に関する融資相談	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班・第二班 TEL：098-941-1785・1795	環境・エネルギー対策資金 (中小企業資金・生業資金)

■ 沖縄県 ■

沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業

目的

平成18年度に導入された産業廃棄物税を活用し、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進するための施設・設備の整備や研究開発に要する費用を助成し、循環型社会の形成に資することを目的とします。

対象者

1. 県内に事業所を有する事業者
2. 県内事業者で構成される法人格を有する団体
3. 県内の大学及び研究機関(県の機関を除く)←研究開発事業のみ。

支援内容

1. 施設設備整備事業

- 対象 象：産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルに資する施設・設備の整備で、先進性・県内(地域)への波及効果がある事業。
- 補助率：事業費(補助対象経費)の1/2以内
- 補助金額：概ね100万円～1,000万円

2. 研究開発事業

- 対象 象：産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルに資する研究開発で、実用性・即効性がある事業。
- 補助率及び補助金額：施設設備整備事業に同じ。

活用のポイント

- 当該事業は、年度内に完了していただく必要があります。
- 補助事業の実施にあたり、廃棄物処理法又は、その他の法令等に基づく許可協議等を必要とする場合があります。

申請時期

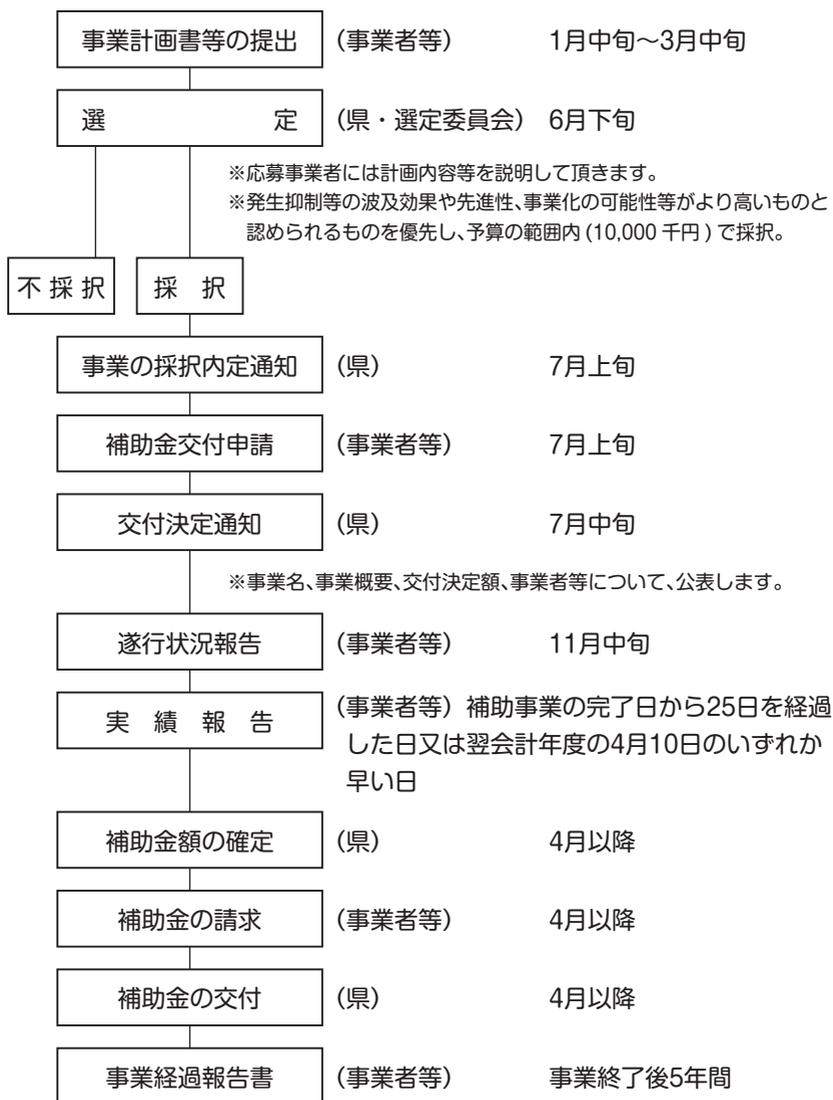
例年、応募期間は1月中旬から3月中旬までです。
令和2年度は、募集受付を終了しております。

申請先

沖縄県環境部環境整備課 産業廃棄物班
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁4F

フロー図

事務手続の流れ



※事業の着手は、交付決定後となりますので、事業期間は7月下旬～翌年3月(約9ヶ月)となります。
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、スケジュールを変更する場合があります。

問い合わせ先

■ 沖縄県環境部環境整備課 産業廃棄物班 県庁 4F
 TEL : 098-866-2231 FAX : 098-866-2235

施策情報一覧

施策マップ (ミラサポplus) 	運営機関	中小企業庁
	内容	国や公的機関の施策情報を一元的に提供(施策マップ)。また、中小企業者等が先輩経営者や専門家との情報交換ができる場を提供(コミュニティ)しています。自らの課題に応じた、新たなコミュニティを作ることできます。 ミラサポplusについては本紙71ページに掲載
支援情報 ヘッドライン (J-Net21) 	運営機関	中小企業基盤整備機構
	内容	中小・ベンチャー企業の経営者、創業予定者、中小企業支援担当者等に必要な情報を提供するサイトです。 公的機関の支援情報を中心に、経営に役立つ情報や企業事例等を豊富に掲載しています。 J-Net21については本紙18ページに掲載
中小企業施策利用 ガイドブック 	発行機関	中小企業庁
	内容	中小企業者が各中小企業施策を利用する際の手引書として冊子を発行しています。
Smile 事業主向け雇用に 関する助成金制度 の情報冊子	発行機関	沖縄県商工労働部雇用政策課
	内容	雇用に関する助成金や各種支援制度の概要が記載した冊子です。
	沖縄県内配布場所	グッジョブ相談ステーション、沖縄県産業振興公社
中小企業 100の支援 	発行機関	沖縄県産業振興公社
	内容	中小企業施策に関する手引き書として主な施策の概要を紹介しています。 「中小企業100の支援」Webサイトからも施策を確認できます。
	沖縄県内配布場所	沖縄県産業振興公社

令和2年度 中小企業100の支援

令和2年 7月発行

編集・発行 公益財団法人 沖縄県産業振興公社
(沖縄県中小企業支援センター)
〒901-0152那覇市小祿1831番地1
TEL (098) 859-6237
FAX (098) 859-6233
印刷 株式会社 東洋企画印刷

※本冊子は、沖縄県中小企業総合支援事業費補助金により発行しています。



この印刷物は個人情報保護マネジメントシステム
(プライバシーマーク) を認証された事業者が印刷しています。

24000430



最新情報はWEBサイトをご覧ください。

中小企業100の支援 ホームページ

<https://100support.okinawa/>

web版公開中



100の支援

🔍 検索

